

議題2（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

令和7年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

標記について、別紙のとおり決定する。

令和6年12月23日

大阪府教育委員会

<参考>

〔趣旨〕

- 1 府立学校の校長及び准校長が令和7年度学校経営計画を作成するに当たり、府立学校の運営の指針となるべき事項として、令和7年度に取り組むことを定め、周知徹底を図るもの。
- 2 市町村教育委員会に対する指導・助言の基本方針として、令和7年度に取り組むことを定め、周知徹底を図るもの。

〔根拠規程〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

大阪府立学校条例

（学校運営に関する指針）

第五条 大阪府教育委員会は、基本計画（大阪府教育行政基本条例第三条に規定する基本計画をいう。）を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。

大阪府教育行政基本条例
(市町村教育委員会に対する指導等)

第八条

- 2 委員会は、基本計画を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。

(案)
令和7年度

府立学校に対する指示事項

～ 未来を^{ひら}拓く教育をめざして～

大阪府教育委員会

目次

■ 第1章 確かな学力の定着と学びの深化

◇ 1 学習指導要領の確実な実施

－「確かな学力」の育成と授業改善－

- ・ 取組みの重点 …………… 9
- ・ 取組み項目
 - (1) 特色ある教育活動の充実…………… 9
 - (2) 教育課程の編成…………… 9
 - (3) 学習指導要領の確実な実施…………… 9
 - (4) 総合的な探究(学習)の時間の実施…………… 10
 - (5) 学習形態の工夫…………… 10
 - (6) 児童・生徒の学習評価…………… 10
 - (7) 授業の質の向上…………… 10
 - (8) ICTを活用した取組みの推進
 - －1人1台端末の効果的な活用－…………… 11
 - (9) 情報リテラシーの育成…………… 11
 - (10) 政治的教養を育む教育の推進…………… 11
 - (11) 消費者教育の充実…………… 11
 - (12) 学校図書館の活用…………… 11
 - (13) 学校外の学修…………… 11
 - (14) 国旗・国歌の指導…………… 11

◇ 2 グローバル社会を生き抜く力の育成

－探究的な学びや英語教育等の充実－

- ・ 取組みの重点 …………… 14
- ・ 取組み項目
 - (1) 総合的な探究(学習)の時間の実施(再掲)
…………… 14
 - (2) 外国語教育の充実…………… 14
 - (3) 理数教育の充実…………… 14
 - (4) 国際教育…………… 14
 - (5) 環境教育の推進…………… 15
 - (6) 海外修学旅行の実施…………… 15
 - (7) 近隣アジア諸国との交流…………… 15
 - (8) 平和教育の推進…………… 15

◇ 3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

- ・ 取組みの重点 …………… 16
- ・ 取組み項目
 - (1) 個々の状況に即した適切な支援の充実…………… 16
 - (2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用…………… 16
 - (3) 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援…………… 17
 - (4) 支援学校における地域支援の推進…………… 17
 - (5) 医療的ケアのさらなる充実…………… 17
 - (6) 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習保障…………… 17
 - (7) 日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援…………… 18

◇ 4 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

- ・ 取組みの重点 …………… 20
- ・ 取組み項目
 - (1) 交流及び共同学習の推進…………… 20
 - (2) 高等学校における支援教育の推進…………… 20

◇ 5 府立高校の魅力づくりと効果的な情報発信

- ・ 取組みの重点 …………… 22
- ・ 取組み項目
 - (1) 魅力ある教育活動の実施…………… 22
 - (2) 学校の教育活動の積極的な情報発信…………… 22
 - (3) 保護者等への授業公開…………… 22
 - (4) 学校 Web ページの活用…………… 22
 - (5) 工業系・商業系高校等の地域連携・地域貢献…………… 23

■ 第2章 豊かな心と健やかな体の育成

◇ 6 人権・多様性を尊重する教育の推進

- ・ 取組みの重点 …………… 24
- ・ 取組み項目
 - (1) 人権教育推進計画の作成…………… 24
 - (2) 人権教育の一環としての同和教育の推進 …… 24
 - (3) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進 …… 24
 - (4) 互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進 …………… 25
 - (5) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応…………… 25
 - (6) 支援を要する子どもの人権を尊重した指導等の充実…………… 25
 - (7) 日本人拉致問題に関する理解…………… 25
 - (8) 心の教育の充実…………… 25
 - (9) 規範意識の育成…………… 25
 - (10) 道徳教育の推進…………… 26
 - (11) 読書活動の推進…………… 26
 - (12) 体験活動の充実…………… 26
 - (13) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用 26
 - (14) 法定表簿等の適切な記載…………… 26

◇ 7 子どもたちの生命・身体を守る取組み

- ・ 取組みの重点 …………… 29
- ・ 取組み項目
 - (1) 幼児・児童・生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携…………… 29
 - (2) 「こころの再生」府民運動…………… 29

◇ 8 いじめへの取組み

- ・ 取組みの重点 …………… 31
- ・ 取組み項目
 - (1) 多様化する生徒指導上の課題への取組みの充実…………… 31
 - (2) いじめの未然防止及び早期発見・早期解決 …… 32
 - (3) 問題行動への取組みの充実…………… 32
 - (4) 子どもへの尊厳を守る取組み…………… 32

◇ 9 中途退学・不登校の未然防止

- ・ 取組みの重点 …………… 34
- ・ 取組み項目
 - (1) 中途退学防止に向けた指導体制の確立 …… 34
 - (2) 不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実…………… 35

◇ 10 情報モラルの育成

- ・ 取組みの重点 …………… 36
- ・ 取組み項目
 - (1) 情報通信ネットワークの適切な活用 …… 36
 - (2) ネットトラブルの防止・指導・対応について …… 36
 - (3) 携帯電話等使用に係る指導の充実 …… 36

◇ 11 学びに向かう環境づくりの充実

- ・ 取組みの重点 …………… 38
- ・ 取組み項目
 - (1) 日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援（再掲）…………… 38
 - (2) 経済的理由により就学困難な生徒への配慮 …… 38
 - (3) がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励…………… 38
 - (4) ヤングケアラーに対する支援…………… 39
 - (5) 転入学の受入対応…………… 39
 - (6) 生徒等の状況に応じた指導の工夫と改善 …… 39

◇ 12 体力づくりの推進と学校の体育活動中の事故防止等の取組み

- ・ 取組みの重点 …………… 41
- ・ 取組み項目
 - (1) 体力づくりの推進…………… 41
 - (2) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底 …… 41

◇ 13 健康教育の充実

- ・ 取組みの重点 …………… 43
- ・ 取組み項目
 - (1) 食物アレルギー事故防止の徹底…………… 43
 - (2) 学校給食における衛生管理の徹底…………… 43
 - (3) 食育の推進…………… 43
 - (4) 学校保健計画の策定…………… 44
 - (5) 感染症予防の取組み…………… 44
 - (6) がん教育の推進…………… 44
 - (7) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育の推進…………… 44
 - (8) 精神疾患に関する指導の充実…………… 44
 - (9) ギャンブル等依存症に関する教育の推進…………… 44
 - (10) AEDを含む心肺蘇生実習の実施…………… 44
 - (11) 性に関する指導の充実…………… 44
 - (12) 健康相談体制の充実…………… 45
 - (13) 学校保健委員会の開催…………… 45
 - (14) 安全・快適な教育環境の確保…………… 45
 - (15) 養護教諭複数配置校における取組みの充実…………… 45

▽ 第2章の関連事項

- (1) 文化財の活用…………… 47

■ 第3章 将来をみすえた自主性・自立性の育成

◇ 14 自主性・自立性を育成するキャリア教育の推進

- ・ 取組みの重点…………… 48
- ・ 取組み項目
 - (1) 希望進路の実現…………… 48
 - (2) 異なる校種間での連携の推進…………… 48
 - (3) 学習活動への専門人材の活用や大学等との連携の充実について…………… 49
 - (4) 進路に係る問題事象への対応…………… 49
 - (5) 障がいのある児童・生徒へのキャリア教育の充実…………… 49
 - (6) 進学に係る奨学金等の指導…………… 49

◇ 15 部活動の取組み

- ・ 取組みの重点…………… 51
- ・ 取組み項目
 - (1) 部活動の在り方…………… 51
 - (2) 支援学校におけるスポーツや文化芸術活動等の充実…………… 51

■ 第4章 多様な主体との協働

◇ 16 多様な人材・機関と連携した学校づくり

- ・ 取組みの重点…………… 53
- ・ 取組み項目
 - (1) 学習活動への専門人材の活用や大学等との連携の充実について(再掲)…………… 53
 - (2) 異なる校種間での連携の推進(再掲)…………… 53
 - (3) 教育コミュニティづくりへの参画・協力…………… 53
 - (4) PTA活動の在り方…………… 53
 - (5) PTAの人権意識の高揚…………… 53

◇ 17 家庭教育支援の充実

- ・ 取組みの重点…………… 55
- ・ 取組み項目
 - (1) 親学習の実施促進…………… 55

■ 第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

◇ 18 働き方改革

- ・ 取組みの重点…………… 56
- ・ 取組み項目
 - (1) 在校等時間管理…………… 56
 - (2) 校務におけるICT活用の推進…………… 56
 - (3) 外部人材の活用…………… 56
 - (4) 部活動の適正化…………… 57
 - (5) 労働安全衛生体制の充実…………… 57
 - (6) 休憩時間…………… 57
 - (7) 週休日の教育活動…………… 57
 - (8) 土曜授業…………… 57

◇ 19 校長のリーダーシップによる学校経営の確立

- ・ 取組みの重点 …………… 59
- ・ 取組み項目
 - (1) PDCA サイクルによる学校経営の推進 ……59
 - (2) 学校評価における学校関係者評価の活用 59
 - (3) 組織的・効率的な学校運営 ……………59
 - (4) 支援チームの活用 ……………60
 - (5) 職員会議の適切な運営 ……………60
 - (6) 加配教員の適切な活用 ……………60
 - (7) 人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携 ……………60
 - (8) 教育相談体制の充実 ……………60
 - (9) 保護者・地域ニーズの学校運営への反映 60
 - (10) 学校運営協議会を通じた学校運営 ……60
 - (11) 入学者選抜の厳正な実施 ……………60

◇ 20 教職員の資質・能力の向上

- ・ 取組みの重点 …………… 62
- ・ 取組み項目
 - (1) 社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上 ……………62
 - (2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり …62
 - (3) 校内外の研修を効果的に活用した人材育成 …62
 - (4) 評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成 ……………63
 - (5) 教職員全体の指導力向上 ……………63
 - (6) 支援学校における教員の専門性の向上 …63
 - (7) 教職員のカウンセリングスキルの向上 …63
 - (8) 教職員人権研修ハンドブックの活用 ……63
 - (9) 人権侵害事象等に対する対応 ……………63
 - (10) 優秀教職員等表彰について ……………64
 - (11) 承認研修について ……………64
 - (12) 次世代育成について ……………64
 - (13) 女性活躍の推進について ……………64

◇ 21 不祥事の防止

- ・ 取組みの重点 …………… 66
- ・ 取組み項目
 - (1) 児童・生徒に対する性暴力等について ……66
 - (2) 飲酒運転について ……………66
 - (3) 服務監督について ……………67
 - (4) 自家用自動車等を使用しての通勤認定について ……………67
 - (5) 通勤について ……………67
 - (6) 兼職・兼業について ……………67
 - (7) 教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合について ……………67
 - (8) 旅費について ……………67

◇ 22 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

- ・ 取組みの重点 …………… 69
- ・ 取組み項目
 - (1) 体罰の防止 ……………69
 - (2) セクシュアル・ハラスメントの防止 ……69
 - (3) 相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応 ……………69

◇ 23 個人情報の適正な管理

- ・ 取組みの重点 …………… 71
- ・ 取組み項目
 - (1) 情報管理規定の策定 ……………71
 - (2) 行政文書や個人情報の適切な取扱い ……71
 - (3) 情報機器からの情報漏洩の防止 ……………72
 - (4) 個人情報管理のためのルールの作成 ……72
 - (5) 事象生起時の対応 ……………72

◇ 24 職場におけるハラスメントの防止

- ・ 取組みの重点 …………… 73
- ・ 取組み項目
 - (1) ハラスメントの未然防止 ……………73
 - (2) 良好な勤務環境の維持 ……………73
 - (3) 校内相談窓口の周知と適切な対応 ……73

- ◇ 25 「指導が不適切である」教員への対応
 - ・ 取組みの重点……………75

▽ 第5章の関連事項

- (1) 学校会計事務の適正化……………76
- (2) 廃棄物処理等事務の適正化……………76
- (3) 非常勤職員の効果的な配置と活用……………76
- (4) 就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策……………76
- (5) 行政の福祉化……………77
- (6) 備品の適正管理……………77

■ 第6章 学びを支える環境整備

- ◇ 26 自然災害等に備えた安全・安心な教育環境の確保及び安全教育の充実

- ・ 取組みの重点……………78
- ・ 取組み項目
 - (1) 学校安全計画の策定……………78
 - (2) 安全確保及び学校の安全管理……………78
 - (3) 学校事故対応の徹底……………79
 - (4) 緊急事態への対処……………79
 - (5) 安全対策の推進……………79

- 資料……………81

- 学校組織運営に関する指針……………87

1

学習指導要領の確実な実施 — 「確かな学力」の育成と授業改善—

学習指導要領を踏まえ、学校として育てたい幼児・児童・生徒像や、必要となる資質・能力を明確にするとともに、学習の基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力などを育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程を編成することが重要である。

そのため、計画した教育課程の実施状況を毎年度適切に評価するとともに、学校全体として組織的に学習指導や学習評価の改善に取り組む必要がある。

【取組みの重点】

- (ア)主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、教科を超えて学習指導に関する実践事例を共有・研究するなど、組織的に授業改善を図ること。
- (イ)指導と評価の一体化の視点から、「観点別学習状況の評価」や「幼児理解に基づいた評価」を活用し、学習指導の見直しを行うこと。

【取組み項目】

(1) 特色ある教育活動の充実

- 「大阪府教育振興基本計画」及び学習指導要領を踏まえ、幼児・児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学びにつながるような特色ある教育活動の充実を図ること。

(2) 教育課程の編成

- 学習指導要領の内容について、教職員に周知を徹底するとともに、適切な教育課程の編成・実施を行うこと。
- 各学校においては、授業日数及び各教科・科目等の授業時数の確保に努めること。
- 府立支援学校においては、児童生徒の実態及び標準授業時数を踏まえて、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定すること。
- 学習指導要領を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究(学習)の時間等の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、幼児・児童・生徒や学校の実態等に応じた適切な「学校設定科目及び学校設定教科」を開設するなど、各学校が特色ある教育課程の編成に努めること。

- 教育課程の編成に当たっては、府教育センターの高等学校教育推進室・支援教育推進室と十分連携を図ること。
- 学校行事については行事間の関連や統合を図る等、実態に応じて精選・重点化を図ること。

(3) 学習指導要領の確実な実施

- 学習指導要領に基づき、各学校においては、総則、各教科・科目、総合的な探究(学習)の時間、特別活動等の指導を適切に行うとともに、学校や幼児・児童・生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成や教員研修の充実を一層進めること。
- 学習指導に当たっては、学習指導要領に基づいた学びの連続性を十分に理解したうえで効果的に行うこと。
- 主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりの推進に努めること。その際、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型をめざした技術に留まるのではなく、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげたり、対話

等を通じ自己の考えを広げ深めたり、問題を見いだして解決策を考え、思いや考えを基に創造したりするような、質の高い学びの実現をめざすこと。

- ・ 指導と評価の年間計画(シラバス)の作成に当たっては、学習指導要領に示された学習内容等について十分に確認を行うこと。また、教員間で指導と評価の年間計画(シラバス)を共有し、各教科・科目等の内容の相互の関連を図るよう努めること。
- ・ 基礎学力の確実な定着を図る取組みとともに教育環境づくりの取組みなど、創意工夫した特色ある教育活動の推進に努めること。
- ・ 言語活動や体験活動などの充実に引き続き努めること。

(4) 総合的な探究(学習)の時間の実施

- ・ 総合的な探究(学習)の時間の実施に当たっては、学習指導要領で示されているように、教科・科目等の枠を越えて学習の基盤となる資質・能力が育まれるように配慮するとともに、引き続きすべての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。
- ・ 課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする活動や、情報収集、整理・分析、まとめ、表現する活動を行うこと。

(5) 学習形態の工夫

- ・ 学習の形態については、ティーム・ティーチング、習熟度別学習、少人数指導、体験学習等、児童・生徒の実態に応じた工夫を行うこと。
- ・ 実施に当たっては、事前、事後の児童・生徒の学習到達度を把握し、その効果の測定に努めること。

(6) 児童・生徒の学習評価

- ・ 児童・生徒の学習評価については、児童・生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方

について十分検討すること。また、「観点別学習状況の評価」の実施に当たっては、児童・生徒一人ひとりの学習状況を観点ごとに適切に評価できるよう工夫・改善すること。

- ・ 障がいのある児童・生徒に対する評価に当たっては、学習指導要領及び関係通知を踏まえ、評価の在り方や評価の方法を児童・生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして児童・生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。

(7) 授業の質の向上

- ・ 授業は学校の教育活動の中心をなすものである。児童・生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するために、指導と評価の一体化を通じて学習指導の在り方を見直すことや、授業アンケートの結果を踏まえることにより授業を改善すること。
- ・ 各教員が、主体的に授業を研究し、授業形態の工夫や今後進化し続けるICT機器の積極的な活用等により授業改善を図るとともに、校内で好事例の共有を積極的に行うなど、学校として組織的に授業の質の向上に向けた取組みを進めること。
- ・ 英語の授業においては、各学校が「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定し、生徒が身に付ける能力を明確化することで、生徒の指導と評価の改善につなげること。また、生徒の英語力の向上に向け、4技能を総合的に育成する授業づくりを進めること。
- ・ 校長は授業観察等を通じて現状の把握を行うこと。
- ・ 府立高校においては生徒による授業アンケートを年2回、府立支援学校においては児童・生徒又は保護者による授業アンケートを少なくとも年1回実施し、アンケート結果による授業における課題の洗い出し、課題に対する改善方策の策定、改善状況の把握・検証を行うこと。
- ・ 教員相互の研究授業や保護者等を対象とした公開授業を実施し、多様な観点から授業

を評価・検証するなど、授業改善に努めること。

- ・ 府教育センターが実施しているパッケージ支援等を活用し、授業改善に向けた取組みを組織的に進めること。

(8) ICT を活用した取組みの推進

－ 1人1台端末の効果的な活用－

- ・ 校内体制を整備し、ICT を活用した授業実践に向けた教員研修の実施や好事例の共有等、学校として組織的な取組みを推進すること。
- ・ 取組みの推進に当たっては、専門人材等を効果的に活用するとともに、国や府教育委員会が作成する資料や府教育センターが行う研修等も活用すること。

(9) 情報リテラシーの育成

- ・ 情報社会や技術革新が加速度的に進み、1人1台端末の導入など、日常生活や学校等での学びが変化していく中で、児童・生徒には、より一層情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための資質・能力を身に付けさせること。

(10) 政治的教養を育む教育の推進

- ・ 政治的教養や主体的に判断する力を高めるとともに、積極的に政治参加できる意欲や態度の育成を図るため、「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」に基づき、計画的・組織的に取り組むこと。
- ・ 政治に参加する意義や選挙の仕組みを学ばせるとともに、違法な選挙運動を行うことがないよう選挙制度の理解を図り、主体的に判断できる力の育成に努めること。
- ・ 実施に当たっては、学校における政治的中立の確保に努めること。

(11) 消費者教育の充実

- ・ 成年年齢の引き下げを踏まえ、家庭科などにおいて、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容及び消費者被害の未然防

止に関する内容の充実を図ること。

- ・ 消費者庁作成の消費者教育教材等を活用するなど、消費者教育の充実を図ること。

(12) 学校図書館の活用

- ・ 学校図書館を活用した調べ学習や朝の読書活動等により、幼児・児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。
- ・ 司書教諭を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。
- ・ 幼児・児童・生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努めること。特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館すること。

(13) 学校外の学修

- ・ 生徒の多様な興味・関心等を踏まえ、学ぶ意欲を高め、生徒の個性を一層伸ばす観点から、高大連携等により、大学・専修学校等における学習、知識及び技能に関する審査、ボランティア及び就業体験等に係る活動を積極的に取り入れ、その学修の成果の単位認定制度を活用すること。
- ・ 実施に当たっては、関係指針に基づき、所定の手続きを行うこと。

(14) 国旗・国歌の指導

- ・ 入学式や卒業式等の儀式的行事については、学校生活に有意義な変化や折りめを付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- ・ 入学式や卒業式等においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう努めること。
- ・ 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」(平成23年6月13日施行)が制定されたことも踏まえ、入学式及び卒業式等、国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、教職

員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌
斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・『『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について』（令和3年8月26日・文部科学省）
 - ・『『観点別学習状況の評価』実施の手引き』（令和3年1月）
 - ・「支援学校授業評価ガイドラインⅡ」（令和2年4月）
 - ・「幼児理解に基づいた評価」（平成31年3月・文部科学省）
 - ・「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」（平成31年2月）
 - ・「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成30年3月・文部科学省）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚園教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年3月31日・文部科学省）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - ・「大阪府立支援学校 教育課程基準」（令和7年4月予定）
 - ・「大阪府立高等学校 教育課程基準」（令和6年3月）
 - ・「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年12月27日・文部科学省）
- 「取組み項目」（3）に関連した資料
 - ・『『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について』（令和3年8月26日・文部科学省）
 - ・「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成30年3月・文部科学省）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚園教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年3月31日・文部科学省）
 - ・「特別支援学校幼稚園教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）
 - ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月・中央教育審議会）
 - ・「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改正について」（平成27年4月24日・文部科学省）
- 「取組み項目」（4）に関連した資料
 - ・「今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開」（令和5年3月 文部科学省）
- 「取組み項目」（6）に関連した資料
 - ・『『観点別学習状況の評価』実施の手引き』（令和3年1月）
 - ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日・文部科学省）
 - ・「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」（平成13年9月12日・教委教務第514号）
- 「取組み項目」（7）に関連した資料
 - ・「高等学校における校内授業実践研究進め方ガイドブック」（令和5年3月改訂）
 - ・「支援学校授業評価ガイドラインⅡ」（令和2年4月）
 - ・『『深い学び』をもたらし授業デザインー学びの質の改善に向けてー』（令和2年3月）
 - ・「新学習指導要領（平成30年告示）のポイント、各教科等のポイント」（令和元年5月）

- 「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」(平成31年2月)
- 「各中・高等学校の外国語教育における『CAN-DO リスト』の形での学習到達目標設定のための手引き」(平成25年3月・文部科学省)
- 「大阪版 英語 CAN-DO リスト」「CAN-DO リストの作成と活用に向けて」(大阪府教育センターWeb ページ「教職員のためのページ(教材・資料等)」)
- 「動画で見る府立高校英語授業実践事例」(大阪府教育センターWeb ページ「教職員のためのページ(教材・資料等)」)
- 「取組み項目」(8)に関連した資料
 - 「令和6年度 府立学校 GIGA スクール運営支援センターについて」(令和6年5月31日・教改第1004-2号)
 - 「府立高校における ICT 活用ビジョンの策定について」(令和6年5月27日・教改第1306号)
- 「取組み項目」(10)に関連した資料
 - 「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」(令和6年4月)
 - 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成27年10月29日・文部科学省)
 - 「高校生向け副教材、教師用指導資料」(総務省、文部科学省)及び「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」(平成27年9月29日・文部科学省)
 - 「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について(依頼)」(平成27年7月28日・文部科学省)
- 「取組み項目」(11)に関連した資料
 - 「社会への扉」(平成29年4月・消費者庁)
 - 「めぞう！消費者市民」(平成29年2月)
- 「取組み項目」(12)に関連した資料
 - 「学校図書館活性化ガイドライン」(平成23年3月)
- 「取組み項目」(13)に関連した資料
 - 「高等学校等における学校外学修の単位認定について」(平成29年5月・文部科学省)
 - 「大阪府立高等学校 教育課程基準」(令和5年3月)
- 「取組み項目」(14)に関連した資料
 - 「入学式及び卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」(平成24年1月17日・教委高第3869号)

2

グローバル社会を生き抜く力の育成
ー 探究的な学びや英語教育等の充実ー

国際化や人工知能・IoT等の技術革新等が加速的に進展する中、各学校においては、問題発見・解決能力、論理的思考力や英語運用能力を育成することにより、児童・生徒一人ひとりが、SDGsの視点も踏まえ、グローバルな社会課題の解決におけ、自らが果たすべき役割を考え、行動できるようにすることが求められている。

【取組みの重点】

- (ア)総合的な探究(学習)の時間をはじめ、すべての教科・科目等において、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学びを充実させることにより、課題を発見し解決していくために必要な資質・能力を育成すること。
- (イ)府教育庁が令和5年度に開発した英語学習ツール(BASE in OSAKA)等のデジタルコンテンツの活用などにより、授業における言語活動を充実させ、生徒の英語運用能力、とりわけ英語を「話す力」の育成に努めること。

【取組み項目】

(1) 総合的な探究(学習)の時間の実施
(再掲)

- 総合的な探究(学習)の時間の実施に当たっては、学習指導要領で示されているように、教科・科目等の枠を越えて学習の基盤となる資質・能力が育まれるように配慮するとともに、引き続きすべての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。
- 課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする活動や、情報収集、整理・分析、まとめ、表現する活動を行うこと。

(2) 外国語教育の充実

- 学習指導要領を踏まえ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域別及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を充実させることにより、児童・生徒の英語運用能力を育成すること。
- 海外研修や海外の高校生とのオンライン交流等により、生の英語に触れる機会を設け

るよう努めること。

- 英語以外の外国語についても、他者とのコミュニケーションの基盤を形成する観点から、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域別及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を充実させること。

(3) 理数教育の充実

- 科学技術の発展が、実社会・実生活を豊かにしてきたことについて、身近な事物・現象に関する観察・実験等を通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うよう授業等の工夫・改善に努めること。
- 中学校等での数学・理科の学習成果を踏まえて、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心を持ち続ける態度を育てるよう努めること。

(4) 国際教育

- 国際化が進展する中であって、自国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違い

を認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる力の育成に努めること。

- 国際教育を進めるに当たっては、SDGsの視点も踏まえ、児童・生徒が国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するよう、各教科・科目、総合的な探究（学習）の時間、特別活動及び課外活動との有機的な関連を図りつつ、学校教育活動全体の中で取り組むこと。
- 国際関係機関との連携や海外の学校との友好交流等を推進するとともに、地域社会の人材を積極的に活用するなど、継続的な推進を図ること。

（５）環境教育の推進

- 児童・生徒が自ら地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やより良い環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。
- 環境教育は多くの教科・科目の内容に関わることから、総合的な探究（学習）の時間を活用するなど、教科横断的・総合的に推進すること。
- 環境に関する学校設定教科・科目やコース等の設置について、検討すること。

（６）海外修学旅行の実施

- 海外修学旅行を実施するに当たっては、目的を明確にするとともに、安全確保、健康管理等に配慮すること。
- 生徒の国際理解を深める観点から、現地校との交流活動を積極的に実施するなど、その内容の充実に努めること。

（７）近隣アジア諸国との交流

- 韓国や中国等、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進や、韓国・朝鮮語、中国語の学習機会を充実させるなど、相互理解や相互信頼を深めるための取り組みを積極的に進めること。

（８）平和教育の推進

- 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、関係資料や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導すること。
- 国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。

<参考>

- 「取組みの重点」、「取組み項目」（２）に関連した資料
 - 「英語学習ツール（BASE in OSAKA）の活用について」（令和6年1月25日・教高第3941号）
 - 「英語スピーキング力測定ツールの活用について」（令和4年7月15日・教高第2182号）
 - 『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」（令和3年8月26日・文部科学省）
 - 「大阪府立高等学校英語スピーキング教材」（平成31年1月）
 - 「大阪府立高等学校英語スピーキングテスト」（平成30年9月）
 - 「府立高等学校における英語スピーキングテストの実施について」（平成30年6月11日・教高第1760号）
 - 『英語を話す力』を伸ばすための教材集」（平成30年3月）
- 「取組み項目」（１）に関連した資料
 - 「今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開」（令和5年3月 文部科学省）
- 「取組み項目」（６）に関連した資料
 - 「大阪府立学校の管理運営に関する規則」（令和6年4月1日）
 - 「海外修学旅行等の安全確保について」（令和元年5月17日・教高第1521号）
 - 「宿泊を伴う教育活動実施上の留意事項等の一部改訂について」（平成30年12月21日・教高第3377号）
- 「取組み項目」（８）に関連した資料
 - 「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）

3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

府内すべての学校で、配慮や支援を要する幼児・児童・生徒一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた指導・支援・配慮を行うことが重要である。

また、これらのニーズに対応するため、専門家や福祉等関係機関との連携を強化するとともに、不安や悩みを抱える幼児・児童・生徒が安心して相談できるよう、支援体制を充実させる必要がある。

【取組みの重点】

- (ア)学校は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、本人・保護者との合意形成を図り、合理的配慮を提供すること。その際、府立高校においては、支援教育サポート校や支援学校のセンター的機能を活用すること。
- (イ)不登校児童・生徒については、学びのアクセスを確保する観点から、個々の児童・生徒の実態に応じた学習支援に努めること。特に高等学校の全日制の課程及び定時制の課程においては、遠隔授業や通信教育を活用すること等により、学習機会の確保に努めること。
- (ウ)日本語指導が必要な児童・生徒に対し、学習や学校生活における課題を解決し、希望する進路が実現できるよう、取り組むこと。

【取組み項目】

(1) 個々の状況に即した適切な支援の充実

- 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心掛けながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。
- 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加まで切れめない支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする医療・保健・福祉等の専門人材及び関係機関との連携に努めること。
- 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」等により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。また、支援教育コーデ

ィネーターを中心とした校内委員会を活用して、個々の生徒の状況に即した学習指導や評価の在り方の工夫に組織的に取り組み、進級・卒業をめざした適切な指導を行うこと。その際には、支援教育サポート校や府立支援学校のセンター的機能の効果的な活用を図ること。

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

- 障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの実態を的確に把握し、保護者、関係者等と連携したうえで、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、支援体制の充実を図ること。またそれらの支援ツール等を活用し、福祉等関係機関との連携を一層推進すること。
- 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織

的に行うこと。

- ・ 「個別の指導計画」についても、障がいの状況や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的でわかりやすい内容表記を心掛けるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に提示するなど、十分説明して理解を得ながら、PDCA サイクルによる指導改善を図ること。

(3) 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援

- ・ 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援については、「発達障害者支援法」の趣旨を理解し、一人ひとりのニーズや状況を踏まえた適切な指導・支援を行うこと。
- ・ 府立高校においては、学習指導要領の趣旨が生かせるよう、府教育センター等で実施する研修の積極的な活用にも努めるとともに、関係資料を活用した校内研修の機会の充実を図ること。

(4) 支援学校における地域支援の推進

- ・ 支援学校は、地域支援リーディングスタッフを中心にセンター的機能を発揮し、市町村リーディングチームや、医療・保健・福祉・労働等の関係機関及び専門人材等と連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた助言を行うこと。また、小・中学校等の校内支援体制の構築に向けた取組みへの支援に努めること。
- ・ 地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校の Web ページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。

(5) 医療的ケアのさらなる充実

- ・ 医療的ケアに必要な幼児・児童・生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、とりわけ、高度・複雑化する医療的ケアに対応できる校内体制の整備・充実等に努めること。

- ・ 看護師を含む教職員間の連携を深めるとともに、保護者や学校医・医療等との連携、緊急時の対応など、医療的ケアに関する校内体制の充実を図ること。とりわけ、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校においては、「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」に基づき、学校ごとの実施要領を策定すること。さらに校内医療的ケア安全委員会を設置するなど、関係者が連携して対応できる体制を構築すること。
- ・ 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解を深めるために、医療的ケアに関する校内研修等の充実に努めること。
- ・ 人工呼吸器をはじめとした高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒について、その安全性を考慮しながら、保護者付添い等を含め、個別に対応を検討すること。
- ・ 医療的ケア通学支援事業の活用等により、医療的ケアが必要なために通学が困難な幼児・児童・生徒の学習機会の確保及びその充実を図ること。

(6) 不登校児童・生徒に対する学習保障

- ・ 不登校児童・生徒の学習状況を踏まえ、ICTを活用するなど指導方法や指導体制を工夫・改善し、個々の状況に応じ、学習活動の充実を図ること。
- ・ 高等学校の全日制の課程及び定時制の課程においては、不登校生徒の学習機会確保の観点から、生徒個々の状況に応じて、遠隔授業や通信教育を活用すること。
- ・ 登校の意志があるにもかかわらず登校できない児童・生徒に対して、そのきっかけや理由を踏まえ、本人の希望を尊重したうえで、大阪府高等学校教育支援センター（ルポン）などの施設等を活用するなど学習保障に向けた支援を行うこと。
〔関連記載 P35 (2) 不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実〕

(7) 日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援

- 日本語指導を必要とする海外から帰国又は渡日した児童・生徒については、一概に日本語ができないとの前提で接するのではなく「日本語以外の言語を含めた複数の言語ができる児童・生徒（多言語児童生徒）」と捉え、支援に努めること。
- 日本語指導が必要な児童・生徒（多言語児童生徒）に対しては、教育サポーター及び府教育委員会が作成した資料等を活用し、学習

言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。

- 府が実施する研修等を通して、担当教員の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。
- 学校生活等のサポート情報を外国語に翻訳した Web ページ等を活用し、学校生活や進路の支援に努めること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - 「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」（令和6年8月21日・教高第2329号）
 - 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～』（令和4年4月改訂）
 - 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年4月1日施行・内閣府）
 - 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月・文部科学省）
 - 「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成31年3月改訂・文部科学省）
 - 「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び要綱」（平成28年4月施行・大阪府 Web ページ）
 - 「日本語支援アイデア集」（平成23年3月・大阪府 Web ページ）
 - 「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日・文部科学省）
 - 「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」（大阪府 Web ページ）
 - 「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」（令和6年2月13日・文部科学省）
- 「取組み項目」（1）に関連した資料
 - 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～』（令和4年4月改訂）
 - 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月・文部科学省）
 - 「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月・文部科学省、厚生労働省）
 - 「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び要綱」（平成28年4月施行）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - 「みつめよう一人ひとりを」（令和6年3月改訂・大阪府 Web ページ）
 - 「個別の教育支援計画の参考様式について」（令和3年6月30日・文部科学省）
 - 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクト』報告」（平成30年3月29日・厚生労働省、文部科学省）
 - 「特別支援学校幼稚園部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）
 - 『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）
- 「取組み項目」（3）に関連した資料
 - 「社会参加をみずえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」（令和2年9月）
 - 「高等学校学習指導要領」（平成30年3月公示・文部科学省）
 - 「発達障害者支援法」（平成28年8月改正・文部科学省）
 - 「共感からはじまる『わかる』授業づくり」（平成24年8月）
 - 「明日からの支援に向けて」（平成24年8月）

- 「取組み項目」(4)に関連した資料
 - ・「高等学校学習指導要領」(平成30年3月公示・文部科学省)
 - ・「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」(平成29年3月公示・文部科学省)
 - ・「幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領」(平成29年3月公示・文部科学省)
- 「取組み項目」(5)に関連した資料
 - ・「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」(令和5年3月改訂・教支第2383号)
 - ・「令和4年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について(周知)」(令和4年4月1日・文部科学省)
 - ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」(令和3年9月17日・文部科学省)
 - ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」(令和3年6月18日・文部科学省)
 - ・「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年6月・文部科学省)
 - ・「医療的ケアの必要な生徒への配慮事項等について」(令和3年4月14日・教高第1245号)
 - ・「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について(通知)」(令和2年3月16日・文部科学省)
 - ・「医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について」(令和元年5月21日・文部科学省)
 - ・「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月20日・文部科学省)
 - ・「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の一連の推進について」(平成28年6月3日・厚生労働省、内閣府、文部科学省)
- 「取組み項目」(6)に関連した資料
 - ・「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」(令和6年2月13日・文部科学省)
- 「取組み項目」(7)に関連した資料
 - ・「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」(令和6年8月21日・教高第2329号)
 - ・「在日外国人に関わる教育における指導の指針」(令和6年2月)
 - ・「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成31年3月改訂・文部科学省)
 - ・「高等学校教科書用語集(8言語対訳)保健体育分野・家庭科分野」(平成23年3月)
 - ・「日本語支援アイデア集」(平成23年3月)
 - ・「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成22年3月)
 - ・「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」(大阪府Webページ)
 - ・「外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト『かすたねっと』」(文部科学省Webページ)

4

「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

障がいの有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が地域社会で豊かに生きるために、小・中学校や高等学校、支援学校等での多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育をすべての学校においてさらに推進する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、ともに助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。
- (イ) 府立高校においては、自立支援推進校・共生推進校等の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 交流及び共同学習の推進

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との相互交流の機会を設け、交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、互いに尊重しながら協働して生活していく態度の育成を図ること。
- ・ 府立支援学校にあっては、近隣の学校のみならず、在籍する幼児・児童・生徒の居住する地域の学校との交流及び共同学習が推進されるよう努めること。

(2) 高等学校における支援教育の推進

- ・ すべての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。
- ・ 自立支援推進校・共生推進校においては、その取組みの成果を、府立高校で共有・活用できるように、発信に努めること。
- ・ 府立高校においては、支援教育サポート校の来校・訪問相談を活用し、支援教育の推進を図ること。また、支援学校のセンター的機能も併せて活用すること。

<参考>

○「取組み項目」(1)に関連した資料

- ・ 『交流及び共同学習ガイド』の改訂について(平成31年3月29日・文部科学省)
- ・ 「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」(平成30年3月30日・文部科学省)
- ・ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」(平成29年4月28日・文部科学省)
- ・ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」(平成29年3月31日・文部科学省)
- ・ 「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」(平成29年3月公示・文部科学省)
- ・ 『「ともに学び、ともに育つ」支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月・中央教育審議会初等中等教育分科会）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - 「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」（令和3年3月改定）

5

府立高校の魅力づくりと効果的な情報発信

社会の変化や多様なニーズを踏まえた教育内容の特色化、魅力化を推進するとともに、中学生等の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択につながるよう、効果的かつ積極的な広報活動が必要である。

【取組みの重点】

- (ア)各校においては、生徒の状況や地域の実態に応じ、適切な教育課程を編成するとともに、創意工夫を生かした魅力ある教育活動を展開すること。
- (イ)各校における魅力的な取組み等について、Web ページやリーフレット等の様々な媒体による広報活動を展開するとともに、対象者を明確にしたうえで内容を精査するなど、効果的な情報発信を図ること。

【取組み項目】

(1) 魅力ある教育活動の実施

- 各校においては、生徒や学校、地域の実態等に応じ、各教科・科目等の特質を生かし、教科横断的な視点から特色ある教育課程の編成を図ること。
- 各校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある取組みを展開すること。また、学校行事や学校外における体験活動などについては、生徒や地域の実態を踏まえた魅力あるものとなるよう努めること。

(2) 学校の教育活動の積極的な情報発信

- 府立高校及び知的障がい高等支援学校職業学科においては、中学生（義務教育学校後期課程及び支援学校中学部の生徒を含む。以下同じ。）の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択が可能となるよう、アドミッションポリシー（求める生徒像）をはじめ各学校の特色ある取組みを積極的に情報発信すること。
- 中学生やその保護者に対して、適切な進路情報を提供できるよう、中学校等への訪問、学校説明会や体験入学等を実施すること。

(3) 保護者等への授業公開

- 開かれた学校づくりを進めるため、保護者

等の理解と協力を得て教育活動を展開する観点から、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行うこと。

- 授業公開の実施に当たっては、幼児・児童・生徒の人権に対する配慮や個人情報の保護、安全確保等についても十分配慮すること。

(4) 学校 Web ページの活用

- 学校の Web ページについては、学校の魅力ある教育活動が鮮明に伝わるよう、SNS との連携や動画コンテンツ等の活用など、デザインの創意工夫に努めること。
- 開かれた学校づくりの観点から、学校経営計画や教育方針、学校教育自己診断、学校運営協議会に係る情報、教育課程、とりわけ特色ある教科・科目や総合的な探究（学習）の時間等を含む年間授業計画（シラバス）、進路状況、学校いじめ防止基本方針など教育情報の公開に努めること。
- 情報の公開に当たっては、最新の情報を発信するよう適宜更新を行うとともに、個人情報の取扱いについて配慮すること。

(5) 工業系・商業系高校等の地域連携・地域貢献

- 工業系高校については、大阪の産業基盤を継承・発展できる人材育成を行う学校づくりをめざし、地域産業との連携強化や、大学、高等専門学校など高等教育機関との接続の拡充を図ること。また、地域の小学校・中学校・支援学校等の児童・生徒に対してものづくりの魅力を伝えるため、出前授業の実施や体験教室を開催するなどの取組みを充実させること。
- 商業系高校については、大阪の産業を支える人材育成を行うための学校づくりを継続するとともに、グローバル化、DX・デジタル化が進展

するビジネス社会で求められる資質・能力の育成に向け、大学や産業界と連携・協働する取組みなど実践的・体験的な学習活動を実施すること。また、地域の小学校・中学校・支援学校等の児童・生徒に対して、出前授業の実施や体験教室を開催するなどの取組みを充実させること。

- 定時制（多部制単位制及び昼夜間単位制を含む）・通信制の課程においては、府民の再学習等の支援、地域への貢献及び地域との連携の観点から、定時制通信制オープンスクール（聴講制度）の活用の取組みをさらに推進すること。

<参考>

○「取組み項目」(5)に関連した資料

- ・「今後の工業系高等学校のあり方について」（令和4年11月・大阪府学校教育審議会工業教育部会答申）

6

人権・多様性を尊重する教育の推進

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法〔※1〕や府人権関係3条例〔※2〕をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、教職経験年数に関わらず、管理職をはじめとするすべての教職員が、あらゆる教育活動において人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。

【取組みの重点】

- (ア)人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ、感染症、インターネット上の差別やいじめ等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。
- (イ)教職経験年数に関わらず、管理職をはじめとするすべての教職員が、研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

【取組み項目】

(1) 人権教育推進計画の作成

- 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意すること。
- 幼児・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- 幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- 人権教育を進めるに当たっては、関係資料等を活用し、指導の工夫・改善に努めること。
- 必要に応じて地域の保健医療機関や福祉機関等専門の支援機関と連携すること。

(2) 人権教育の一環としての同和教育の推進

- 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題

のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題(部落差別)の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。

- これまでの同和教育の実践や成果を生かし、同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

(3) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がい理解教育を計画的に推進すること。
- 障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していける指導に努めること。

(4) 互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進

- ・ 関係法令及び指針の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進すること。
- ・ 関係資料等を活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(5) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

- ・ 「大阪府男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえ、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- ・ 男女共同参画を推進する視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いなどについては、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。
- ・ 各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。
- ・ 性的マイノリティについて、関係資料を活用した研修を実施するなど、教職員自身が理解を進めること。
- ・ 性的マイノリティの子どもへの支援に向けては、幼児・児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、医療機関とも連携しながら幼児・児童・生徒の状況等に応じた対応を行うこと。

(6) 支援を要する子どもの人権を尊重した指導等の充実

- ・ 府立学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。関係法令の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内

組織体制を整備して、障がい理解教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。その際、関係資料等を活用すること。

- ・ いじめの防止については「大阪府いじめ防止基本方針」（令和4年4月改訂）を踏まえ各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき適切に指導するとともに、PDCA サイクルにより点検し、必要に応じて見直すこと。
- ・ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の観点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。

(7) 日本人拉致問題に関する理解

- ・ 児童・生徒の発達段階等に応じて、日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進すること。その際には、アニメ「めぐみ」等の積極的な活用を図ること。

(8) 心の教育の充実

- ・ 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自らを律し他人を思いやる心、公共の精神、伝統や文化を尊重し我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要であることを再度確認すること。
- ・ 大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、家庭・地域と十分連携を図りながら、すべての教育活動を通じて子どもたちの豊かな心を育てるよう、実践的な取組みを進めること。

(9) 規範意識の育成

- ・ あいさつ、服装、遅刻についての指導や集団活動に関する指導等を通じて、幼児・児童・生徒が公共のルールやマナーの重要性を自覚するとともに、実際にルールやマナーを守ることによって規範意識が育まれるよう、教職員の共通理解のもと組織的に指導すること。

- ・ 規範意識は家庭教育を基盤に、学校におけるあらゆる教育活動の中で育まれるものであることから、各学校においては幼児・児童・生徒はもとより保護者との信頼関係を築くとともに、共通の理解が形成されるよう取り組むこと。

(10) 道徳教育の推進

- ・ 道徳教育は、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力し、全体計画を作成して学校の教育活動全体で行うこと。その際、公民科の「公共」、「現代社会」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。
- ・ 道徳教育を進めるに当たっては、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう指導すること。

(11) 読書活動の推進

- ・ 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるよう、環境の整備を図ること。また、ビブリオバトルやオーサービジットをはじめとした読書イベントを活用し、読書活動ができていない子どもが少しでも本に興味・関心を持つよう、読書活動の普及啓発・推進を図ること。

- ・ 取組みを進めるに当たっては、府立中央図書館をはじめとする公立図書館やボランティアと連携するなど、学校での読書環境づくりを進めること。

(12) 体験活動の充実

- ・ 各学校においては、幼児・児童・生徒の発達段階や地域の実情に配慮し、ボランティア活動など社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験、文化芸術体験、交流体験等に取り組むとともに、発表等を積極的に取り入れ、体験活動の充実に努めること。

(13) 大阪人権博物館（リパティおおさか）の活用

- ・ 生命の尊さに気付き、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、大阪人権博物館（リパティおおさか）の移動人権展・企画展等の行事等や、資料の活用に努めること。

(14) 法定表簿等の適切な記載

- ・ 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の名前及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。
- ・ 法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うこと。
- ・ 作業の際には、本名使用の意義を踏まえること。

<参考>

[※1] 人権3法

- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行、令和3年6月一部改正、公布）
- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）
- ・ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月施行）

[※2] 府人権関係3条例

- ・ 「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（令和元年11月施行）
- ・ 「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（平成10年10月、令和元年10月一部改正）
- ・ 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年10月施行）

○ 「取組みの重点」に関連した資料

- ・ 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（令和6年4月改正）
- ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】補足資料」（令和6年3月改訂・文部科学省）
- ・ 「大阪府在日外国人施策に関する指針」（令和6年3月改正）
- ・ 「大阪府人権白書『ゆまにてなになわ（解説編）ver. 38』」（令和6年3月発行予定）

- 「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（令和6年2月）
- 「性的指向ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月施行）
- 「こども基本法」（令和5年4月施行）
- 「大阪府人権教育推進計画」（令和4年9月改定）
- 「大阪府人権施策推進基本方針」（令和3年12月改正）
- 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成30年3月改訂）
- 「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」（平成26年7月）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月・閣議決定）
- 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月・文部科学省）
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月施行）
- 「取組み項目」（1）に関連した資料
 - 「大阪府教育センター 人権教育研修動画シリーズ」（令和6年3月～）
 - 「生命の安全教育教材」（令和3年4月・文部科学省）
 - 「人権教育リーフレットシリーズ」（平成26年3月～）
 - 「人権教育 COMPASS シリーズ」（平成22年8月～）
 - 「OSAKA 人権教育 ABC Part 1～5」（平成19年3月～）
 - 「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - 「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）
 - 「同和問題の早期解決に向けた基本的考え方について」（平成15年2月・教委人第113号）
 - 「大阪府同和对策審議会答申」（平成13年9月）
- 「取組み項目」（3）に関連した資料
 - 「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」（令和6年4月改訂）
 - 「『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について」（令和6年4月改訂）
 - 「第5次大阪府障がい者計画」（令和3年3月）
 - 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）
 - 「障害者基本法」（平成25年6月改正）
 - 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）
 - 「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月改訂）
- 「取組み項目」（4）に関連した資料
 - 「ハイトスピーチの問題を考えるために－ 研修用参考資料 －」（令和6年9月改定）
 - 「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」（令和6年8月21日・教高第2329号）
 - 「互いに違いを認め合い、ともに学ぶ学校を築いていくために－本名指導について－」（令和6年3月改定）
 - 「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（令和6年2月）
 - 「大阪府在日外国人施策に関する指針」（令和5年3月改正）
 - 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月施行）
 - 「人権教育 COMPASS シリーズ」（平成22年8月～）
- 「取組み項目」（5）に関連した資料
 - 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月施行）
 - 「性の多様性の理解を進めるために」（令和2年4月）
 - 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年10月）
 - 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（平成28年4月・文部科学省）
 - 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月・文部科学省）
 - 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」（平成22年4月・文部科学省）
 - 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）
 - 「大阪府男女共同参画推進条例」（平成14年4月）
- 「取組み項目」（6）に関連した資料
 - 「学校における人権教育推進のための資料集」（令和7年3月改定予定）
 - 「教職員のための差別事象対応ワークシート」（令和5年3月）
 - 「大阪府いじめ防止基本方針」（令和4年4月改訂）
 - 「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）
 - 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月施行）
 - 「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月）
 - 「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月）
- 「取組み項目」（7）に関連した資料
 - 「拉致問題に関する理解のために」（平成30年2月発行）
 - 「アニメ『めぐみ』（平成20年3月・政府 拉致問題対策本部）

- 「取組み項目」(11)に関連した資料
 - ・「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)
- 「取組み項目」(13)に関連した資料
 - ・「リパティおおさかを活用する人権学習プラン」(平成27年6月)
- 「取組み項目」(14)に関連した資料
 - ・「指導要録等における外国籍児童生徒の本名記載に関する調査について」(令和6年6月27日・教高第2133号)
 - ・「生徒指導要録、卒業証書授与台帳等における外国籍生徒の本名の記載について」(令和6年4月30日・教高第1329号)
 - ・「大阪府立高等学校生徒指導要録解説(令和3年9月)について」(令和3年9月30日・教高第2728号)
 - ・「出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う外国籍生徒の氏名の記載について」(平成24年12月12日・教委高第3167号)
 - ・「府立学校における表簿及び証明書等の氏名及び生年月日の記載について」(平成21年10月28日・教委高第2333号)
 - ・「府立学校における表簿に関する事務及び証明書交付事務について」(平成15年10月28日・教委学事第1613号)

7 子どもたちの生命・身体を守る取組み

府内の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談件数が1万5千件（暫定値）を超えている状況のなかで、子どもへの虐待の未然防止や早期発見のためには、幼児・児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、児童相談所や市町村関係部局等の各機関と連携しながら、必要な指導・支援を行う必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる教育活動を通じて幼児・児童・生徒が相互に気持ちを伝え合える環境を整えること。
- (イ) 幼児・児童・生徒の日頃の状況を把握するとともに、教育相談体制を充実させることにより、小さな変化を見逃さず、事象や課題の早期発見、早期対応に努めること。
- (ウ) 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した場合、速やかに関係機関に通告し、チーム学校で連携して継続的に支援すること。

【取組み項目】

(1) 幼児・児童・生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携

- ・ 幼児・児童・生徒の観察をきめ細かく行い、いじめや長期欠席、虐待、貧困など幼児・児童・生徒の状況を的確に把握するよう努め、その自立を促し、豊かな人間関係をつくる力を身に付けさせるよう支援するとともに、命の大切さについて考えさせるよう努めること。
- ・ 幼児・児童・生徒一人ひとりが発するサインを的確に受け止められるよう、臨床心理士や精神科医等の活用を図るなど、校内の相談体制や校内研修の充実に努めること。
- ・ ヤングケアラーについては、日頃の児童・生徒との対話や面談等により、早期発見・把握に努めるとともに、当該児童・生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援等を実施すること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協働することにより、校内の相談支援体制の充実に努めるとともに、児童・生徒の気持ちに丁寧に寄り添い

ながら適切な支援につなげること。

- ・ 必要に応じて地域の保健医療機関や福祉機関等専門の支援機関と連携すること。

(2) 「こころの再生」府民運動

- ・ 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で「生命(いのち)を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人ひとりの豊かな心を育む取組みを実践すること。
- また、学校や地域の実情に応じたあいさつ運動や交流活動等に積極的に取り組むこと。その際には、本府民運動推進支援物品（のぼり、ビブス）の活用や、「こころBOOK」に掲載の取組みを参考にし、各学校の取組みの充実に努めること。



「ココロの再生」府民運動のロゴマーク



愛さつ OSAKA のロゴマーク

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」（令和2年6月改正・文部科学省）
 - ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年12月）
 - ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）
 - ・「大阪府子どもを虐待から守る条例」（平成23年2月1日施行）
 - ・「児童虐待の防止等に関する法律」（平成19年6月改正）
- 「取組み項目」（1）に関連した資料
 - ・「ヤングケアラー支援のために 令和6年9月改訂版」（令和6年9月18日・教高第2822号）
 - ・「子ども・若者育成支援推進法」（令和6年6月改正）
 - ・「ヤングケアラー支援のために」（令和5年7月21日・教高第2229号）
 - ・「スクールソーシャルワーカー活動事例集」（令和4年12月23日・教高第3469号）
 - ・「スクールソーシャルワークとは」（令和4年7月19日・教高第2375号）
 - ・「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月・文部科学省、厚生労働省）
 - ・「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」（令和2年6月改正・文部科学省）
 - ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年12月）
 - ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）
 - ・「大阪府子どもを虐待から守る条例」（平成23年2月1日施行）
 - ・「児童虐待の防止等に関する法律」（平成19年6月改正）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - ・「ココロ BOOK2024」（令和6年3月）
 - ・「ココロ BOOK2023」（令和5年3月）
 - ・「ココロ BOOK2022」（令和4年2月）

8

いじめへの取組み

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、大阪府でのいじめ認知件数は約6万9千件となっている。いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、幼児・児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「大阪府いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき設置する、いじめに関する校内組織（「学校いじめ対策組織」等）を中心に、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向け、組織的に取り組む必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) いじめは、どの学校でも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものであることを十分認識したうえで組織的に取り組むこと。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくとともに、「学校いじめ防止基本方針」についても常に点検し見直すこと。
- (イ) いじめが疑われる事象を発見し、又は相談を受けた場合には、各校のいじめ防止基本方針に則り、「学校いじめ対策組織」による会議を速やかに開催し、組織的に取り組むこと。その際、被害幼児・児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。また、「学校いじめ対策組織」等を中心に関係機関・専門機関と連携しながら、保護者の協力を得るなど、事象が深刻化することがないように迅速かつ適切に対応すること。
- (ウ) いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をすること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。

【取組み項目】

(1) 多様化する生徒指導上の課題への取組みの充実

- すべての児童・生徒を対象にした、人を傷つけない言語表現の学習や情報モラル教育、法教育といった発達支持的生徒指導は、いじめの抑止につながることを期待される。また、諸課題の未然防止と早期発見・早期対応をねらいとした課題予防的生徒指導や、深刻な課題を抱える特定の児童・生徒に対し指導・援助する困難課題対応的生徒指導を通して、起こった事象を特定の児童・生徒の課題として留めず、すべての児童・生徒の課題として観点を広げて捉え、指導の在り方を検討すること。
- 多様化する生徒指導上の課題に対しては、児童・生徒一人ひとりへの最適な指導・援助が行えるように、できるだけ早い段階から丁寧なアセスメントに基づくチーム支援体制の構築に努めること。
- 府立学校におけるいじめの認知件数（千人率）は依然として全国平均を下回っていることから、いじめ事案が潜在化している可能性がある。また、SNS等の利用を通じて幼児・児童・生徒がいじめや性犯罪等に巻き込まれる事象が生起している。加えて、府立

学校における暴力行為の発生件数は高い水準で推移しており、予断を許さない状況である。このような状況を踏まえ、これらの事象がどの学校でも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得ると認識したうえで、未然防止、早期発見に組織的に取り組むこと。

- 各学校においては、あらゆる教育活動を通じて、いじめや暴力を否定する気風を醸成するとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりに生命の大切さや善悪の判断など人間としての社会生活のルールや基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるよう、生徒指導体制の確立を図ること。
- 学校が一体となって取り組むよう努めるとともに、問題行動の兆候を早期に発見し未然に防止するため、教育相談体制の充実を図り、家庭・前籍校・地域・警察等の関係機関との連携を一層進めること。

(2) いじめの未然防止及び早期発見・早期解決

- 校内生徒指導体制の充実を図るとともに、府教育委員会が作成した資料等を活用したいじめの未然防止に向けた取り組みを一層推進すること。
- 「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義を踏まえ、いじめを認知した際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと、いじめられた幼児・児童・生徒の立場に立ち、いじめに関する校内組織を活用して迅速かつ適切に対応すること。
- 学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育庁と連携し、解決を図ること。
- いじめの早期発見については、日常より幼

児・児童・生徒の理解に努めるとともに、不安や多様な悩みをしっかりと受け止めること。その際、定期的ないじめに関するアンケート調査を実施したうえで、教職員と幼児・児童・生徒との間で日常行われている個別面談や個人ノート、生活ノートを活用するなど、いじめの実態把握に必要な取り組みを推進すること。

- 相談窓口の設置等、幼児・児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。また、府が設置する「LINE相談」、「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図ること。

(3) 問題行動への取り組みの充実

- 少年非行等の問題行動の解決に向けては、児童相談所や少年サポートセンター、法務少年支援センター、警察等の関係機関との連携に努めること。

(4) 子どもの尊厳を守る取り組み

- 「こども大綱」、「こども基本法」、「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、幼児・児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じて適切に指導すること。
- 障がいのある幼児・児童・生徒、外国にルーツのある幼児・児童・生徒、性的マイノリティ等に係る幼児・児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児・児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

<参考>

○「取り組みの重点」に関連した資料

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改定・文部科学省)
- 「いじめ初期対応のてびき」(令和6年4月5日・教高第1001号)
- 「児童生徒の自殺予防に係る取組について」(令和5年7月・文部科学省)
- 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」(令和5年7月・文部科学省)
- 「大阪府いじめ防止基本方針」(令和4年4月改訂)
- 「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)
- 「府立学校におけるいじめ対応について」(令和元年6月27日・教高第2128号)
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定・文部科学省)

- 「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月 28 日施行)
- 「いじめ対応プログラムⅡ」(平成 19 年 8 月)
- 「いじめ対応プログラムⅠ」(平成 19 年 6 月)
- 「取組み項目」(2)に関連した資料
 - 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 令和 6 年 8 月改定・文部科学省)
 - 「いじめ初期対応のてびき」(令和 6 年 4 月 5 日・教高第 1001 号)
 - 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」(令和 5 年 7 月・文部科学省)
 - 「大阪府いじめ防止基本方針」(令和 4 年 4 月改訂)
 - 「府立学校におけるいじめ対応について」(令和元年 6 月 27 日・教高第 2128 号)
 - 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 29 年 3 月改定・文部科学省)
 - 「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月 28 日施行)
 - 「いじめ対応プログラムⅡ」(平成 19 年 8 月)
 - 「いじめ対応プログラムⅠ」(平成 19 年 6 月)
- 「取組み項目」(4)に関連した資料
 - 「こども大綱」(令和 5 年 12 月閣議決定)
 - 「こども基本法」(令和 5 年 4 月 1 日施行)
 - 「大阪府子ども条例」(平成 19 年 3 月)
 - 「児童の権利に関する条約」(平成 6 年 5 月)

9

中途退学・不登校の未然防止

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、府内高校での中途退学生徒数は3千人を超えており、不登校生徒数にいたっては7千人を超えている。全国と比較しても大変厳しい状況が続いている。府立高校においては、これまでから中途退学・不登校を未然に防止するため、関係機関との連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し心のケアをはじめ生徒に寄り添った教育活動に取り組んできたところであり、今後その取組みを一層推進する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実に三本柱とする学校運営・教育相談体制の充実を図ること。また、中途退学者は入学年次の生徒の占める割合が高いことから、入学まもない時期の生徒への指導が重要である。そのため、中高連携の取組みを一層充実させ、中学校までの生徒の状況を早期に把握し、入学後の指導に効果的に活用することにより、学校生活への定着を図ること。
- (イ) 「高校生活支援カード」や中高連携等から得られた情報を活用することにより、入学前の段階から生徒の実態や保護者のニーズを把握すること。
- (ウ) 校内の「教育相談コーディネーター」を中心とした校内委員会を活用しながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門人材と連携し、生徒支援の充実を図ることにより、未然防止の取組みを組織的に推進すること。
- (エ) 不登校から原級留置や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、不登校の兆しの早期発見に努めること。その際、家庭・前籍校・専門人材・福祉等の関係機関と連携し、その背景にある要因を多面的かつ的確に把握するとともに、校内の相談体制の充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 中途退学防止に向けた指導体制の確立

- ・ 中途退学の防止に向けて、全教職員による指導体制を確立すること。特に中途退学者数や中途退学率に課題のある高等学校については、その課題解決に向けた取組みを計画的に推進すること。
- ・ 生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、生徒の成就感や自尊感情を高めるよう、魅力ある教育活動の工夫に努めるなど、中途退学防止の取組みを推進すること。
- ・ 特に、入学1年めにおいて中途退学する生徒が多いことから、合格発表後できるだけ早期に前籍校や家庭との連携を密にし、入学時に作成した「高校生活支援カード」を日常的に活用するなど生徒指導の充実を図るとともに、生徒の人間関係づくりの取組みを推進すること。
- ・ 授業内容の工夫・改善など学習指導の充実に一層努めること。
- ・ 進級等に関する内規等を見直し、その運用に当たっては、校長が生徒個々の事情を適切に判断し、柔軟な対応に努めること。
- ・ 中途退学・不登校の未然防止に効果のあった生徒支援の取組み等を共有し、研修などから得られた他校の教育活動の成果を自校に還元することで、各学校の状況に応じた教育活動のさらなる推進と課題克服を図る

こと。

- ・ 関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から、キャリア教育によって自らの生き方を考えさせるなどの取組みを充実させること。
- ・ 進路変更を希望する生徒に対しては、十分相談に応じられるよう校内体制を整えるとともに、必要に応じて転学先や就職支援の窓口等についての情報を提供するなど、適切な支援や助言を行うこと。

(2) 不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実

- ・ 不登校の要因は、無気力、あそび・非行、生活習慣、養育環境など多岐にわたることから、児童・生徒一人ひとりの状況を多面的かつ的確に把握し、不登校児童・生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添うとともに、校内における教育相談体制の充実を図ること。
- ・ 児童・生徒一人ひとりの状況を把握するために、「高校生活支援カード」や「個別の教育支援計画」等を有効活用し、適切な指導・

支援につなげること。

- ・ 不登校の児童・生徒には、本人及び保護者との信頼関係を保ちながら、登校がかなうときには家庭とも連携し、学習保障等の配慮ができるように支援を行うとともに、今後の社会との関わりという観点を持ちつつ、関係機関等と連携した取組みを進めること。
- ・ 前籍校等で不登校であった児童・生徒や、入学後も欠席傾向がある児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の前籍校や家庭等と密接に連携を取りながら、効果的な方策を検討すること。
- ・ 研修などから得られた他校の教育活動の成果を自校に還元し、効果的な方策を検討すること。
- ・ 児童・生徒の状況に応じて、大阪府教育センター教育相談室及び大阪府高等学校教育支援センター等と連携し、当該児童・生徒や保護者を支援するとともに、不登校児童・生徒の理解と支援に関する教職員の共通理解を図り、不登校の防止に努めること。
〔関連記載 P17 (6) 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習保障〕

<参考>

- 「取組みの重点」、(1) に関連した資料
 - ・ 「働く前に知っておくべき 13 項目」(令和 6 年 6 月)
 - ・ 「あなたの将来を支援するリーフレット」(令和 4 年 9 月 27 日・教高第 2776 号)
 - ・ 「中退の未然防止のために 実践事例集」(平成 27 年 5 月)
 - ・ 「中退の未然防止のために」(平成 22 年 3 月)
- 「取組み項目」(2) に関連した資料
 - ・ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLO プラン)」(令和 5 年 3 月・文部科学省)

10 情報モラルの育成

SNS 上でのトラブルが多数生起し、いじめや犯罪行為につながる等深刻な事態に発展している場合があることや、社会生活の中で、インターネット上で有害情報が発信されているといった現状を踏まえ、情報を適切に収集・整理・分析・表現できる力など、情報を発信する際に必要な資質・能力を育成することが重要である。

【取組みの重点】

- (ア) 情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解、セキュリティの知識・技術及び健康への意識といった児童・生徒の情報モラルを育成する取組みを行うこと。
- (イ) ネットトラブルへの対策を講じるための校内体制を事前に整えておくことが重要であり、事象が生起した際には、事象に応じ警察や法務局といった関係機関等と連携しながらチーム学校として適切に対応にあたること。

【取組み項目】

(1) 情報通信ネットワークの適切な活用

- 各教科・科目等の指導に当たっては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実すること。
- 児童・生徒が生成 AI などの新たな技術やサービスを学校内外で使用する可能性があることを踏まえ、情報の真偽を確かめることを習慣付けるなど、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させること。

(2) ネットトラブルの防止・指導・対応について

- 情報機器を利用した犯罪が増加していることを踏まえ、府教育委員会の作成した資料等を活用し、情報モラルの指導に努めること。
- 情報を主体的に読み解く力などのメディアリテラシーについて、児童・生徒が身に付けることができるよう指導すること。
- 学校や児童・生徒に関するネット上の書き込み等については、府教育委員会作成の資料等に基づき、適切に対応すること。

(3) 携帯電話等使用に係る指導の充実

- 校内での携帯電話やスマートフォン等の使用については、過度の依存を防ぐ観点等を踏まえ、児童・生徒や保護者の意見、地域の実態等を考慮しつつ、学校での教育活動に支障が生じないよう適切に定めること。また、家庭における児童・生徒の携帯電話等の使用について、家族の話し合いによるルールづくりが十分行えるよう啓発を図るなど、家庭・地域との連携に努めること。
- 家庭でのルールづくりなど保護者への啓発に努め、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話やスマートフォン等の利用に係る危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。
- 学校だけで解決することが困難な事象が生起した場合は、府教育庁に報告・相談し、府教育委員会、市町村教育委員会、府警察本部、関係機関等が連携し構築する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用して解決を図ること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・「携帯電話等の校内における使用について」(令和5年5月16日・教高第1484号)
 - ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(令和6年11月更新)
 - ・「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成29年2月)
 - ・「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」(平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)
 - ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)
 - ・「大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」(大阪府 Web ページ)
- 「取組み項目」(1)に関連した資料
 - ・『初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン』の作成について」(令和5年7月・文部科学省)
- 「取組み項目」(2)に関連した資料
 - ・「情報モラル指導資料」(平成19年3月)
 - ・「インターネット上において学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的内容を含む書き込みを発見・確認した場合の対応について」(平成17年11月30日・教委高校第2956号)
- 「取組み項目」(3)に関連した資料
 - ・「携帯電話等の校内における使用について」(令和5年5月16日・教高第1484号)
 - ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(令和6年11月更新)
 - ・「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成29年2月)
 - ・「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」(平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)
 - ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)

11 学びに向かう環境づくりの充実

貧困、虐待、ヤングケアラー等、大阪の子どもたちをめぐる様々な現状や課題を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒の学校生活を支え、安心して学べる環境を整えることにより、子どもたちが自己の存在を実感しながら、より良い人間関係を形成し、自己実現を図ろうとする意欲や態度を育むことが重要である。

【取組みの重点】

- (ア) 全教職員により、幼児・児童・生徒との信頼関係に基づく一致協力した指導・支援体制を築くことで、組織的に対応するよう努めること。
- (イ) 様々な課題を抱える幼児・児童・生徒の支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した校内の支援体制の構築を図るとともに、児童相談所や市町村関係部局等の関係機関と連携すること。
- (ウ) 不登校児童・生徒や障がいのある幼児・児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒に対して、教育的ニーズに応じた支援に努めること。

【取組み項目】

(1) 日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援（再掲）

- ・ 日本語指導を必要とする海外から帰国又は渡日した児童・生徒については、一概に日本語ができないとの前提で接するのではなく「日本語以外の言語を含めた複数の言語ができる児童・生徒（多言語児童生徒）」と捉え、支援に努めること。
- ・ 日本語指導が必要な児童・生徒（多言語児童生徒）に対しては、教育サポーター及び府教育委員会が作成した資料等を活用し、学習言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。
- ・ 府が実施する研修等を通して、担当教員の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。
- ・ 学校生活等のサポート情報を外国語に翻訳した Web ページ等を活用し、学校生活や進路の支援に努めること。

(2) 経済的理由により就学困難な生徒への配慮

- ・ 大阪府育英会奨学金など就学のための援助制度の利用に当たっては、奨学金制度の趣旨や目的について生徒及び保護者に対して、理解を得るよう説明すること。とりわけ生徒に対しては、学業に励み、将来、社会に還元すべき責任と自覚を持つよう指導すること。
- ・ 学校徴収金等についても精査し、高額にならないよう配慮すること。

(3) がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励

- ・ 日々の学校生活において、幼児・児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動や自己肯定感を高められる取組みを推進すること。
- ・ 学業や課外活動をはじめとした学校生活において、顕著な活躍や成果を上げ、他の模範となった幼児・児童・生徒に対し、表彰等を活用しながら学校生活に対する意欲をさらに喚起するなど、励みとなるような取組み

を推進すること。

(4) ヤングケアラーに対する支援

- ・ ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合、本人や家族が支援を必要と考えていない場合等その状況は様々であり表面化しにくいことから、研修等によりヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげることを。

(5) 転入学の受入対応

- ・ 一家転住等、本人の責任によらない、やむを得ない事情による転入学については、柔軟で円滑な受入れを図ること。
- ・ 平成23年9月当初より設けた府内の高等学校間の転入学に当たっては、希望者に対し、在籍校において十分に指導を行うとともに、転学希望の申し出があった場合は、定

員の範囲内において転学の機会を設けること。

(6) 生徒等の状況に応じた指導の工夫と改善

- ・ 校則等は、生徒等の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、生徒等の自主性に任せてよいものなどに整理し、絶えず点検・見直しを行うこと。見直しにあたっては、生徒が主体的に関わる機会を設けたうえで、時代に合わない記載が残っていないか、表現があいまいで誤解を招く記載内容になっていないか等を確認すること。
- ・ 小学生や中学生又その保護者等が進路選択するに当たり関心の深い事柄となっていることから、最新の校則等を Web ページにわかりやすく掲載すること。
- ・ 指導に当たっては、画一的な指導や行き過ぎた指導とならないよう留意し、懲戒規定についても点検・見直しを行うとともに、生徒等や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図ること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 「ヤングケアラー支援のために 令和6年9月改訂版」(令和6年9月18日・教高第2822号)
 - ・ 「子ども・若者育成支援推進法」(令和6年6月改正)
 - ・ 「ヤングケアラー支援のために」(令和5年7月21日・教高第2229号)
 - ・ 「スクールソーシャルワーカー活動事例集」(令和4年12月23日・教高第3469号)
 - ・ 「スクールソーシャルワークとは」(令和4年7月19日・教高第2375号)
 - ・ 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」(令和3年5月・文部科学省、厚生労働省)
 - ・ 「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」(令和2年6月改正・文部科学省)
 - ・ 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」(令和元年12月)
 - ・ 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)
 - ・ 「大阪府子どもを虐待から守る条例」(平成23年2月1日施行)
 - ・ 「児童虐待の防止等に関する法律」(平成19年6月改正)
- 「取組み項目」(1)に関連した資料
 - ・ 「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」(令和6年8月21日・教高第2329号)
 - ・ 「在日外国人に関わる教育における指導の指針」(令和6年2月)
 - ・ 「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成31年3月改訂・文部科学省)
 - ・ 「高等学校教科書用語集(8言語対訳)保健体育分野・家庭科分野」(平成23年3月)
 - ・ 「日本語支援アイデア集」(平成23年3月)
 - ・ 「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成22年3月)
 - ・ 「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」(大阪府 Web ページ)
 - ・ 「外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト『かすたねっと』」(文部科学省 Web ページ)
- 「取組み項目」(2)に関連した資料
 - ・ 「奨学金等指導資料」(令和7年4月更新予定)
- 「取組み項目」(3)に関連した資料
 - ・ 「教育長賞への幼児、児童及び生徒の推薦について」(令和6年6月5日・教高第1835号)
- 「取組み項目」(4)に関連した資料
 - ・ 「ヤングケアラー支援のために 令和6年9月改訂版」(令和6年9月18日・教高第2822号)

- 「子ども・若者育成支援推進法」(令和6年6月改正)
- 「スクールソーシャルワーカー活動事例集」(令和4年12月23日・教高第3469号)
- 「スクールソーシャルワークとは」(令和4年7月19日・教高第2375号)
- 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」(令和3年5月・文部科学省、厚生労働省)

○「取組み項目」(5)に関連した資料

- 「大阪府立高等学校転入学受入れに係るQA」(令和6年4月4日・教高第1103号)
- 「大阪府立高等学校編入学、転入学、留学、海外からの留学生の受入れ並びに休学及び復学取扱要領」(令和4年4月26日・教高第1436号)
- 「大阪府立高等学校編入学、転入学等の取扱い上の留意事項」(令和4年4月26日・教高第1436号)
「府立高校・私立高校間の新たな転学機会等について」(平成23年7月26日・教委高第1990号)

○「取組み項目」(6)に関連した資料

- 「生徒指導に係る校則等の見直しについて」(令和6年2月15日・教高第4030号)
- 「携帯電話等の校内における使用について」(令和5年5月16日・教高第1484号)
- 「生徒指導提要(改訂版)」(令和4年12月・文部科学省)

12 体力づくりの推進と学校の体育活動中の事故防止等の取組み

依然として学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期するとともに、子どもたちの体力の向上を図る必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、学校全体で授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進すること。
- (イ) 学校における体育活動中の熱中症予防等、事故防止対策について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

【取組み項目】

(1) 体力づくりの推進

- 体力の向上を図ることは、生涯にわたって明るく豊かで活力ある生活を営む基礎となることから、幼児・児童・生徒の発達の段階や学校・地域の実情に合わせ、教育活動全体で取り組む体育的活動の充実や教科体育の指導の充実を図ること。

(2) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底

- 各活動場所においては、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児・児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。
- 技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。
- 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定

すること。

- 児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを遵守するよう、指導を徹底すること。
- 熱中症予防に向けては、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や各学校の「熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等を含め、適切に対応すること。
- 屋外での体育活動においては、天候の急変等に十分注意するとともに、落雷等が予測される時はためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 万一来に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 「休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について」(令和6年8月)
 - ・ 「水泳等の事故防止について」(令和6年5月14日・教保第1327号)
 - ・ 「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」(令和6年5月9日・教保第1300号)
 - ・ 「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」(令和6年3月27日・教保第3084号)
 - ・ 「熱中症事故防止の徹底及び『暑さ指数計』の運用の徹底について」(令和5年8月1日・教保第1867号)

- 「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（令和5年8月）
- 『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について」（令和3年6月15日・教保第1501号）
- 「熱中症警戒アラートの活用及び周知について」（令和3年6月11日・教保第1494号）
- 「運動会・体育大会等における組体操について」（令和元年6月11日・教保第1420号）
- 『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」（令和元年5月29日・教保第1316号）
- 「落雷事故の防止について」（平成30年7月31日・教保第1679号）
- 「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」（平成30年7月23日・教保第1645号）
- 「学校水泳プールの安全管理及び水泳等の事故防止について」（平成30年5月8日・教保第1229号）
- 「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について」（平成29年1月16日・教保第2425号）
- 「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『スポーツ活動中の歯・口のけがの防止と応急処置』（平成28年9月30日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『運命の5分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～』（平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」（平成26年4月4日・文部科学省）
- 「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」（平成25年9月4日・文部科学省）
- 「体育授業中の事故防止について」（平成19年10月3日・教委保第1921号）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - 「休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について」（令和6年8月）
 - 「水泳等の事故防止について」（令和6年5月14日・教保第1327号）
 - 「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」（令和6年5月9日・教保第1300号）
 - 「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」（令和6年3月27日・教保第3084号）
 - 「熱中症事故防止の徹底及び『暑さ指数計』の運用の徹底について」（令和5年8月1日・教保第1867号）
 - 「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（令和5年8月）
 - 「運動会・体育大会等における組体操について」（令和元年6月11日・教保第1420号）
 - 『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」（令和元年5月29日・教保第1316号）
 - 「落雷事故の防止について」（平成30年7月31日・教保第1679号）
 - 「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」（平成30年7月23日・教保第1645号）
 - 「学校水泳プールの安全管理及び水泳等の事故防止について」（平成30年5月8日・教保第1229号）
 - 「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について」（平成29年1月16日・教保第2425号）
 - 「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『スポーツ活動中の歯・口のけがの防止と応急処置』（平成28年9月30日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
 - 「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『運命の5分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～』（平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
 - 「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」（平成26年4月4日・文部科学省）
 - 「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」（平成25年9月4日・文部科学省）
 - 「体育授業中の事故防止について」（平成19年10月3日・教委保第1921号）

13 健康教育の充実

子どもたちをめぐる薬物乱用や感染症、メンタルヘルス等の複雑化・多様化する現代的健康課題への対応が求められており、学校教育活動全体を通じた健康の保持・増進にかかる取組みの推進及び健康教育の充実を図る必要がある。

また、食物アレルギー事故は年々増加しており、万が一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整える必要がある。

【取組みの重点】

- (ア)食物アレルギー事故は、常に起きるものと想定し、毎年校内研修等を実施するなど、すべての教職員が緊急時に対応できるようにすること。
- (イ)府内において複数の生徒が大麻を所持するなどの事案が生起していることを踏まえ、大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、府教育庁が作成した「薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－」を積極的に活用し、正しい知識の普及、啓発を図ること。

【取組み項目】

(1) 食物アレルギー事故防止の徹底

- 府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する対応委員会等を設置すること。また各校の状況について十分検討したうえで、対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、常に点検し、必要に応じて見直すなど、日頃から事故防止対策を行うこと。なお、府立支援学校においては「学校における食物アレルギー対応マニュアル(大阪府立支援学校用)」に基づいた対応を行うこと。
- 校長は、マニュアル策定の際に保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じたものとなるよう指導すること。加えて、食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、常に起きるものと想定し、毎年校内研修等を実施するなど、すべての教職員が緊急時に対応できるようにすること。

(2) 学校給食における衛生管理の徹底

- 学校給食の実施においては、学校給食法第九条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

(3) 食育の推進

- 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図るとともに食物を大事にする心を育むなど、学校における食育を推進すること。
- 学校給食を実施する支援学校及び中学校においては、食に関する指導の全体計画を幼児・児童・生徒の実態を踏まえたものとなるよう、指導の内容、方法、指標等を必要に応じて見直し、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を実施するとともに、家庭と連携した取組みを推進すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。
- 学校給食を実施する支援学校及び中学校においては、食育の評価を学校教育自己診

断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図るとともに、栄養教諭等の指導を通して、幼児・児童・生徒の食に関する課題改善に取り組むこと。

(4) 学校保健計画の策定

- ・ 「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定すること。
- ・ 策定にあたっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

(5) 感染症予防の取組み

- ・ 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

(6) がん教育の推進

- ・ 日本人の死亡原因として最も多いがんに関して、がんという疾患の理解やがん向き合う人々に対する共感的な理解を深める教育を推進すること。
- ・ 各学校において令和2年度から令和7年度までの間で、1回以上外部講師を活用したがん教育を実施すること。

(7) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育の推進

- ・ 府内における未成年者の大麻乱用が急速に拡大し、極めて深刻な事態となっている。指導計画を策定し、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催すること。その際、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むことが重要である。また、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。
- ・ 医薬品の正しい使い方に関する指導を薬

物乱用防止教育と関連付けて指導し、医薬品の目的外使用も薬物乱用であることを理解させること。

(8) 精神疾患に関する指導の充実

- ・ 幼児・児童・生徒が、発達段階に応じて心の健康や精神疾患等について学び、自らの心身両面にわたる健康課題を解決する資質・能力を育成するとともに、心身の不調は早期発見と治療や支援の早期開始によって回復する可能性が高まることを理解し、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、指導の充実を図ること。

(9) ギャンブル等依存症に関する教育の推進

- ・ ゲームやギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると依存症となる危険性があることから、保健体育の授業等において、薬物への依存症に加えてギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と、その予防に向けた啓発に取り組むこと。

(10) AEDを含む心肺蘇生実習の実施

- ・ 緊急時に備え、すべての教職員が死戦期呼吸等を理解し、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できるよう、講習等を毎年実施するよう努めること。
- ・ 保健体育の授業等において生徒対象の実習等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当の知識及び技能を習得させること。

(11) 性に関する指導の充実

- ・ 子どもたちが性に関する課題に適切に対応できるよう、府教育委員会が作成した資料を活用するとともに、外部機関等と連携するなど学校の実情に応じた取組みを充実させ、正しい知識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力や、自己や他者を認め尊重する態度を育成すること。
- ・ 性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、生命を大切に考える考えや、自分や

相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けるために、文部科学省が作成した「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導手引き等を積極的に活用するなどし、指導の充実を図ること。

- ・ 性に関する指導を推進する際には、幼児・児童・生徒の発達段階や性の多様性について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であり、全教職員の共通理解のもと校内体制を整え、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

(12) 健康相談体制の充実

- ・ 健康相談は、養護教諭をはじめとしたすべての教職員で組織的に対応するとともに、学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）と連携すること。また、必要に応じて地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めること。

(13) 学校保健委員会の開催

- ・ 幼児・児童・生徒の健康管理等について、保護者・学校三師・地域の関係機関等と十

分な連携を図るとともに、健康の保持増進に必要な資質や能力を幼児・児童・生徒に育成することができるよう、保護者を委員とした学校保健委員会を設置し、年に1回以上開催し、その活用を図ること。

(14) 安全・快適な教育環境の確保

- ・ 「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。

(15) 養護教諭複数配置校における取組みの充実

- ・ 養護教諭の複数配置校（高等学校）は、各学校の課題解決について、その効果を客観的に測定する方策を検討し、評価を行うこと。
- ・ さらに、生徒の心身の健康課題に係る対応を充実させるために、養護教諭の保健教育への積極的な参画など学校保健活動の活性化に向けた取組みを一層進めること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 「学校における食物アレルギー対応マニュアル（大阪府立支援学校用）」（令和6年6月26日・教保第1578号）
 - ・ 「薬物乱用防止教室マニュアル」<令和5年度改訂>（令和6年3月・日本学校保健会）
 - ・ 「大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の活用について」（令和5年10月12日・教保第2187号）
 - ・ 「『薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－（中学校版）』の保健体育課ホームページ掲載及び冊子の配付について（依頼）」（令和5年3月24日・教保第3181号）
 - ・ 「『薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－（高等学校版）』の保健体育課ホームページ掲載について（依頼）」（令和4年3月31日・教保第3023号）
 - ・ 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン<令和3年度改訂>」（令和4年3月）
 - ・ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>」（令和2年3月・日本学校保健会）
- 「取組み項目」（1）に関連した資料
 - ・ 「学校における食物アレルギー対応マニュアル（大阪府立支援学校用）」（令和6年6月26日・教保第1578号）
 - ・ 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン<令和3年度改訂>」（令和4年3月）
 - ・ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>」（令和2年3月・日本学校保健会）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和5年5月・文部科学省）
 - ・ 「学校給食衛生管理基準の取扱いについて」（平成29年8月・文部科学省）
 - ・ 「学校給食施設・設備の改善事例集」（平成25年3月・文部科学省）
 - ・ 「学校給食調理従事者研修マニュアル」（平成24年3月・文部科学省）
 - ・ 「学校給食衛生管理基準の解説」（平成23年3月）独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - ・ 「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」（平成23年3月・文部科学省）

- 「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅡ」(平成22年3月・文部科学省)
- 「学校給食衛生管理基準の施行について」(平成21年4月・文部科学省)
- 「学校給食における食中毒防止Q&A」(平成21年3月・独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- 「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅠ」(平成21年3月・文部科学省)
- 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」(平成20年3月・文部科学省)
- 「取組み項目」(3)に関連した資料
 - 「第4次大阪府食育推進計画」(令和6年3月予定)
 - 「中学生用食育教材『「食」の探究と社会への広がり』」(令和3年3月・文部科学省)
 - 「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー」(平成31年3月・文部科学省)
 - 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」(平成29年3月・文部科学省)
 - 「小学生用食育教材『たのしい食事 つながる食育』」(平成28年2月・文部科学省)
 - 「おおさか食育ハンドブック」(平成22年3月・大阪府スポーツ・教育振興財団)
- 「取組み項目」(4)に関連した資料
 - 「学校保健安全法」(令和5年5月改正)
- 「取組み項目」(5)に関連した資料
 - 「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」(令和6年3月・日本学校保健会)
- 「取組み項目」(6)に関連した資料
 - 「令和6年度 がん教育に係る外部講師派遣可能医療機関一覧の送付について」(令和6年4月10日・教保第1156号)
 - 「令和6年度 がん教育に係る外部講師派遣について」(令和6年2月9日・教保第2807号)
- 「取組み項目」(7)に関連した資料
 - 「薬物乱用防止教室マニュアル」<令和5年度改訂> (令和6年3月・日本学校保健会)
 - 「小学生・留学生等向け大麻乱用防止に向けた啓発資料(チラシ)の配付について(依頼)」(令和5年10月31日・教保第2187-2号)
 - 「大麻乱用防止に向けた啓発資料(チラシ)の活用について」(令和5年10月12日・教保第2187号)
 - 「令和5年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について(依頼)」(令和5年9月22日・教保第1990号)
 - 「薬物乱用防止教育の充実について」(令和5年9月7日・教保第1941号)
 - 「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について(依頼)」(令和5年6月14日・教保第1479号)
 - 「『薬物乱用防止教育のためにー指導参考事例集ー(中学校版)』の保健体育課ホームページ掲載及び冊子の配付について(依頼)」(令和5年3月24日・教保第3181号)
 - 「『薬物乱用防止教育のためにー指導参考事例集ー(高等学校版)』の保健体育課ホームページ掲載について(依頼)」(令和4年3月31日・教保第3023号)
 - 「緊急大麻対策としての学校訪問への協力依頼について」(平成30年9月27日・教高第2799号)
 - 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」(平成24年12月1日施行)
- 「取組み項目」(9)に関連した資料
 - 「依存症予防啓発ツールの活用について(依頼)」(令和6年5月8日・教保第1295号)
 - 「ギャンブル等依存症問題啓発月間(5月)における啓発等のご協力について(依頼)」(令和6年4月18日・教保第1202号)
 - 「ギャンブル等依存症問題啓発月間シンポジウムについて」(令和6年4月18日・事務連絡)
- 「取組み項目」(10)に関連した資料
 - 「心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について(依頼)」(教保第1484号・令和6年6月11日)
 - 「『救急蘇生法の指針2020(市民用)』の有効活用及び周知等について」(令和4年6月16日・教保第1565号)
 - 「ショックボタンを有さない自動体外式除細動器(オートショックAED)使用時の注意点に関する情報提供等の徹底について」(令和3年8月16日・教保第1910号)
 - 「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインの補訂について」(令和2年6月4日・教保第1340号)
 - 「スポーツ事故防止対策映像資料(DVD)『運命の5分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～』」(平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- 「取組み項目」(11)に関連した資料
 - 「生命の安全教育教材」(令和3年4月・文部科学省)
 - 「一人ひとりの生と性 ～『性に関する指導』について～」(平成31年2月)
 - 「性教育指導事例集」(平成15年3月)
- 「取組み項目」(13)に関連した資料
 - 学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について(文体保第55号・昭和33年6月16日)
- 「取組み項目」(14)に関連した資料
 - 「令和5年度農薬危害防止運動の実施について(依頼)」(教保第1413号・令和5年6月13日)
 - 『「学校環境衛生管理マニュアル」の改訂について(通知)』(教保第1604号・平成30年7月23日)

第2章の関連事項

(1) 文化財の活用

- ・ 「大阪府文化財保存活用大綱」の基本方針に示した「教育の観点」を踏まえ、学校教育において文化財の活用を図ること。
- ・ 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。
- ・ 各教科・科目、総合的な探究（学習）の時間及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。
- ・ 発掘調査により出土した土器等の文化財を学校内に展示し直接触れる機会をつくるなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。
- ・ 府内で唯一の世界遺産である「百舌鳥・古市古墳群」について取り上げることや、文化財保護課が実施する、文化財資料の貸出や、学校への出前授業（「出かける博物館」事業）等を活用することについて配慮すること。

<参考>

○ (1) に関連した資料

- ・ 「大阪府文化財保存活用大綱」（令和2年3月）

<身近な社会教育施設等>

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館（リパティおおさか）、大阪国際平和センター（ピースおおさか）、上方演芸資料館、都市緑化植物園、中之島図書館、中央図書館

14 自主性・自立性を育成するキャリア教育の推進

幼児・児童・生徒が夢や志を持って自己の可能性を広げ、粘り強くチャレンジする姿勢を育むとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めることが重要である。

また、新規学校卒業者の3年以内の離職率が3割以上であり、生徒と仕事のミスマッチの発生やフリーターの増加に繋がっている可能性があることから、学校在学中に社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力・態度を育成することが重要である。さらに、進学時における学校間の連携や支援学校間における学部間の連携を一層深めながら、児童・生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育を実施する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア)各学校の状況や特色に応じて、地域や福祉・労働等関係機関、大学や専修学校、企業等と連携して、児童・生徒が自己の将来設計や職業適性や、自己実現について考えることができるよう教育活動全体を通じた実践的なキャリア教育の推進に努めること。
- (イ)各学校において、キャリア教育の教育的意義や教育課程による位置付け等を正しく理解し、円滑に実践していく校内推進体制を整えること。

【取組み項目】

(1) 希望進路の実現

- 社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能を育成するために、基礎学力の確実な定着に努めること。
- 規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るなど、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な指導を行うこと。
- 児童・生徒一人ひとりの進路や生き方に関する悩みを受け止め、児童・生徒が主体的に進路を選択することができるよう、カウンセリング機能の充実に努めること。
- 進路に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実に努めるとともに、進学・就職試験の受験に際して必要となる要件等について、生徒へのあらかじめの周知に努めること。また、就職を希望する生徒に対しては、一部の公開求人について、選考開始日から複数社への応募・推薦が可能であることなどを含め、手続きやルール等の周

知・徹底を図ること。

- 就職した生徒が定着するよう、企業訪問等の支援を行うこと。

(2) 異なる校種間での連携の推進

- 異なる校種間において、個人情報の保護等の観点に留意しつつ、生徒指導等の充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的に開催するよう配慮すること。
- 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校等、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。
- 学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。
- 児童・生徒が自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材(「キャリア・パスポート」)等を活用

すること。

(3) 学習活動への専門人材の活用や大学等との連携の充実について

- 学びの接続を意識し、各教科・科目や総合的な探究(学習)の時間等の学習活動を充実させるために、各校の特色や実態に応じて、専門的知識・技能を有する多様な人材の活用や、大学や企業等の外部機関との連携に努めること。

(4) 進路に係る問題事象への対応

- 就職指導に当たっては、ハローワーク等との連携を図るとともに、府教育委員会、関係労働行政機関、OSAKA しごとフィールド等が実施している就職支援施策等を積極的に活用し、就職を希望する生徒の支援に努めること。
- 近畿高等学校統一用紙の趣旨や経緯を生徒に十分理解させるとともに、就職受験報告書を活用し、違背事象が生じた場合には、適切かつ速やかに対応すること。
- 進学指導に際しては、進学問題事象報告書を活用すること。

(5) 障がいのある児童・生徒へのキャリア教育の充実

- 障がいのある児童・生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、児童・生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早期からの進路指導・支援の充実を図り、自己実現や社会参加を促進するため、指導方法の工夫や適切な指導・支援を行うこと。
- 府立支援学校においては、小・中学部を含め、多様な進路先に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実を図ること。また、福祉や労働等の関係機関、企業等との連携をさらに密にし、関係機関等に

よる学校見学の機会拡充等により、障がいや障がいのある児童・生徒についての理解啓発を行うとともに、就学前から将来の社会的自立に向けてキャリア教育や職業教育の充実を図ること。

さらに、早期からの就業体験等の機会を増やすとともに、職域の拡大を図り、就職率の向上に努め、生徒が就労する際には、「最低賃金法」の趣旨を踏まえ、適切な進路指導に努めること。

なお、在学時から卒業後の進路を見据えて、福祉や労働等の関係機関と連携すること。

- 進路先への定着を図るため、個別の教育支援計画等の活用や進路先の訪問等の支援を行い、卒業生や進路先の企業等が相談できる福祉や労働等の関係機関とのネットワークづくりに努めること。また、進学した生徒についても高等学校・高等部から大学等への円滑な接続が図られるよう、大学等との連携に努めること。

(6) 進学に係る奨学金等の指導

- 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。
- 奨学金等の活用や進路選択に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。
- 生徒及び保護者に対しては、奨学金制度の趣旨や目的について理解を得るよう説明するとともに、返還に対する意義と責任についても自覚するよう指導すること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ ハンドブック「これってあり？まんがで知って役立つ労働法 Q&A」の改訂について（令和6年8月・文部科学省）
 - ・ 「job tag」活用のすすめ（令和6年7月・文部科学省）
 - ・ 「働く前に知っておくべき13項目」（令和6年6月）
 - ・ 「先生応援ページ1（手引き・パンフレット等）」（令和5年・文部科学省）
 - ・ 「16才からの“シューカツ”教本」（平成23年3月）
 - ・ 「キャリア教育を推進するために」（平成17年4月）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - ・ 「キャリア・パスポート例示資料集等」（平成31年4月10日・教高第1182号）
- 「取組み項目」（5）に関連した資料
 - ・ 「『障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について』の改正について」（平成30年4月2日・厚生労働省）
 - ・ 「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成29年4月25日・文部科学省、厚生労働省）
- 「取組み項目」（6）に関連した資料
 - ・ 「奨学金等指導資料」（令和7年4月更新予定）

15 部活動の取組み

学校部活動は、学校における生徒の自主的・自発的な活動として、体力や技能の向上に加え、異年齢との交流の中で、生徒どうしや生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有するものである。各学校においては、生徒や指導する教員にとって望ましい環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を構築するという観点に立つとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長や社会性、自主性・自立性の育成を促すよう、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」に則り、各学校が策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- (イ) 「部活動大阪モデル」でペアリングの指定を受けた学校においては、制度の趣旨を踏まえて積極的に取り組むこと。また、ペアリングの指定を受けなかった学校の少人数の部活動等においても、他校との合同部活動を積極的に進めること。

【取組み項目】

(1) 部活動の在り方

- 生徒が、スポーツや文化芸術等の活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進しスポーツや文化芸術等に親しむことのできる資質・能力の育成を図ること。また、バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。
- 部活動の在り方については、部活動指導員や外部指導者の活用、複数校の生徒による合同部活動の取組みも含めて、生徒や教員にとって望ましい環境を構築するという観点から検討すること。

- 学校運営協議会等の意見を参考にしながら、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 支援学校におけるスポーツや文化芸術活動等の充実

- スポーツや文化芸術等に専門的な知見を持つ人材を活用し、幼児・児童・生徒がそれらに親しむ機会を創出すること。

<参考>

○ 「取組みの重点」に関連した資料

- 「府立学校における部活動働き方改革マニュアル」(令和6年7月1日)
- 「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月・スポーツ庁、文化庁)
- 「全校一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休養日)の実施について」(平成28年12月7日・教職企第1838号)
- 「運動部活動での指導のガイドラインについて」(平成25年6月・文部科学省)

第3章 将来をみすえた自主性・自立性の育成

- 「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」（平成24年7月31日・教委高第2149号）
- 「取組み項目」（1）に関連した資料
 - 『部活動大阪モデル』合同部活動に関するガイドライン（追補版）（令和6年8月）
 - 『部活動大阪モデル』の実施について」（令和5年1月18日・教高第2710号）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - 「第3次大阪府スポーツ推進計画」（令和4年3月）
 - 「第5次大阪府障がい者計画」（令和3年3月）

16 多様な人材・機関と連携した学校づくり

社会の変化や府立学校における幼児・児童・生徒のニーズの多様化に対応した学びの実現に向け、専門性を持った人材、地域、大学、企業等との連携により、学校での学びと実際の社会を結びつける取組みを進めることが重要である。

【取組みの重点】

(ア)地域住民や小・中学校、企業、大学、行政等の外部機関の専門的な知見やフィールド等を生かした連携を通じて、さらなる教育内容の充実に努めること。

【取組み項目】

(1) 学習活動への専門人材の活用や大学等との連携の充実について（再掲）

- 学びの接続を意識し、各教科・科目や総合的な探究(学習)の時間等の学習活動を充実させるために、各校の特色や実態に応じて、専門的知識・技能を有する多様な人材の活用や、大学や企業等の外部機関との連携に努めること。

(2) 異なる校種間での連携の推進（再掲）

- 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導等の充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的に開催するよう配慮すること。
- 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校等、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。
- 学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。
- 児童・生徒が自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材(「キャリア・パスポート」)等を活用すること。

(3) 教育コミュニティづくりへの参画・協力

- 教育コミュニティづくりを推進するため、近隣地域の学校支援地域本部や地域教育協議会(すこやかネット)等の地域学校協働本部の活動に積極的に参画・協力すること。
- 支援学校においては、教育コミュニティづくり推進事業の活用等により、地域社会の様々な人々による学校教育への支援活動が活性化するよう努めること。

(4) PTA 活動の在り方

- 子どもたちの健やかな成長のため、保護者と教職員が協力し、連携を深め、互いに学び合えるよう努めること。
- 地域・家庭・学校の実情、特性、協働等の状況を踏まえ、教職員と保護者がPTA活動の在り方や運営の効率化について話し合いを深めるよう努めること。

(5) PTA の人権意識の高揚

- PTA の中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、人権意識の高揚に努めること。その際、大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材を活用するとともに、府教育庁主催研修等への積極的な参加を促すこと。

<参考>

- 「取組み項目」(2)に関連した資料
 - ・「キャリア・パスポート例示資料集等」(平成31年4月10日・教高第1182号)
- 「取組み項目」(3)に関連した資料
 - ・「社会教育法」(令和4年6月改正)
 - ・「わたしのまちの教育コミュニティ」(平成31年2月)
 - ・「教育コミュニティづくり情報ページ」(大阪府 Web ページ)
- 「取組み項目」(5)に関連した資料
 - ・「人権啓発学習教材『動詞からひろがる人権学習』」(平成30年12月改訂)

17 家庭教育支援の充実

多様化する家庭環境に対し、幼児・児童・生徒の健やかな成長を支えるため、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育の充実にに向けた取組みが必要である。

【取組みの重点】

(ア) 様々な機会を通じて家庭教育に関する学習機会の提供や充実に努め、すべての保護者や幼児・児童・生徒が家庭教育について考えたり相談したりできるよう、取組みを推進すること。また、必要に応じて地域の関係機関等とも連携を図ること。

【取組み項目】

(1) 多様な学習機会の提供

- ・ 幼児・児童・生徒が自分の将来を見据え、家庭や家族について考えることができるよう、親学習等を推進するとともに、教職員に対しては、府教育庁が実施する家庭教育支援に関する研修への積極的な参加を促すこと。
- ・ 保護者が主体的に学べるよう、保護者向けの研修等を活用して家庭教育に関する学習の実施に努めること。
- ・ 家庭教育に関する学習の実施に際しては、府教育庁作成の教材等を活用するとともに、必要に応じて地域人材等との効果的な連携を図ること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 『『親』をまなぶ・『親』をつたえる』（令和6年3月増補）
 - ・ 『『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例』（令和6年3月増補）
 - ・ 「特色ある家庭教育支援の取組み一覧」（大阪府 Web ページ）

18 働き方改革

教員が子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、在校等時間管理及び健康管理を徹底し、校務効率化や部活動改革、専門性を持つ機関・人材等との協働等、働き方改革を進めることが重要である。

【取組みの重点】

- (ア)「府立学校における働き方改革の取組について」に基づき、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」の遵守等の取組みを徹底すること。
- (イ)長時間勤務の縮減に向けた教職員一人ひとりの意識改革を進めること。また、通常予見することのできない困難な事情や、やむを得ない事情がある場合であっても年間の時間外在校等時間 720 時間、複数月間の時間外在校等時間 80 時間を超えることは認められないことから、これに該当する教員の数をゼロにすること。一方、上記の事情に該当しない一切の業務（学校行事、部活動、補習・講習などの学校として行う活動を含む）については、年間の時間外在校等時間 360 時間、月間の時間外在校等時間 45 時間を超えない範囲で実施できるよう所属教員への指導を行い、負担軽減策を講じても改善しない場合には、これまでのやり方を思い切って変えるなど、長時間勤務の是正を図ること。

【取組み項目】

(1) 在校等時間管理

- ・ 長時間勤務者について、アラームメール等を活用して業務等の分担の見直しや適正化等を行うとともに、ヒアリング等実施シートにより業務内容等を把握し、業務改善に関する指導・助言を行うこと。
- ・ 週に一度以上の全校一斉定時退庁日を設定し、その状況を公表すること。また、当該日は児童・生徒等の下校時刻を遅くとも勤務時間終了 15 分前に設定すること。
- ・ 登下校時刻の設定・公表を行うこと。
- ・ 学校閉庁日を 8 月 10 日から 16 日の間に連続 5 日間以上、12 月 28 日から 1 月 4 日の間に連続 6 日間以上設定し、原則として児童・生徒等の登校及び校務全般を休止することで、教職員の休暇取得を促すこと。
- ・ 教職員に時間外又は休日に勤務を命じる場合には、法令に基づき、適切に行うこと。

(2) 校務における ICT 活用の推進

- ・ 校務の効率化を図り、児童・生徒等と向き合う時間を充実させるため、教職員 ICT ネットワークや校務支援システムの活用を進めること。
- ・ グループウェア等を活用した校務運営の効率化の取組みや定期考査等におけるデジタル採点システムの活用などにより、業務の効率化を図ること。
[関連記載 P71 (3) 情報機器からの情報漏洩の防止]

(3) 外部人材の活用

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し協働することで、教育相談等多様な職務に従事する教員の負担を軽減すること。
- ・ 教員業務支援員を活用し、管理職を含む教職員の業務負担を軽減し、在校等時間の縮

減に取り組むこと。

- 必要に応じて学校支援社会人等指導者、特別非常勤講師等を活用することにより、教員の負担軽減を図ること。

(4) 部活動の適正化

- 成長期にある生徒が、バランスの取れた生活を送ることができるよう、少なくとも平日1日、週末1日を基本とする適切な休養日等を設定し、部活動における長時間勤務の縮減に向けて、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)を遵守し、学校全体として徹底して取り組むこと。
- 合同部活動の実施に当たっては、教員の負担が軽減されるよう、学校間・教員間で十分に連携を図ること。

(5) 労働安全衛生体制の充実

- 関係規則及び大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、毎月の安全衛生委員会の開催をはじめ労働安全衛生活動の活性化に努めること。
- 安全衛生委員会では、教職員の勤務時間に関する状況を共有し、時間外勤務の縮減方策の取組み状況について調査審議するとともに、安全衛生管理者は、時間外在校等時間が月80時間を超えた教職員の情報について、毎月、本人及び産業医へ情報提供すること。また、長時間労働者への医師による面接指導を実施し、教職員の健康管理に努めること。
- ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。また、集団分析結果を各学校の安全衛生委員会で活用し、職場環境の改善を図ること。
- 教職員の心身の健康増進・メンタルヘルス

の予防のために、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」が実施する相談事業(セルフケア・ラインケア)、研修事業及び復職支援事業を積極的に活用すること。

(6) 休憩時間

- 休憩時間を明示し、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。
- 職員ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、一斉付与適用除外に係る府教育委員会の承認等の手続きが必要であるため、所要の手続きをとること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、同手続きは要しない。

(7) 週休日の教育活動

- 学校説明会、学習活動(補習・講習等)や生徒指導等、週休日における多様な教育活動の実施等については、関係通知等を踏まえて適切に行うこと。

(8) 土曜授業

- 土曜授業を実施する場合には、各学校において、学校や地域の実情、幼児・児童・生徒の負担を踏まえながら、土曜授業を実施する教育的意義、土曜授業を実施した場合の教育的効果を検討したうえで、計画を立てること。
- 土曜授業の実施に当たっては、実施目的や内容、頻度について、幼児・児童・生徒、保護者への周知を図るとともに、十分な理解を得るよう努めること。
- 教職員が土曜授業に係る業務に従事する場合は、法令の定めによる週休日の振替〔※1〕又は勤務時間の割振り変更〔※2〕を確実に行うこと。
- 土曜授業の申請に当たっては、定められた期日を厳守し、終了後は、実施報告書を速やかに提出すること。

〔※1〕週休日に勤務することを命ずる必要があるときに、その週休日と他の勤務日とを振り替えること。

〔※2〕勤務日の勤務時間のうちの4時間（3時間45分）だけを週休日に割り振り、勤務させること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・「府立学校における働き方改革の取組について」（令和6年2月19日教職企第2542号）

○「取組み項目」（1）に関連した資料

- ・「府立学校における働き方改革の取組について」（令和6年2月19日・教職企第2542号）
- ・「全校一斉定時退庁日の実施について」（令和5年2月14日・教職企第2484号）
- ・「令和5年度以降の学校閉庁日の実施について（通知）」（令和4年12月21日・教高第3520号）
- ・「教職員の時間外勤務の適正管理について」（令和4年7月8日・教職企第1491号）
- ・「三六協定締結の手引き（府立学校版）」（令和4年3月改定）
- ・「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」（令和2年3月30日・教職企第2672号）
- ・「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱」（令和2年3月30日・教職企第2659号）
- ・「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」（令和2年3月改正）
- ・「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」（平成31年3月29日・教職企第2576号）
- ・「府立学校における働き方改革に係る取組について」（平成30年3月28日・教総第3447号）
- ・「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」（平成7年3月17日）
- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年・法律第77号）
- ・「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（いわゆる超勤4項目、勤務時間の割り振り、休暇制度等）（昭和41年1月17日）
- ・「働き方改革ポータルサイト」（教育庁教職員室庁内Webページ）

○「取組み項目」（2）に関連した資料

- ・「デジタル採点システムの活用に係るガイドラインの改訂について」（令和6年9月19日・教高第2865号）
- ・「学校における働き方改革の取組について」（令和5年2月14日・教職企第2452号）

○「取組み項目」（4）に関連した資料

- ・「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（令和5年8月改正）

○「取組み項目」（5）に関連した資料

- ・「労働安全衛生に係る報告等について」（令和7年4月通知予定）
- ・「府立学校におけるストレスチェック制度実施要綱」（令和6年4月1日改正）
- ・「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」（令和6年4月1日改正）
- ・「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月・文部科学省）
- ・「労働安全衛生規則」（昭和47年9月30日・労働省令第32号）
- ・「大阪府立学校安全衛生管理規程（教育長訓保第1051号）」
- ・本冊子巻末資料 P84 I-6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター

○「取組み項目」（7）に関連した資料

- ・「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱い」（平成16年9月21日・教委学事第1930号）

○「取組み項目」（8）に関連した資料

- ・「土曜授業の実施にあたってのガイドライン」（平成26年8月21日）

19 校長のリーダーシップによる学校経営の確立

学校経営に当たり校長の権限と責任のもと、適切なリーダーシップを発揮し、「学校組織運営に関する指針」に基づく学校経営を行うことが必要である。

また、府立高校においては、特色ある教育の実現に向け、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等のビジョンを明確にし、自校の教育活動が体系的かつ継続的なものとなるよう、取組みを推進する。

【取組みの重点】

- (ア)めざす学校像や育てたい生徒像の実現に向けて、すべての教職員が相互に資質を高め合う同僚性の高い職場環境づくりに努めること。
- (イ)府立高校においては、各校のスクール・ミッションやスクール・ポリシー等をもとに自校の役割や特色・魅力をより効果的に発信するとともに、それらを生かした取組み等を推進する校内体制の構築に努めること。

【取組み項目】

(1) PDCA サイクルによる学校経営の推進

- 「学校経営計画及び学校評価」（以下「学校経営計画」という。）の策定に当たっては、前年度の学校評価を踏まえるとともに、可能な限り数値目標を掲げるなど、具体的な内容を記載すること。
- 各学校が策定した学校経営計画に基づきPDCA サイクルによる学校経営を推進すること。その際、めざす学校像の実現に向けて教職員が一丸となる組織的な取組みを推進すること。
- 学校経営計画の進捗状況を定期的に点検するとともに、年度末にはそれぞれの教育活動について具体的な根拠に基づいて着実に自己評価を行い、次年度の取組みの改善につなげること。
- 学校経営計画に基づき策定される、当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」に従い教育活動を推進すること。
- 府立高校においては、スクール・ミッションやスクール・ポリシーをもとに学校全体の

教育活動の点検・評価を行うとともに、組織的・計画的な改善を図ること。

(2) 学校評価における学校関係者評価の活用

- 学校評価の実施に当たっては、学校教育自己診断と学校運営協議会からの意見を活用するとともに、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めること。
- 学校運営協議会においては、委員が学校の状況を的確に把握できるよう、授業その他の教育活動の参観を実施するなどの取組みを進めること。

(3) 組織的・効率的な学校運営

- 教職員の幼児・児童・生徒に対する指導の時間等をより一層確保する観点から、校長がリーダーシップを発揮し、機能的な学校運営に努めること。
- 校内人事決定の際には、通知に基づき、アンケートの実施を含め、適任者を推薦させるようなことは行わないこと。
- いじめ・虐待等の生徒指導事象はもとより、感染症や災害への対応等あらゆる危機管理

事案や、地域連携、情報管理等に対し適切に対応できるよう、担当者の役割を校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。

- ・ 課題等に対し適切かつ迅速に対処できる機動的な学校運営体制の構築に際しては、校務の要である首席を活用すること。

(4) 支援チームの活用

- ・ 学校運営に当たり、必要に応じて高等学校課の育成支援チームの活用を図ること。
- ・ 府教育委員会作成の関係資料を校内研修等で積極的に活用すること。

(5) 職員会議の適切な運営

- ・ 職員会議は、関係法令・関係通知に基づき、その適切な運営に努めること。
- ・ 会議録は、公文書として必要な項目と内容を適切に記録し、保管すること。

(6) 加配教員の適切な活用

- ・ 加配教員は、配置の趣旨を踏まえて適切に活用するとともに、その効果を測定するよう努めること。

(7) 人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携

- ・ 人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、疾病等に係る様々な人権問題の解決に向け、課題別に担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、関係研究組織と連携し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。

(8) 教育相談体制の充実

- ・ 教育相談の推進組織を校務分掌に位置付けること。
- ・ 養護教諭や学級担任等が行う健康相談についても、教育相談の推進組織との連携を図ること。

(9) 保護者・地域ニーズの学校運営への反映

- ・ 児童・生徒や保護者、地域の住民の声を学校運営に反映させていくため、さらに開かれた学校づくりへ向けた取組みを進めること。
- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校運営協議会を活用し、保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させること。
- ・ 学校教育自己診断結果の分析及び考察を学校評価に反映させるとともに、その内容を Web ページ等を活用して保護者等に公表すること。
- ・ 様々な教育活動に関する情報を Web ページ等を活用して保護者等へ発信するなど、学校情報の公表を進めること。

(10) 学校運営協議会を通じた学校運営

- ・ 「学校運営協議会の設置等に関する規則」、「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」及び各学校が定める実施要項に基づき学校運営協議会を運営すること。
- ・ 学校運営に関する基本的な方針（学校経営計画の「めざす学校像」及び「中期的目標」）の承認を得るとともに、学校経営計画や学校評価について必要な意見聴取を行い、学校運営の改善に努めること。

(11) 入学者選抜の厳正な実施

- ・ 「入学者選抜事務点検マニュアル（第7版）」等を厳に遵守し、オンライン出願システム、入試採点システム等選抜のデジタル化、新たな採点方法やその他点検の手順等を十分に理解したうえで、選抜事務を行うこと。
- ・ 特に、指示系統をあらかじめ決定し、役割分担、作業系統を明確にし、原則として決定している分担以外の作業は行わないこと、電子データやパソコンの厳重な管理体制を確立すること、すべての作業について複数名で行い、必ず二度以上の点検を行うことを

厳守するなど、選抜事務における点検体制を確立すること。

- 休憩時間を確保するなど、採点者が集中して作業できる体制を確立すること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和3年3月31日・文部科学省）
 - 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）
- 「取組み項目」（1）に関連した資料
 - 『『スクール・ポリシー』の公表について（通知）」（令和6年7月19日・教高第2247号）
 - 『『スクール・ミッション』の公表について（通知）」（令和5年7月21日・教高第2218号）
 - 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）
 - 「大阪府立学校条例」（平成24年4月1日施行）
- 「取組み項目」（2）に関連した資料
 - 「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」（令和6年12月11日改正）
 - 「学校運営協議会の設置等に関する規則」（令和4年4月1日改正）
- 「取組み項目」（3）に関連した資料
 - 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）
 - 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」（平成27年7月27日・文部科学省）
 - 「校内人事の決定について」（平成27年5月20日・教委高第1559号）
- 「取組み項目」（4）に関連した資料
 - 「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年より毎年度発行、令和7年3月発行予定）
 - 「保護者等連携の手引き」（令和7年●月改定予定）
- 「取組み項目」（5）に関連した資料
 - 「大阪府立学校の管理運営に関する規則」（令和6年4月1日）
 - 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）
 - 「学校教育法施行規則」（昭和22年5月23日・文部省令第11号）
- 「取組み項目」（9）に関連した資料
 - 『『学校教育自己診断』の実施について』（令和6年6月28日・教高第1900号）
 - 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年6月30日）
- 「取組み項目」（10）に関連した資料
 - 「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」（令和6年12月11日改正）
 - 「学校運営協議会の設置等に関する規則」（令和4年4月1日改正）
 - 「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要」（平成29年4月・文部科学省）
- 「取組み項目」（11）に関連した資料
 - 「入学者選抜事務点検マニュアル（第7版）」（改定予定）
 - 「入学者選抜事務点検マニュアル【知的障がい高等支援学校職業学科（本校）】」（平成30年12月）

20 教職員の資質・能力の向上

社会が急速に進展し、生成 AI 等の新たな技術が普及しつつある中で、教員は高度な専門職として主体的・継続的に新たな知識・技能の習得に取り組むことが不可欠である。また、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、一人ひとりの教員に応じた研修等の受講奨励などを通じて教員、とりわけ次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 「大阪府教員等研修計画」及び研修履歴の記録を活用して、管理職等による研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、日常的な OJT を推進することにより、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。
- (イ) 校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。
- (ウ) 「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

【取組み項目】

(1) 社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上

- ・ 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、幼児・児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図ること。
- ・ 教職員は研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身に付けること。

(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり

- ・ すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるよう校内研修等の充実を図ること。
- ・ すべての教職員は日々の研究と修養に努めるとともに、校長のめざす学校像の実現に向けて、それぞれの関わっている分野で積極的に参画するとともに、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めること。

(3) 校内外の研修を効果的に活用した人材育成

- ・ 研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。
- ・ 府教育センター等で行う校外研修については、「大阪府教員等研修計画」等を活用し、教職員のライフステージや学校の教育課題を踏まえ計画的に受講できるよう努めること。
- ・ 校外研修を受講した教職員が、研修成果を積極的に校内での実践に生かしたり、校内研修の講師を務めたりすることにより、学校の教育力の向上に資するよう努めること。
- ・ 校内研修については、社会の変化、国や府における新たな動き、各学校の課題等を踏まえ、具体的な目標を設定し、計画的に実施することにより、その充実を図ること。
- ・ 年間計画は、校内外の研修の関連性を踏まえて策定すること。その際には、指導教諭や社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。

- ・ 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修や独立行政法人教職員支援機構が実施する「中央研修」等については、その目的を踏まえ、研修成果を学校の教育活動に十分還元すること。

(4) 評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成

- ・ 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲、資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。
- ・ 校長は、年度当初に学校の教育目標や経営方針等の説明を行い、その周知を行うとともに、教職員へのシステムの説明（評価結果が給与（昇給・勤勉手当）へ反映されることを含む）を行うこと。
- ・ 育成（評価）者は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導・助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- ・ 育成（評価）者は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導・助言を行い、教職員の育成に努めること。また、校長は、被評価者に対し評価結果を年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

(5) 教職員全体の指導力向上

- ・ 計画的な研修の実施等に加えて、首席や指導教諭等を活用した日常的なOJTを推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。
- ・ 児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、府教育センター実施のICT活用に係る研修等を

活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。

- ・ 教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターの学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

(6) 支援学校における教員の専門性の向上

- ・ 在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するための研修を計画的に実施し、受講させることで教員の専門性の向上を図ること。また、認定講習等への参加を促進させ、早期に特別支援学校教諭等免許状をおおむねすべての教員に所持させるために、教員は認定講習等受講により必要単位の修得に努めるとともに、単位修得後には速やかに免許状の申請を行うこと。
- ・ 教員にあっては、積極的により専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

(7) 教職員のカウンセリングスキルの向上

- ・ 幼児・児童・生徒の問題事象の未然防止等を図るため、臨床心理士等を活用した校内研修の充実に努め、教職員一人ひとりのカウンセリングスキルの向上を図ること。

(8) 教職員人権研修ハンドブックの活用

- ・ 校内研修等の実施に際しては、教職経験年数の少ない教職員がこれまでの人権教育の成果を継承するとともに、すべての教職員がさらなる人権教育の取組みを充実・発展することができるよう、「教職員人権研修ハンドブック」を活用すること。

(9) 人権侵害事象等に対する対応

- ・ 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- ・ 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さな

- い感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。
- ・ 差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。
 - ・ 教職員が、自らの言動により幼児・児童・生徒の人権を侵害することのないよう、幼児・児童・生徒の背景の理解に努めるとともに、常に自らの人権感覚、人権意識を見つめ直すこと。

(10) 優秀教職員等表彰について

- ・ 府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものが多く表彰されるよう、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、勤務年数に関わらず、積極的に推薦をすること。

(11) 承認研修について

- ・ 教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく「勤務場所を離れて行う研修」(いわゆる承認研修)は、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- ・ 承認手続の不備が多いことから、いかなる内容の承認研修であっても、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。

(12) 次世代育成について

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた支

- 援、男性を含めた働き方の見直し等を推進するために、年次休暇や子育てのための休暇・休業等の取得促進や育児休業からの復帰支援など適切な対応を行うこと。
- ・ 職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実の申し出があった場合は、当該職員に対して「個別周知・意向確認書」や「子育て教職員サポートシート」を交付する等、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談等の措置を講じること。
 - ・ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が配偶者の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「配偶者の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。また、「育児休業」についても、男性職員が取得しやすい環境づくりに努めること。

(13) 女性活躍の推進について

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画(2021)」の趣旨を踏まえ、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、教職員の働き方改革を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年次休暇を取得しやすい環境づくりに努めること。
- ・ 教職員の能力育成と資質向上のため、性別に関わらず多様な職務に従事する機会の付与に努めるとともに、育児休業からの復帰支援や研修への参加促進等、女性教職員の意欲向上に努めること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・「大阪府教員等研修計画」（令和7年3月改訂予定）
 - ・「初任者等育成プログラム」（令和7年3月改訂予定）
 - ・「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年より毎年度発行、令和7年3月発行予定）
 - ・「教職員人権研修ハンドブック」（令和7年3月改訂予定）
 - ・『研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励』の実施について（令和6年1月26日・教高第3931号）
 - ・「次世代の教職員を育てる OJT のすすめ」（令和3年3月改訂）
- 「取組み項目」（3）に関連した資料
 - ・「大阪府教員等研修計画」（令和7年3月改訂予定）
- 「取組み項目」（4）に関連した資料
 - ・「教職員の評価・育成システム 手引き」（令和6年3月改定）
 - ・「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」（令和2年3月）
- 「取組み項目」（5）に関連した資料
 - ・「次世代の教職員を育てる OJT のすすめ」（令和3年3月改訂）
 - ・「メンタリング・ハンドブック」（令和2年3月改訂）
- 「取組み項目」（8）に関連した資料
 - ・「教職員人権研修ハンドブック」（令和7年3月改訂予定）
- 「取組み項目」（9）に関連した資料
 - ・「学校における人権教育推進のための資料集」（令和7年3月改定予定）
 - ・「教職員のための差別事象対応ワークシート」（令和5年3月）
 - ・「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」（令和2年9月・教人第1087号）
 - ・「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」（平成28年12月・教人第1171号）
- 「取組み項目」（11）に関連した資料
 - ・「教育公務員特例法」（令和5年4月改正）
- 「取組み項目」（12）に関連した資料
 - ・「育児介護休業法」（令和7年4月1日施行）
 - ・「育児休業等の実施手続等に関する要綱」（令和4年10月1日・教職企第1815号）
 - ・「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校編）～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」（令和2年10月）
 - ・「次世代育成支援対策推進法」（平成15年4月施行）
 - ・「教職員のための子育て支援ポータルサイト」（教育庁教職員室庁内 Web ページ）
- 「取組み項目」（13）に関連した資料
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（令和4年7月施行）
 - ・「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」（令和3年4月）

21 不祥事の防止

公立学校の教職員は、公教育の場において、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、幼児・児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて取り組むことが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
- (イ) 事案が生起した場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに担当課へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- (ウ) 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、手紙又は電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- (エ) 教育職員等による幼児・児童・生徒への性暴力等については、法律や国の指針に基づき防止に向けて取り組むとともに教職員に対して周知・徹底を図ること。

【取組み項目】

（1）児童・生徒に対する性暴力等について

- ・ 児童・生徒を守り育てる立場にある教員は、公務員として、児童・生徒への性暴力等は絶対に行ってはならない。児童・生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害児童・生徒が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となることを周知すること。
- ・ たとえ、わいせつな行為に至らなくても、性的な言動（わいせつな発言、不要な身体接触等）や SNS 等による私的なやり取りを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われることがあることを周知すること。

（2）飲酒運転について

- ・ 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないこと。
- ・ 飲酒運転を行った教職員に対して、「職員の懲戒に関する条例」に基づき懲戒免職又は停職とする他、飲酒運転をすることを知らながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給等の処分が行われる旨を周知すること。
- ・ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- ・ なお、令和6年11月から道路交通法改正に伴い、自転車による飲酒運転及びながら運転等

が厳罰化されたことから、併せてその旨周知を行うこと。

(3) 服務監督について

- ・ 教職員が条例・規則に定められた勤務時間を遵守し、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
- ・ 休暇等の承認に当たっては、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続をとること。特に短期介護休暇、子の看護休暇、勤務時間の割振りについても適正な運用を行うこと。また、病気休暇については、関係通知を踏まえ、より一層厳正な運用を行うこと。
- ・ 部活動指導及び補習・講習の指導業務に従事したときの教員特殊業務手当の支給にあたっては、支給要件を踏まえて適切な運用を行うこと。
- ・ 職務専念義務に違反した者、休暇等を不正に取得した者及び教員特殊業務手当を不正に受給した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(4) 自家用自動車等を使用しての通勤認定について

- ・ 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛すること。
- ・ 職員の健康状態等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、関係通知を厳格に適用するとともに特別な事情が生じた場合には、教職員企画課長あて協議すること。

(5) 通勤について

- ・ 通勤届出以外の方法による通勤は、通勤手当の不正受給に当たる場合もあることから、厳に慎むよう教職員を指導すること。
- ・ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認は、関係通知に基づき、適正な確認を

行うこと。

- ・ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(6) 兼職・兼業について

- ・ 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。
- ・ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっては、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- ・ 兼職・兼業に関する法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(7) 教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合について

- ・ 教科書発行者からの依頼により、教員が教科書等の執筆、編修、意見聴取等を受ける場合には、対価の支払いの有無に関わらず、教科書発行者に対して依頼文書の提出を求めたうえで、校長による承認を得ること。また、校長は教科書発行者からの依頼文書を教育庁に送付し、承認した内容について報告すること。
- ・ 教科書発行者から教科書等の執筆、編修、意見聴取等の対価として報酬を得る場合には、必ず、「営利企業の従事等について」許可の申請を行い、承認を得ること。
- ・ 教科書発行者から教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受けた教員は、その教科書発行者が関わる教科書の選定事務に関与しないこと。

(8) 旅費について

- ・ 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、「旅行命令」の趣旨を十分認識し、事前に所定の手続きを執るとともに、承認された旅行手段により旅行を行うこと。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》(改訂版) (令和6年3月改訂)
 - ・「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和6年3月改定)
 - ・「教職員の綱紀の保持について(通達)」(令和5年12月1日・教職人第3478号)
 - ・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について(通知)」(令和5年3月30日・文部科学省)
 - ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月・文部科学省)
 - ・「大阪府教育委員会綱紀保持指針」(令和3年3月改正)
 - ・「大阪府教育委員会服務指導指針」(平成24年11月26日改正)
- 「取組み項目」(1)に関連した資料
 - ・「児童・生徒に対する性暴力等の禁止の徹底について(通達)」(令和6年8月22日・教職人第2132号)
 - ・「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について(通達)」(令和2年12月24日・教職人第3777号)
- 「取組み項目」(3)に関連した資料
 - ・「病気休暇の承認手続きの見直しについて」(平成25年3月29日・教委職企第2282号)
- 「取組み項目」(4)に関連した資料
 - ・「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」(令和6年3月14日最終改正・教職企第2641号)
 - ・「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」(令和6年3月14日最終改正・教職企第2642号)
- 「取組み項目」(5)に関連した資料
 - ・「通勤認定の取扱いについて」(令和6年3月14日・教委職企第2679号)
 - ・「通勤手当の事後の確認について」(令和5年9月1日最終改正・教職企第1736号)
 - ・「通勤手当不正受給防止の徹底について」(令和3年8月16日・教職人第2067号)
 - ・「通勤手当の支給方法について」(令和2年2月26日最終改正・教職企第2331号)
- (6)に関連した資料
 - ・「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」(平成28年3月31日最終改正・教委職人第4328号)
- (7)に関連した資料
 - ・「教科書発行者による教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合の遵守事項について」(平成28年7月20日・教高第2150号)

22 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であるにもかかわらず、根絶されていない現状を重く受け止め、体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないということを一人ひとりの教職員が改めて理解・認識するとともに、学校全体として防止・根絶に取り組む必要がある。事象が生じた場合は被害者保護を最優先に組織的に対応する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 校内研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。
- (イ) 校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、アンケート調査の活用等あらゆる機会をとらえて実態把握に努めること。
- (ウ) 万一、事象が生じた場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

【取組み項目】

(1) 体罰の防止

- ・ 体罰が、依然として生起している現状がある。体罰は法的に禁じられているばかりでなく、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことについて、府教育委員会が作成した資料等を活用して研修を行うなど、教職員に周知・徹底を図ること。
- ・ 特に障がいのある幼児・児童・生徒については、全教職員が幼児・児童・生徒の障がいの特性を理解すること。
- ・ 体罰事象の根絶に向けた取組みを実施のうえ、幼児・児童・生徒の人権に配慮した生徒指導体制を確立すること。

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止

- ・ 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、関係指針の趣旨を踏まえ、府教育委員会が作成した資料等を活用した研修を実施するなど、その未然防止のための学校体制を確立すること。

- ・ 不必要な身体的接触や性的な内容の発言等、幼児・児童・生徒を不快にさせるような言動はセクシュアル・ハラスメントとなることを教職員に十分認識させること。
- ・ 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助に当たっては、府教育委員会が作成した資料を参考に指導方法の点検を行うこと。
- ・ 定期健康診断の実施に当たっては、関係通知を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。

(3) 相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応

- ・ 体罰、セクシュアル・ハラスメント事象に対して、各学校の相談窓口が機能するように努めること。
- ・ 府教育委員会が作成したリーフレットを活用し、府教育センターの「LINE相談」、「すこやか教育相談24」等や民間支援機関と連

携した「被害者救済システム」を、児童・生徒、保護者及び教職員に周知すること。

- ・ 万一、体罰、セクシュアル・ハラスメント事象が生じた場合には、被害者の人権を尊重するとともに二次被害の発生防止に努めること。同時に府教育庁と速やかに連携を図り、事象の解決と被害者の心のケアに努めること。そのために迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・ 「令和6年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」（令和6年6月25日・教高第1881号）
- ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年6月）
- ・ 「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」（令和2年12月24日・教職人第3776号）
- ・ 「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」（令和2年12月24日・教職人第3777号）
- ・ 「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）
- ・ 「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」（平成29年12月8日改正）
- ・ 「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために ～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」（平成29年5月改訂）
- ・ 「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月20日・教委高第2328号）
- ・ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月21日・教委高第3966号）
- ・ 「セクシュアル・ハラスメント防止のために－障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点－」（平成22年11月）
- ・ 「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」（平成21年4月）
- ・ 「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）
- ・ 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」（平成15年3月）

○「取組み項目」（1）に関連した資料

- ・ 「不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート」（令和5年5月改訂）
- ・ 「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月20日・教委高第2328号）
- ・ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月21日・教委高第3966号）
- ・ 「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）

○「取組み項目」（2）に関連した資料

- ・ 「児童・生徒に対するわいせつ行為等の防止に係る指導の徹底について（通達）」（令和4年9月16日・教職人第2730号）
- ・ 「児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について（通達）」（令和4年1月24日・教職人第3847号）
- ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年6月）
- ・ 「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」（令和2年12月24日・教職人第3776号）
- ・ 「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」（令和2年12月24日・教職人第3777号）
- ・ 「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」（平成29年12月8日改正）
- ・ 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改訂）
- ・ 「セクシュアル・ハラスメント防止のために－障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点－」（平成22年11月）
- ・ 「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」（平成21年4月）
- ・ 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」（平成15年3月）

○「取組み項目」（3）に関連した資料

- ・ 「令和6年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」（令和6年6月25日・教高第1881号）
- ・ 「令和5年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」（令和5年6月26日・教高第1874号）
- ・ 「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）
- ・ 「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」（平成21年4月）

23 個人情報の適正な管理

府立学校において、定期考査の答案用紙の紛失や個人メールアドレスの流出など個人情報の不適切な取扱いに係る事案が度重なり生起している。それにより、幼児・児童・生徒や保護者等が多大な損害を受けることから、教職員一人ひとりが個人情報の取扱いに対する意識をより一層高めるとともに、予め定められたルール等を遵守することが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」（令和5年4月改正）及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（令和5年8月改正）に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。
- (イ) 校内の管理体制を明確にし、実態に即した実効的なルールを定めるとともに、「個人情報の適正管理のために」（令和6年5月補訂）等を用いて、教職員に対し研修を行い、一人ひとりに個人情報を取り扱う者としての責任の重さを改めて強く意識させること。
- (ウ) 個人情報を収集する際は、その必要性、妥当性及び収集方法を十分に検討したうえで行うこと。

【取組み項目】

（1）情報管理規定の策定

- ・ 「個人情報保護法」、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」、「情報公開条例」及び「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱」等の趣旨に基づき、個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。
- ・ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）や要配慮個人情報（信条や病歴等、本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するもの）の取扱いに当たっては、関係法令や個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を踏まえて策定した「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」、「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」及び個別業務における要領等を踏まえ、安全管理措置等

を講じるなど、特定個人情報や要配慮個人情報の保護、管理を徹底すること。

（2）行政文書や個人情報の適切な取扱い

- ・ 定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した電子媒体を含む。）の取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。
- ・ 特に、個人情報は原則として、外部記録媒体に保存せず、重要度の分類に基づいて秘密度ラベルを付与し、教職員 ICT ネットワークのアカウントに紐づく学校共有ファイルストレージ（SharePoint）及び個人ファイルストレージ（OneDrive）に保存すること。
- ・ 校内における行政文書等の管理を一層適切に行うとともに、不要な書類については廃棄すること。また、府民からの情報公開等の請求に対しては的確に対応すること。

(3) 情報機器からの情報漏洩の防止

- ・ コンピュータで情報の処理を行う際には、ネットワーク等を通じて情報の漏洩が生じないよう、校内で作成した取扱規定を全教職員に周知・徹底し、電子情報や記憶媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。
〔関連記載 P55 (2) 校務における ICT 活用の推進〕

(4) 個人情報管理のためのルールを作成

- ・ 必要に応じ、新たな管理規定の通知等にあわせてルール等を適宜見直すこと。
- ・ ICT を利用したアンケートやデジタル採点システムの活用にあたり適切な運用に向け

たルール等の作成、徹底を行うこと。

- ・ 定期考査の解答用紙等の管理が適切に行われるよう、各校における解答用紙等の保管・返却に係るルールを、全教職員に周知・徹底すること。

(5) 事象生起時の対応

- ・ 万一個人情報紛失や流出等の事象が生じた場合には、速やかな連絡・報告が必要となるため、あらかじめその方法を全教職員に周知・徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制についても整えておくこと。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 「令和6年度 教育庁個人情報の適正管理等に関する研修資料」(令和6年8月)
 - ・ 「個人情報の適正管理のために」(令和6年5月補訂)
 - ・ 「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」(令和5年8月改正)
 - ・ 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」(令和5年4月改正)
 - ・ 「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱」(令和4年8月29日・教総第2052号)
 - ・ 「社会的養護の児童における個人情報の取扱いについて」(令和3年8月25日・教高第2515号)
 - ・ 「個人情報の適正な管理について」(平成27年6月3日・教委高第1653号)
 - ・ 「統合ICTネットワークへの個人情報データ移行について」(平成26年7月1日・教委高第1910号)
 - ・ 「個人情報の適正な管理等について」(平成24年6月20日・教委高第1776号、教委施財第1809号)
 - ・ 「個人情報の適正な管理・保管について」(平成16年6月9日・教委学事第1427号)
- 「取組み項目」(1)に関連した資料
 - ・ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(令和6年5月改正・個人情報保護委員会)
 - ・ 「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」(令和5年8月改正)
 - ・ 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」(令和5年4月改正)
 - ・ 「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱」(令和4年8月29日・教総第2052号)
- 「取組み項目」(2)～(5)に関連した資料
 - ・ 「デジタル採点システムの活用に係るガイドラインの改訂について」(令和6年9月19日・教高第2865号)
 - ・ 「令和6年度 教育庁個人情報の適正管理等に関する研修資料」(令和6年8月)
 - ・ 「個人情報の適正管理のために」(令和6年5月補訂)
 - ・ 「教育データの利活用に係る留意事項のポイント(リーフレット)について」(令和6年3月更新)
 - ・ 「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱」(令和4年8月29日・教総第2052号)
 - ・ 「社会的養護の児童における個人情報の取扱いについて」(令和3年8月25日・教高第2515号)
 - ・ 「情報セキュリティの取扱いに係る留意事項について」(令和2年2月10日・教高第3759-2号)
 - ・ 「USBメモリの使用状況の調査について」(令和元年6月26日・教高第2058号)
 - ・ 「文書の適正な管理について」(平成28年3月31日・教委高第4126号)
 - ・ 「個人情報の適正な管理について」(平成27年6月3日・教委高第1653号)
 - ・ 「統合ICTネットワークへの個人情報データ移行について」(平成26年7月1日・教委高第1910号)
 - ・ 「個人情報の適正な管理等について」(平成24年6月20日・教委高第1776号、教委施財第1809号)
 - ・ 「個人情報の適正な管理・保管について」(平成16年6月9日・教委学事第1427号)

24 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメント行為は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 職場におけるハラスメントの防止及び再発防止に向けて、指針の周知・徹底を図るとともに、校内研修の実施や「パワハラ セルフチェック」シートの活用等を通じて教職員の意識啓発を一層図ること。
- (イ) 校内の相談体制の整備に努め、教職員に相談窓口の周知を図ること。また、窓口の担当者を中心に、普段から相談しやすい体制を整えること。
- (ウ) まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。
- (エ) ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。

【取組み項目】

(1) ハラスメントの未然防止

- ・ 管理職は、自らの職務上の権限を認識し、ハラスメントに対する正しい認識を十分にもち、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、指導や助言にあたっては誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- ・ 教職員一人ひとりが、校内研修等を通じて、ハラスメントの防止に対する理解を深めること。
- ・ ハラスメントは信用失墜行為、全体の行為者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがあると認識しておくこと。
- ・ 職場の人間関係がそのまま維持される職場以外の場所(出張先、通勤、出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等)で

の行為もハラスメントに含まれることを十分理解しておくこと。

(2) 良好な勤務環境の維持

- ・ ハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- ・ 管理職を含む教職員は、ハラスメントとみられる言動を見かけたときは、職場の構成員として注意を促すこと。
- ・ 管理職を含む教職員は、被害を受けているケースを見聞きした場合には、積極的に声をかけて相談に応じること。

(3) 校内相談窓口の周知と適切な対応

- ・ 相談員には、管理職以外の教職員を入れるとともに年齢や性別に偏りがないようにすること。また、相談員が聴き取りをする場合は相談者と同性の教職員が同席するなど、

相談者が相談しやすい環境をつくること。

- 管理職は校内のハラスメント相談窓口の相談体制等を充実させるなど窓口が機能するように努めること。
- 管理職はハラスメントの防止及び対応に関する指針や取組みについて定期的に周知、啓発すること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- 「職場における教職員間のハラスメント相談員の手引き」（令和4年10月）
- 「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）
- 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）
- 「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）
- 『ハラスメント「0（ゼロ）」に向けて』教育長メッセージ」（令和4年4月1日・教職人第4628号）

25 「指導が不適切である」教員への対応

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 校長は、授業観察あるいは児童・生徒や保護者等からの意見・苦情等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。
- (イ) 「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。
- (ウ) 校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。
- (エ) 新規採用教職員については、丁寧な指導・育成を図るとともに、そのうえでなお、指導が不適切である教職員に対しては、条件付採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」（令和5年10月改訂・教職人第2846号）

第5章の関連事項

(1) 学校会計事務の適正化

- 学校における契約事務、とりわけ2者以上から見積書を徴取して業者を決定する手続きについて、「随意契約ガイドライン」や「随意契約見積心得」を遵守し、契約手続きの公平性、透明性の確保を図るとともに、毎年度、担当職員への聞き取り等により実施状況の確認を行うこと。
- 学校徴収金の預り金会計については、事業終了後速やかに保護者等に対し精算報告を行い、返還又は保護者等に周知したうえで、次年度学年費に充当、繰越等の処理手続きをすること。
- 学校指定物品、卒業アルバムの支払いについては、代金引換や後払い方式を徹底すること。
- 修学旅行の支払いは概算払いとするが、支払いは旅行出発日の30日前から前日までに行うこととし、支出の際は、契約局の入札参加資格の停止の有無等を確認すること。

(2) 廃棄物処理等事務の適正化

- 関係法令・要領・手引きに基づき、産業廃棄物の保管及び処分、並びに特別管理産業廃棄物[※3]の保管及び管理又は処分について、適正に事務を行うこと。
[※3] 特別管理産業廃棄物とは、廃油(揮発油類)、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物、廃水銀等)をいう。

(3) 非常勤職員の効果的な配置と活用

- 学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用に努めること。
- 内申等の手続きに当たっては、「講師希望者

登録のお知らせと講師制度の概要」等によって、勤務条件を明示するなど、適正に行うこと。

- 非常勤職員への発令に当たっては、「勤務条件明示書」の交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、必ず変更後の勤務条件を明示すること。あわせて、勤務状況等を常に把握するとともに、適切な管理及び指導に当たること。
- 非常勤職員が就業規則等を容易に確認できるようにするため、規定集を印刷して事務室に備え付けるなど適切に対応すること。

(4) 就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策

- 国の就学支援金制度と、奨学のための給付金制度及び府の授業料無償化制度については、生徒や保護者等が十分に制度を理解し、必要な手続きを行うように周知に努めること。
- 授業料等の未納者に対しては、事務取扱要領の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」に基づき、家庭訪問等による面談等、積極的な納入指導に取り組むとともに、「債権の回収及び整理に関する条例」、「財務規則」及び「債権回収・整理マニュアル」に基づき適正な債権管理を行うこと。なお、通常の納入指導では徴収することが困難な場合は、府教育庁に徴収事務を引き継ぐこと。
- 入学料は入学前納付としている趣旨及び修学支援の制度等について十分説明し、未納防止に努めること。入学許可の取消しについては、「聴聞手続」など適正な手続きを経た後、実施すること。
- 授業料や入学料に未収がある場合は、「大阪府税外収入延滞金徴収条例」の適用を受け延滞金を徴収することになる可能性に留意すること。

(5) 行政の福祉化

- ・ 府立学校における校舎等の建物清掃や除草業務等の実施に当たっては、本府の全庁的取組みを踏まえ、知的障がい者の清掃訓練の場の確保・拡大を支援するよう努めること。

(6) 備品の適正管理

- ・ 備品の管理に当たっては、物品管理者（校長）、物品取扱責任者（事務(部)長・課長補佐・主査）が定期的に現物調査し、照合確認

等すること。

- ・ 物品取扱者（教職員）は、その担当する備品について、責任を持って保管・利用・照合確認等を行うこと。
- ・ 備品の廃棄等処分に当たっては、必ず物品取扱者から物品取扱責任者へ報告を行い、物品取扱責任者は、不用品調書により不用の意思決定（出納員の合議）及び備品出納簿への払出記簿を行い、不用の決定した備品を売却・廃棄・その他処分をするときは、物品管理者による処分の意思決定を行うこと。

<参考>

- (1) に関連した資料
 - ・ 「学校徴収金等取扱マニュアル」（令和5年4月一部改正）
 - ・ 「学校徴収金等の会計処理基準」（令和5年3月28日一部改正・教施財第5546号）
- (2) に関連した資料
 - ・ 「大阪府 PCB 廃棄物適正管理の手引き」（令和5年5月24日改正）
 - ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（令和4年・法律第68号改正）
 - ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（令和4年・法律第68号改正）
- (3) に関連した資料
 - ・ 「会計年度任用職員事務マニュアル」（令和6年5月改訂）
 - ・ 「大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則」（令和6年4月1日施行）
 - ・ 「人事事務処理要領」（教育庁教職員室庁内 Web ページ）
 - ・ 「教職 Q 救箱（様式集）」（教育庁教職員室庁内 Web ページ）
 - ・ 「非常勤職員雇用事務について」（教育庁学校総務サービス課庁内 Web ページ）
- (4) に関連した資料
 - ・ 「大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領」（令和5年6月1日改正・教施財第1807号）
 - ・ 「大阪府税外収入延滞金徴収条例」（平成22年11月4日・条例第60号）
- (5) に関連した資料
 - ・ 「【協力依頼】大阪府障がい者優先調達推進方針に基づく障がい者就労施設等への発注等の促進について」（令和6年5月17日）
- (6) に関連した資料
 - ・ 「府立学校における財産管理について（依頼）」（令和5年5月19日・教総第1452号）
 - ・ 「備品管理の適正化について」（平成23年7月13日・教委施財第1661号）

26

自然災害等に備えた安全・安心な教育環境の確保及び安全教育の充実

南海トラフ地震等の自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、学校の実態に応じて、子どもたちの命を守るための安全確保や安全管理を行う必要がある。特に、大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、学校が地域住民の避難先となることもあるため、日頃から地域と連携し、学校の体制を整えておくことが重要である。

また、学校管理下における事故を未然に防ぐため、子どもたち自らが日常生活全般におけるさまざまな危険に気づき、適切に判断し、安全に行動できる資質・能力を育成する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 地域や学校の実情を踏まえて作成する防犯・防災計画、大規模災害初期対応マニュアル等については、避難訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓等を基に、常に見直し、改善を行うこと。
- (イ) 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化や、運転中の携帯電話使用(ながら運転)の禁止が法定化されたことから、警察等と連携し、自転車利用に関する交通安全の指導の徹底を図ること。

【取組み項目】

(1) 学校安全計画の策定

- 「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定すること。
- 策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組み状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。
- 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。
- 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。
- 避難経路上や防火扉・防火シャッターの前等に物が置かれていないかなどの確認を定

期的に実施すること。

(2) 安全確保及び学校の安全管理

- 学校及び子どもの安全を守るための諸通知に基づき、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業期間中の登校日等における必要な措置を講じること。
- 学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めるとともに危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うなど、安全教育の一層の充実を図ること。とりわけ、幼稚部、小・中学部を設置する支援学校及び中学校の登下校時については、「登下校時の幼児・児童・生徒の集合場所等の点検」の結果や、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、を踏まえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全対策に取り組むこと。
- 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月

8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。

- ・ 幼児・児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例において、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられていることを周知すること。
- ・ 道路交通法の一部改正に伴い、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務であること、運転中の携帯電話使用(ながら運転)禁止の罰則が強化され、2年後には、自転車の交通反則通告制度が16歳以上に適用されることを幼児・児童・生徒及び保護者に周知すること。
- ・ 「Safety Bicycle 推進校」プロジェクトの取組みを参考に、ヘルメット着用の必要性について、理解促進にかかる生徒主体の取組みを進めること。
- ・ 警察と連携した交通安全教室を開催するなど、交通安全教育の徹底に努めること。

(3) 学校事故対応の徹底

- ・ 学校事故等の未然防止のために、各校において定める安全点検を定期的に行うこと。
- ・ 学校管理下において事故等が発生した場合には、幼児・児童・生徒の安全の確保を最優先に、危機管理マニュアル等に基づき、迅速かつ適切な対応を行うとともに、事後にお

いては、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証・見直しを行い、再発防止の対策を講ずること。

(4) 緊急事態への対処

- ・ 万一の事件・事故の発生をはじめ、あらゆる緊急事態に対処できるよう防犯計画を策定し、救急体制及び防犯訓練等の危機管理体制を確立すること。また、実効性のある計画となるよう、適宜点検・見直しを行うこと。
- ・ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知・徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の自校の避難場所を想定し、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルに明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

(5) 安全対策の推進

- ・ 警察等の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」の設置を図るなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 「令和6年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」(令和6年7月5日・教高第1855号)
- 「取組み項目」(1)に関連した資料
 - ・ 「学校保健安全法」(令和5年5月改正)
- 「取組み項目」(2)に関連した資料
 - ・ 「自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について(依頼)」(令和4年9月9日・教保第2035号)
 - ・ 「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年7月)
 - ・ 「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検について」(令和元年8月23日・教保第1806号)
 - ・ 「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月・文部科学省)
 - ・ 「『登下校防犯プラン』について」(平成30年7月3日・教保第1527号)
 - ・ 「『大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』の施行について」(平成28年3月25日・教委保第2747号)
 - ・ 「交通安全教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」(平成24年3月・文部科学省)
 - ・ 「こどもエンパワメント支援指導事例集」(平成19年3月改訂)
 - ・ 「学校安全緊急アピール -子どもの安全を守るために-」(平成16年1月・文部科学省)

- 「学校の安全管理に関する取組事例集」(平成15年6月・文部科学省)
- 「安全教育教材ビデオ『きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室』」(平成15年3月)
- 「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」(平成14年10月)
- 「学校における児童生徒等の安全を確保するために」(平成13年7月)
- 「取組み項目」(3)に関連した資料
 - 『『学校事故対応に関する指針』の改定について』(令和6年3月・文部科学省)
 - 『学校における安全点検要領』の活用について(令和6年3月・文部科学省)
 - 『『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』の活用について』(令和3年6月17日・教保第1507号)
 - 『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』(平成30年2月・文部科学省)
- 「取組み項目」(4)に関連した資料
 - 「令和6年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」(令和6年7月5日・教高第1855号)
 - 「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」(令和5年3月)
 - 『『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』の活用について』(令和3年6月17日・教保第1507号)
 - 「学校の危機管理マニュアル ー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月・文部科学省)
 - 「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ確な対応のために」(平成17年3月)
 - 「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月)
 - 「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)」(平成15年12月)
- 「取組み項目」(5)に関連した資料
 - 「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」(平成23年3月・文部科学省)
 - 「学校の危機管理マニュアル ー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月・文部科学省)
 - 「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ確な対応のために」(平成17年3月)
 - 「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月)
 - 「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)」(平成15年12月)



大阪府

教育庁教育振興室高等学校課

令和7年2月発行

〒540-8571

大阪市中央区大手前二丁目

電話 06(6941)0351

ホームページアドレス

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html>

電子メール

kyoikushinko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

(案)

令和7年度

市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～未来を^{ひら}拓く教育をめざして～

大阪府教育委員会

目次

◆第1章 確かな学力の定着と学びの深化 -7	
重点1. 学習指導要領の確実な実施----- 8	
(1) カリキュラム・マネジメントの充実	(6) 就学相談・支援の充実
(2) 主体的・対話的で深い学びの実現	(7) 合理的配慮についての適切な対応
(3) 指導と評価の一体化の充実	(8) 早期からの切れ目ない支援体制の構築
(4) 国旗・国歌の指導	(9) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用
(5) 現代社会の諸課題	(10) 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実
重点2. 学力向上の取組みの充実----- 10	(11) 教職員の資質向上
(1) 一人ひとりの学力を伸ばすための検証・改善	(12) 支援学校のセンター的機能の活用
(2) 日常的な授業改善	
(3) 言語能力の育成	◆第2章 豊かな心と健やかな体の育成 -- 20
(4) 情報活用能力の育成	重点7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実 -----21
(5) ICT活用による学びの充実	(1) 人権教育の充実
重点3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実 ----- 12	(2) 道徳教育の充実
(1) 学校図書館を活用した学習	(3) 人権教育の一環としての同和教育の推進
(2) 読書への興味・関心を高める工夫	(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
(3) 読書活動の充実に向けての連携	(5) 多文化共生教育の推進
重点4. グローバル社会における英語力の育成 ----- 13	(6) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応
(1) 言語や文化に対する理解	(7) 平和教育の推進
(2) 授業における言語活動の工夫	(8) 福祉・ボランティア教育の推進
(3) 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導	(9) 人権侵害事象等に対する対応
(4) 身につけた英語力を発揮する機会の創出	(10) 「こころの再生」府民運動
(5) 組織的な英語教育の推進	(11) 教職員人権研修ハンドブックの活用
重点5. 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実 ----- 15	(12) 大阪人権博物館（リパティおおさか）の活用
(1) 不登校への取組み	重点8. 感性を豊かにする読書活動の推進 -----24
(2) 日本語指導が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備	(1) 読書への興味・関心を高める工夫
(3) 外国籍の児童・生徒の就学機会の確保	(2) 学校図書館活用のための環境整備
(4) 中学校夜間学級の取組み	(3) 公立図書館等における読書活動の支援の充実
重点6. 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進 ----- 17	(4) 子ども読書活動推進計画の策定
(1) 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進	(5) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定
(2) 交流及び共同学習の充実	重点9. 不登校やヤングケアラー、いじめ、暴力行為等への取組みの推進 -----26
(3) 障がいのある児童・生徒の教育課程の編成	(1) 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性の伸長を支える取組みの推進
(4) 校内支援体制の充実	(2) 不登校への取組み
(5) 通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実	(3) いじめへの取組み
	(4) インターネット、SNS上のトラブルへの取組み

(5) ヤングケアラーへの取組み		(2) 主体的に社会に参画する力を育む指導の充実	
(6) 暴力行為等への取組み		(3) 体験活動の充実	
重点 10. 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり -----	29	(4) 「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」の活用	
(1) 相談体制の充実、自ら相談する力の育成		(5) 環境教育の充実	
(2) 児童虐待への対応		(6) 小学生すすくウオッチ「わくわく問題」の活用	
(3) 個人情報の適正な取扱い		重点 16. 幼児期における子どもの資質・能力の育成 -----	43
重点 11. 体力づくりの推進と体育活動中の事故防止等の取組み -----	31	(1) 幼児教育の質の向上	
(1) 体力づくりの推進		(2) 配慮を要する幼児への対応及び支援	
(2) 地域におけるスポーツ活動の推進		(3) 小学校教育との接続	
(3) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底		(4) 家庭・地域との連携	
(4) 武道における安全指導		◆第4章 多様な主体との協働 -----	44
重点 12. 健康教育の充実 -----	33	重点 17. 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携 -----	45
(1) 食物アレルギー事故防止の徹底		(1) スクールカウンセラーについて	
(2) 学校給食における衛生管理の徹底		(2) スクールソーシャルワーカーについて	
(3) 食育の推進		(3) スクールロイヤーについて	
(4) 学校保健計画の策定		(4) 多職種連携について	
(5) 生活習慣の確立		(5) 関係機関について	
(6) がん教育の推進		重点 18. 教育コミュニティづくりの推進 --	47
(7) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実		(1) 教育コミュニティづくりの活性化	
(8) 心の健康に関する指導の充実		(2) 教育コミュニティづくりへの主体的な参画促進	
(9) 感染症予防の取組み		(3) 地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実	
(10) 性に関する指導の充実		(4) 放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実	
(11) AED 使用を含めた心肺蘇生実施体制の整備		(5) 障がいのある子どもなどの地域活動への参加促進	
(12) 学校保健委員会の開催		重点 19. 家庭教育支援の充実 -----	49
(13) 安全・快適な教育環境の確保		(1) <u>家庭教育支援の体制づくりと多様な学習機会の周知及び提供</u>	
重点 13. 子どもの自主性を尊重した部活動の取組み -----	36	(2) <u>支援が届きにくい家庭への支援</u>	
(1) 部活動の取組み		(3) 基本的な生活習慣・学習習慣の確立・自立する力の育成	
第2章の関連事項 -----	37	(4) 未来に向かう力（非認知能力）の育成	
(1) 文化財の活用		◆第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり -----	50
◆第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育成 -----	38	重点 20. 働き方改革 -----	51
重点 14. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進 -----	39	(1) 在校等時間管理について	
(1) キャリア教育・進路指導の充実		(2) 部活動の取組み	
(2) 障がいのある生徒の進路指導の充実			
(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の進路指導の充実			
(4) 奨学金制度等の周知・活用			
重点 15. 社会とつながる学習活動の推進 -	41		
(1) 探究的な学習の充実			

(3) 学校行事の在り方の見直し	
(4) 休憩時間について	
(5) 労働安全衛生体制の充実	
重点 21. 教職員の資質・能力の向上 -----	53
(1) 教職員の豊かな人間性	
(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり	
(3) 人事異動及び人事交流の充実	
(4) 若手教職員の育成	
(5) 研修成果の還元	
(6) 研修の計画的な実施	
(7) 教職員全体の指導力向上	
(8) 女性教職員の登用	
(9) 魅力ある学校づくりの推進	
(10) 評価基準をふまえた適正な評価と教職員の育成	
(11) 優秀教職員等表彰の実施	
(12) 承認研修について	
(13) 次世代育成について	
(14) 女性活躍の推進について	
重点 22. 学校の組織力の向上 -----	56
(1) 機能的な学校運営	
(2) 学校評価の充実	
(3) 法定表簿等の適正な記載	
重点 23. 不祥事の防止 -----	57
<u>(1) 児童・生徒に対する性暴力等について</u>	
<u>(2) 飲酒運転について</u>	
<u>(3) 服務監督について</u>	
<u>(4) 自家用自動車等を使用しての通勤認定について</u>	
<u>(5) 通勤について</u>	
<u>(6) 兼職・兼業について</u>	
<u>(7) 教職員の服務規律の確保について</u>	
<u>(8) 適正な旅費申請について</u>	
重点 24. 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み -----	59
(1) 体罰防止の取組み	
(2) セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為等性暴力行為の防止の取組み	
重点 25. 職場におけるハラスメントの防止 -----	61
(1) ハラスメントの未然防止	
(2) 良好な勤務環境の維持	
(3) 校内相談窓口の周知と適切な対応	
重点 26. 「指導が不適切である」教員への対応 -----	63
第 5 章の関連事項 -----	64
(1) 非常勤職員の効果的な配置と活用	
(2) 調査内容等の精査による学校事務の効率化・集中化	
◆ 第 6 章 学びを支える環境整備 -----	65
重点 27. 自然災害等に備えた安全・安心な教育環境の確保及び安全教育の充実 --	66
<u>(1) 学校安全計画の策定</u>	
<u>(2) 安全確保・安全管理の徹底</u>	
<u>(3) 学校事故対応の徹底</u>	
<u>(4) 緊急事態への対応</u>	
<u>(5) 地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理</u>	
<u>(6) 安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化</u>	
第 6 章の関連事項 -----	68
(1) 耐震対策の推進等	
(2) アスベスト対策の推進	
(3) 施設のバリアフリー化	
(4) 学校施設の長寿命化計画の推進	
◆ 第 7 章 社会教育の推進 -----	69
(1) 住民の学習活動の促進	
(2) 社会教育関係職員の研修機会の充実	
(3) 住民・団体による地域活動の推進	
(4) 図書館の計画的な整備	
(5) 子どもたちの体験活動の推進	
(6) PTA 活動の在り方	
(7) 人権学習の推進・PTA の人権意識の高揚	
(8) 識字・日本語学習活動への支援	
◆ 第 8 章 文化財の保存と活用 -----	72
(1) 条例制定の推進	
(2) 保存活用体制の整備	
(3) 展示公開の推進	
(4) 世界遺産など地域を代表する文化遺産を活用した取組みの推進	
■ 各章の参考資料 -----	74
■ 資料 -----	89

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

1

学習指導要領の確実な実施

学習指導要領をふまえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養うことが重要である。

【取組みの重点】

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てるとともに、授業や行事等の教育活動の進捗状況等を振り返り、その改善を図りながら、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。

【取組み項目】

(1) カリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数をふまえて教育課程を編成すること。その際、児童・生徒の負担をふまえるとともに、学校における働き方改革に配慮すること。なお、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること。
- ・ 地域の実情や学校の実態等をふまえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、地域や家庭とも共有を図ること。
- ・ 学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、学校の実態に応じたものになっているかを把握し、課題となる事項に対し、改善方針を立案し、実施していくこと。
- ・ 学校行事については、前例にとらわれることなく、目的を明確にして実施したり、より充実した学校行事にするため行事間の関連性をふまえて統合を図ったりする等、実態に応じて精選・重点化を図ること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現

- ・ 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。その際、児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導を行うこと。

(3) 指導と評価の一体化の充実

- ・ 学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実すること。また、評価方法については、挙手の回数や毎時間ノートを取っていることで、主体的に学習に取り組む態度を判断するような誤った評価等、必要性・妥当性が認められないものは見直すこと。
- ・ 学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。

(4) 国旗・国歌の指導

- ・ 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱にあたっては起立し斉唱すること。
- ・ 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることをふまえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うとともに、必要に応じて各学校の指導状況を把握すること。

(5) 現代社会の諸課題

- ・ 社会科を学習する際、自然災害からの復興、少子高齢化の問題、環境問題、日本人拉致問題、領土問題など、国内外に残されている諸課題等にも触れ、現代の課題を考え続ける姿勢をもてるようにすること。日本人拉致問題の学習の際には、アニメ「めぐみ」等を活用すること。
- ・ 各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従ったうえで、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないこと。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）について知るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた内容を各教科等で取り扱うこと。

2

学力向上の取組みの充実

各学校においては、ICTを効果的に活用しながら授業改善を行うとともに、客観的なデータに基づき、一人ひとりの学力を伸ばすことや、学校全体の取組みの検証・改善を行うことが重要である。

【取組みの重点】

- すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
- 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成すること。
- 1人1台端末・ICTを日常的かつ効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ること。
- 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用すること。
- 情報活用能力の育成にあたっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

【取組み項目】

(1) 一人ひとりの学力を伸ばすための検証・改善

- 確かな学力を育むために、学校の組織的な取組みを一層進めること。その際、テスト等も有効に用いて子どもたちの学習状況を把握し、取組みの検証・改善を行うこと。
- 子ども一人ひとりの学習内容の定着に向け、つきたい力を明確にした授業を行うこと。また、日々の授業で子どもたちの発言や行動、ふりかえり等から、目標の達成状況を把握し、日常的に自らの授業を振り返り、改善すること。

(2) 日常的な授業改善

- 各教科の授業では、単元指導計画等をもとに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこと。その際、子どもたちの実態を把握するとともに、その実態や目的に応じた教材・教具や授業展開等を工夫するよう留意すること。
- 思考力・判断力・表現力の育成にあたっては、児童・生徒が各教科等の学習内容を、日

常生活や社会と関連づけながら、論理的に考え、表現することができるよう、指導の充実を図ること。

- 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導及び、小学校における専科指導等に取り組むにあたっては、児童・生徒の学習達成度を把握し、より効果的な指導方法の工夫改善を図ること。

(3) 言語能力の育成

- 言語能力の育成にあたっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うこと。
- 国語科では、系統的に言語能力の育成を図ること。また、各教科等においても、それぞれの目標を達成させるとともに、言語活動を充実させ、言語能力の育成に努めること。
- 言語能力の育成にあたっては「国語の授業づくりモデル小学校」「学校図書館を充実・活用するためのモデル校」の実践事例を参考にすること。

(4) 情報活用能力の育成

- ・ 情報活用能力の育成にあたっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。
- ・ 児童・生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理し、その結果を評価・改善する力をつけるための授業を展開すること。
- ・ 本や各メディアの情報の特性を理解し、学校図書館で自ら必要な情報を探し出す等するなかで、課題解決を図るために必要な力を育成すること。
- ・ 1人1台端末とクラウドを効果的に活用しながら学びを深める際に必要となるICTの基本的な操作を身につけられるよう、計画的な育成を図ること。
- ・ 生成AI等の普及も見据え、社会に広がっている情報・ニュース等が事実に基づいているかどうか正誤を判断して、正しい情報を調べることや、情報を安全に活用するために必要な情報モラル等の育成に努めること。
- ・ 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、1人1台端末等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。

(5) ICT活用による学びの充実

- ・ ICTの活用にあたっては、1人1台端末が鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものと捉え、すべての教員が効果的に授業で活用すること。その際、ICT機器の使用による健康との関わりについて留意すること。
- ・ 児童・生徒一人ひとりが個別最適な学びを実現できるよう、1人1台端末を効果的に活用すること。その際、児童・生徒が自身の成長やつまづきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう支援すること。
- ・ 協働的な学びの充実に向けて、1人1台端末を効果的に活用すること。その際、クラウドなどを効果的に活用し、多様な他者の考えにふれ、自身の学びを深める活動や他者とともに問題の発見や解決に挑む活動などを行い、児童・生徒が多様な他者と協働することの重要性などを実感することができるよう工夫すること。
- ・ 家庭学習の充実に向けて、日常的に1人1台端末を積極的に活用すること。
- ・ ICT活用による学びの充実には、「スマートスクール実現モデル校」の実践事例を参考にすること。
- ・ 生成AIの活用を検討する場合には、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」をふまえること。

3

確かな学力をはぐくむ読書活動の充実

(関連項目→P. 24 「⑧感性を豊かにする読書活動の推進」)

各教科や教科等横断的な学習等において、学校図書館の機能を計画的かつ体系的に利活用し、児童・生徒の言語能力や情報活用能力及び、生涯にわたり主体的に学習する態度を育成することが重要である。

また、日常的に読書活動を進め、子どもたちの読書への興味・関心を高めることが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書を行い、豊かな語彙を獲得できるよう、すべての学校で読書活動を推進すること。
- ・ 各教科等における学習や教科等横断的・探究的な学習が充実するよう学校図書館の活用計画を策定し、年間を通じて学校図書館を活用すること。
- ・ 各学年の学習計画や児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。
- ・ 学校図書館を活用した学習を進める際には、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

【取組み項目】

(1) 学校図書館を活用した学習

- ・ 各教科等での学習活動に学校図書館の活用を計画的に位置付け、言語能力・情報活用能力等の育成を図ること。
- ・ 問題発見・解決能力等の育成のため、授業中はもとより、授業以外の場面でも、主体的に児童・生徒が学校図書館を活用し、調べ読みや探究的な学習に取り組むことができるよう支援すること。
- ・ 学校図書館を活用した学習については、「学校図書館を充実・活用するためのモデル校」の実践事例を参考にすること。
- ・ 本指導助言事項 P. 24 「⑧感性を豊かにする読書活動の推進」(2)を参照し、学校図書館活用のための環境整備に努めること。

(2) 読書への興味・関心を高める工夫

- ・ 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書

習慣と豊かな語彙力を身につけられるよう読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。

- ・ 朝の全校一斉の読書タイムや国語科における並行読書、ブックトークやビブリオバトル等を計画的に設定し、読書活動の充実を図ること。その際、府のオーサービジット事業等も積極的に活用すること。

(3) 読書活動の充実に向けての連携

- ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書活動を行うことができるよう、すべての学校で公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。その際、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用すること。

4

グローバル社会における英語力の育成

児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進することが重要である。

【取組みの重点】

- ・ 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身につけられるようにすること。
- ・ 話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 言語や文化に対する理解

- ・ 外国語（英語）の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。
- ・ ALT や英語の専門性を有する地域人材等と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る体験を充実させるよう努めること。

(2) 授業における言語活動の工夫

- ・ 言語活動を行う際には、小学校においては「身近で簡単な事柄」を、中学校においては「日常的な話題や社会的な話題」を取りあげるなど、コミュニケーションを行う目的や場面、状況の設定について工夫すること。
- ・ 小学校においては、英語を使って伝え合う体験や活動を通して、自分の思いを伝えたり、相手に対する理解を深めたりして、満足感や達成感を味わうことができるようにすること。また、「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。
- ・ 中学校においては、英語を使って情報や自分の考えなどを話したり書いたりして伝

え合う活動の充実を図るとともに、即興でやり取りする活動を重視すること。

- ・ 言語活動を行う際には、ネイティブスピーカーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やすために、「STEPS in OSAKA」や「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツも活用すること。

(3) 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

- ・ 教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語でできるようになったことをふりかえったりする際に、CAN-DO リストを効果的に活用すること。
- ・ 年間の指導計画を見通して、適切な場面でパフォーマンステストを実施し、指導に生かす評価を行うこと。その際、英語でコミュニケーションを行う目的や場面・状況の設定を工夫して、言語活動を通して身につけたコミュニケーション能力の的確な把握に努めること。
- ・ 評価を行う際にはインタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択すること。
- ・ デジタル教科書や1人1台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させること。その際、

学習ツールとして、府作成の「STEPS in OSAKA」や「BASE in OSAKA」も、授業や家庭学習等に活用すること。

(4) 身につけた英語力を発揮する機会の創出

- ・ 児童・生徒が学んだことを活用し、英語を学習することの意義を実感できる機会の創出に努めること。ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場として、例えば、府が主催する英語村などを活用したり、オンラインを活用した交流や英語によるプレゼンテーションなど活動を工夫すること。

(5) 組織的な英語教育の推進

- ・ 中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。
- ・ 英語コーディネーターや小学校英語教育実践リーダー研修受講者等を中心に、研修や授業研究の成果の共有を通してさらなる指導の充実を図るとともに、ALT や英語の専門性を有する地域人材等と連携し、市町村全体の英語教育の推進に努めること

5 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実

不登校の子どもや障がいのある子ども、日本語指導が必要な子どもなど、一人ひとりの子どもの多様な状況や背景等教育的ニーズを的確に把握して、その子の自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 不登校の早期発見・早期対応のために、スクリーニングやアンケート等あらゆる機会を通じて日頃から子どもの状況把握を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えること。また、児童・生徒のニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所（校内教育支援センター等）の設置に加え、市町村の教育支援センターや民間団体等、関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。
- ・ すべての外国籍の児童・生徒の就学機会が適切に確保されるよう努めるとともに、日本語指導が必要なすべての児童・生徒に対して適切な指導・支援をするために、学校体制を構築するよう努めること。また、日本語指導の内容の充実を図ること。その際、必要に応じて府の「オンライン日本語指導」を活用すること。
- ・ 全教職員が、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校園全体の取組みを充実していくこと。（P.17～19「⑥『ともに学びともに育つ教育』のさらなる推進」に記載）

【取組み項目】

（1）不登校への取組み

- ・ 不登校に至る背景等については多様化・複雑化していることから、児童・生徒の状況等を多面的に見立てたうえで、その子に合った支援を行うこと。その際、登校復帰のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に考えられるよう配慮するとともに、多様な学びの場が確保されるよう努めること。
- ・ 市町村教育委員会においては、域内の学校における不登校の状況と取組みについて把握すること。その際、スクールカウンセラー等専門家とともに、児童・生徒の気持ちの変化、健康状態、支援ニーズ等を把握し、個に応じた支援を図るよう、各校へ指導すること。
- ・ 市町村の教育支援センター等においては、域内の学校の不登校施策に対するコーディネートの役割を担うとともに、フリースクール等民間団体との連携やオンラインによる支援の環境整備、不登校児童・生徒等の保護者に対する支援等、その機能充実に努めること。
- ・ 各校においては、すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子ども同士の絆づくりを行うなどし、魅力ある学校づくりを推進すること。
- ・ 定期的なスクリーニングやアンケート、日頃の授業観察等を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら不登校の兆しの把握に努めること。
- ・ 不登校やその兆しのある子どもたちが安心して生活したり、自分のペースで学習したりすることができるよう、校内の居場所として校内教育支援センターの設置に努めること。当該センターでは、1人1台端末を活用したオンラインでの学習等、教育の機会確保を含めた多様な支援を行うこと。
- ・ 個々の不登校の状態等に応じて、市町村の教育支援センターやフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒に合った支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者との十分な協力関係を保つこと、不登校児童・生徒本人との関わりを継続することを指導

すること。さらに、定期的に児童・生徒の状況を把握し、都度よりよい支援の方向性を検討すること。

- ・ 小学校入学当初から不登校となる児童が増えていることや、中学校1年生時において不登校者数が増加していることから、保育所・幼稚園等就学前機関と小学校、小学校と中学校等、校園種間での接続時に、児童・生徒に係る情報や、これまでの教育や保育の内容についての共有を適切に行う等、円滑な引継ぎを実施すること。
- ・ 中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対しては、本人や家庭の状況やニーズを丁寧に把握したうえで、進路相談等において、進学・就職先や卒業後の支援先等、必要な情報を提供し、生徒が自らの進路を主体的に選択できるよう支援に努めること。
(P. 26 ⑨ (2) にも掲載)

(2) 日本語指導が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

- ・ 当該児童・生徒がどの学校に在籍しても等しく日本語指導が受けられるよう、市町村教育委員会は所管のすべての学校の個別の状況を適切に把握し、体制の整備に努めるとともに、各学校は、日本語指導担当教員を中心とした指導体制を充実させること。
- ・ 当該児童・生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、DLA等により測定した日本語能力に応じて個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施すること。
- ・ 学校全体で国際理解・多文化共生の取り組みを進めること。その際、「OSAKA 多文化共生フォーラム」や「オンライン国際クラブ」など、府の取り組みを活用すること。
- ・ 日本語指導担当教員が研修で得た知識や指導方法を共有し、学校全体の指導の充実に努めること。
- ・ 当該児童・生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁 Web ページ「帰国・

渡日児童生徒学校生活サポート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択のために」等を活用すること。

- ・ 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。その際、各地区の「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、参加を働きかけること。
- ・ 当該児童・生徒の高等学校等中途退学率が全体より高いことをふまえ、よりいっそうキャリア教育を充実させるとともに、高等学校等や関係機関と連携し、追指導に努めること。

(3) 外国籍の児童・生徒の就学機会の確保

- ・ すべての外国籍の児童・生徒の就学機会が適切に確保されるよう、就学案内の徹底や保護者への情報提供の実施など、就学促進のための措置を講じること。
- ・ 学齢簿の編製にあたっては、すべての外国籍の児童・生徒についても就学状況を管理・把握すること。就学状況が確認できない場合は、個別に保護者に連絡したり、出入国記録の照会等の手段を活用するなど、外国人学校等も含めた就学状況を把握すること。

(4) 中学校夜間学級の取組み

- ・ 様々な理由により、義務教育を修了できなかった人や、十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人など、義務教育の機会の提供を必要とする人がいることをふまえ、中学校夜間学級の広報に努めること。また、入学希望者の対応にあたっては、設置市と居住市町村とで十分連携すること。その際、必要に応じて、府教育庁とも連携すること。
- ・ 中学校夜間学級設置市においては、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導を一層推進すること。また、設置市以外の市町村についても、多くの生徒が通学していることをふまえ、学齢生徒等との交流行事を企画するなど、夜間学級生徒と共に学ぶ機会を設け、広く夜間学級の意義や現状について理解が深まるよう努めること。
- ・ 夜間学級生徒の在籍については、設置市と生徒居住市町村とで連携し、適正に管理すること。

6

「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが地域社会で豊かに生きるために、すべての学校園において多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる集団づくりをより一層推進し、一人ひとりの子どもの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

【取組みの重点】

- ・ インクルーシブ教育システムの理念をふまえた取組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりをより一層進めること。
- ・ 支援学級における特別の教育課程の編成及び、通級による指導で実施する特別の指導について、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものとなるよう努めること。
- ・ 児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の指導について、一層の充実を図ること。
- ・ 地域における共生社会の実現をめざし、すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

【取組み項目】

(1) 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- ・ 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障がいのある子どもの学びの充実をめざすこと。
- ・ 障がいのある子どもに必要な支援は、すべての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進めること。

(2) 交流及び共同学習の充実

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習がさらに充実し、相互理解がより一層進むよう、児童・生徒、保護者、教職員が交流及び共同学習の意義やねらい等について十分理解したうえで、学校全体で組織的に取り組むこと。その際、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容等の工夫改

善に努めること。

- ・ 交流及び共同学習の実施にあたっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に取り組むこと。
- ・ 支援学校との交流及び共同学習についてもより一層の充実を図ること。

(3) 障がいのある児童・生徒の教育課程の編成

- ・ 支援学級在籍児童・生徒の特別の教育課程の編成にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズをふまえ、児童・生徒の障がいの状況や心身の発達等を考慮のうえ、必要に応じて、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障がい支援学校の各教科の内容に替えたりするなど、実態に応じた教育課程を編成すること。また、自立活動の指導を行い、その充実を努めること。
- ・ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。
- ・ 障がいのある児童・生徒については、支援

学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

(4) 校内支援体制の充実

- ・ 障がいのある子どもたちへの系統的・継続的な指導・支援が行われるよう、校内で常に情報共有が図られる体制を構築すること。
- ・ 校内支援委員会においては、校長のリーダーシップのもと、支援教育コーディネーター、支援学級担任、通級指導担当教員等を中心に、必要に応じて支援学校のセンター的機能の活用、外部の専門家との連携を行いながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態把握に努め、教育的ニーズをふまえた適切な支援内容を検討すること。
- ・ どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童・生徒がいることを前提として校内支援委員会の在り方について再点検を行い、必要に応じて見直しを図りながら校内支援体制の更なる充実に努めること。

(5) 通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実

- ・ 通級による指導をより一層充実させるとともに、その学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導担当教員と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実に努めること。
- ・ 通級による指導については、巡回指導等、各学校や地域の実態をふまえた効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- ・ 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において、児童・生徒一人ひとりの学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、意図や手立てを明確にした指導・支援の充実に努めること。その際、支援教育コーディネーターや巡回相談等を効果的に活用すること。

(6) 就学相談・支援の充実

- ・ 就学相談・支援にあたっては、「障がいの状態等」、「特別な指導内容」、「合理的配慮を含む必要な支援の内容」の三つの観点をふまえて、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの整理に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、できるだけ早期に就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。
- ・ 就学先となる学校や多様な学びの場について、本人及び保護者が正確な情報を得ることができるよう十分な説明を行ったうえで、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先の決定に努めること。
- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた配慮・支援に努めること。

(7) 合理的配慮についての適切な対応

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう努めること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。
- ・ 合理的配慮の検討・決定にあたっては、幼児・児童・生徒の発達段階等をふまえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。

(8) 早期からの切れ目ない支援体制の構築

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者が、就学前から社会参加に至るまで、ライフステージに応じた適切な支援を受けることができるよう、医療・福祉・保健・労働等の関係機関とのより一層の連携による取り組みを進め、早期からの切れ目ない支援体制の

構築に努めること。

- ・ 早期支援の重要性に鑑み、療育施設・保育所・幼稚園等就学前機関との連携において、「個別の教育支援計画」を作成・活用し、早期から適切な支援を引き継いでいくことができるよう努めること。

(9) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることをふまえ、「個別の教育支援計画」の活用にあたっては、本人や保護者の同意を得たうえで、医療・福祉・保健等の関係機関で共有を図るとともに、進学先・就労先等に適切に引き継ぐよう努めること。
- ・ 「個別の指導計画」の作成・活用にあたっては、「個別の教育支援計画」との関連を図りつつ、一人ひとりの障がいの状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細やかな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図りながら、児童・生徒の指導に関わる教職員で共有すること。
- ・ 通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導にあたっては、必要に応じて「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用に努めること。

(10) 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実

- ・ 院内学級在籍を含む病弱児については、学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続

した学習指導に配慮すること。

- ・ 合理的配慮の観点をふまえ、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、校内体制を整えるとともに、看護師の配置を進め、学校医を含む医療、福祉等との連携をより一層図るなど、充実した医療的ケア実施体制構築に努めること。
- ・ 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等の研修を実施し、医療的ケアについての理解を深めること。

(11) 教職員の資質向上

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、学校園と連携しながら研修内容を充実させ、すべての教職員の資質向上を図ること。
- ・ 支援教育の視点をふまえた子ども理解をすべての教職員に浸透するよう取組みを進めるとともに、支援学級や通級による指導を受ける児童・生徒に対し、個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるよう、計画的にすべての教職員の専門性向上を図ること。

(12) 支援学校のセンター的機能の活用

- ・ 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援や、支援教育地域支援整備事業地域ブロック会議等を効果的に活用して、地域支援ネットワークのさらなる充実を図ること。
- ・ 支援学校リーディングスタッフ及び市町村リーディングチーム等を活用して、すべての教職員への支援教育に対する理解・啓発や専門性向上に努めること。

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

7 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法や府人権関係3条例をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

また、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

【取組みの重点】

- ・ インターネット上の様々な人権侵害や偏見、差別について、児童・生徒が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、人権教育や情報モラル教育を通して、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を身につけ、自他の人権を守るよう行動する力を系統的に育成すること。その際、府作成の「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を活用すること。
- ・ 管理職をはじめとするすべての教職員が、研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うこと。とりわけ、個別的な人権課題に関わる研究授業に取り組むこと。
- ・ 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること。

【取組み項目】

(1) 人権教育の充実

- ・ 人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題に関する正しい理解を深め、解決をめざした教育を総合的に推進すること。
- ・ 人権教育推進計画の作成にあたっては、幼児・児童・生徒の実態をふまえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組みを行うこと。
- ・ 校内体制の構築にあたっては、人権課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。
- ・ 幼児・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- ・ 幼少期から生命の尊さに気づかせ、互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- ・ すべての教職員が、「児童の権利に関する条約」「こども基本法」及び「大阪府子ども条例」の趣旨をふまえ、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。
- ・ 人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修や児童・生徒の変容をもとに人権教育の指導力を向上させる研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。その際、関係資料や府主催の人権教育実践研究協議会及び人権教育フォーラム等の機会を積極的に活用すること。
- ・ 関係研究組織との連携の充実を図ること。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うこと。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築すること。
- ・ 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成にあたっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものを別葉にして加えて関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。
- ・ 道徳科の授業においては、道徳的価値について教材や体験等から考えたことを、議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努めること。
- ・ 地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

(3) 人権教育の一環としての同和教育の推進

- ・ 関係法令及び答申等の趣旨をふまえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立ち、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- ・ これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・ 関係法令等をふまえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施

すること。その際には、関係資料等の活用を図ること。

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒が自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるよう、関係機関や専門家とも連携し、組織的な対応に努めること。
- ・ 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中でお互いについての理解を深め、一人ひとりを尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを学校全体で進めること。

(5) 多文化共生教育の推進

- ・ 関係法令及び指針の趣旨をふまえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を系統的に実施すること。その際には、関係資料等の活用を図り、指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めること。
- ・ 自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現できる力を育成すること。
- ・ 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深める取組みを進めること。
- ・ 課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(6) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

- ・ 関係法令及び府条例の趣旨をふまえ、研修等を通じて、教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、幼児・児童・生徒が性的指向及び性自認の多様性について、正しく理解できる取組みを推進すること。
- ・ 性的指向・性自認について、幼児・児童・生徒の心情に配慮した環境をつくるとも

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

に、相談しやすい体制を整えること。

- ・ 性別に関係なく個々の能力を生かして安心・安全に過ごせるためのジェンダー平等教育を推進すること。その際、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が作成したジェンダー平等教育啓発教材「男女共同参画について考えよう」を活用すること。
- ・ 幼児・児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれないように、名簿や並び方、各種調査など、すべての教育活動において、必要のない男女別の指導は行わないこと。
- ・ ジェンダー平等の観点から、学校からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検すること。

(7) 平和教育の推進

- ・ 生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導し、国際社会に貢献できる資質と態度を身につけられるよう、平和教育を推進すること。その際「平和教育基本方針」をふまえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用すること。

(8) 福祉・ボランティア教育の推進

- ・ 児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるために、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図ること。

(9) 人権侵害事象等に対する対応

- ・ 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- ・ 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。
- ・ 事象が生じた際は、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本

とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

(10) 「こころの再生」府民運動

- ・ 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨をふまえ、学校教育活動全体で『「大切なこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～』の活用等により、「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人ひとりの豊かな心を育む取組みを実践すること。また、各学校や地域において、あいさつ運動や交流活動等を積極的に進めること。

「こころの再生」
府民運動のロゴマーク



愛さつ OSAKA の
ロゴマーク



(11) 教職員人権研修ハンドブックの活用

- ・ 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の実践や成果を継承するとともに、すべての教職員がさらなる人権教育の取組みを充実・発展することができるよう、研修の実施に際しては「教職員人権研修ハンドブック」の活用に努めること。

(12) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用

- ・ 生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身につけるため、大阪人権博物館（リバティおおさか）の移動人権展・企画展等の行事等や、資料の活用に努めること。

8

感性を豊かにする読書活動の推進

(関連項目→P.12「③確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」)

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものであることから、その推進が必要である。

【取組みの重点】

- ・「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)の趣旨をふまえ、発達段階に応じて、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境の整備を図ること。
- ・ビブリオバトルやオーサービジットをはじめとした読書イベント等を活用し、読書活動ができていない子どもが少しでも本に興味・関心を持つよう、読書活動の普及啓発・推進を図ること。
- ・社会のデジタル化の進展をふまえ、地域の実情に応じたICTを活用した多様な読書環境の整備について検討すること。

【取組み項目】

(1) 読書への興味・関心を高める工夫

- ・児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身につけられるよう読書に対する興味・関心を高める工夫を行うこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をすること。
- ・子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書活動を行うことができるよう、すべての学校で公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。その際、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用すること。
- ・朝の全校一斉の読書タイムや国語科における並行読書、ブックトークやビブリオバトル等を計画的に設定し、読書活動の充実を図ること。その際、府のオーサービジット事業等も積極的に活用すること。
- ・「えほんのひろば」を府と共同開催する等、必要に応じて府との連携に努め、地域に根ざした子どものための読書環境醸成に取り組むこと。

(2) 学校図書館活用のための環境整備

- ・「読書センター」として、児童・生徒が本を読みたくなるような読書環境を計画的に整備すること。また、配架の仕方や読書スペースの工夫を行うなど、子どもたちが本を身近に感じ、興味を持つことができるような環境整備を行うこと。加えて、学校図書館以外にも、教室や廊下等に本を配置するなど、子どもたちが本に触れる機会を増やすこと。
- ・「学習・情報センター」として、年間指導計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい環境を整えるために、授業で役立つ資料を準備したり、児童・生徒の作品を展示したりすること。
- ・取組みの充実にあたっては、公立図書館と連携を図り、団体貸し出し等のサービスも積極的に活用すること。
- ・「学校図書館法」及び文部科学省通知「学校図書館司書教諭の発令について」に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うこと。司書教諭(学校司書)を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立すること。

(3) 公立図書館等における読書活動の支援の充実

- 公立図書館司書や学校司書、司書教諭、保護者、読書ボランティア等子どもの読書に関わる人材のスキル向上に努めるとともに、支援人材のネットワーク化を図り、地域での読書環境づくりを進めること。また、子どもに読書の楽しさを伝える機会の提供や、読書活動の重要性の啓発に取り組むこと。
- 乳幼児期の読書機会が増えるよう、すべての公立幼稚園・保育所・認定こども園における読み聞かせ等や保護者への啓発が行われるよう努めること。

(4) 子ども読書活動推進計画の策定

- 子ども読書活動推進計画未策定及び計画期間が過ぎた市町村については早期に策定すること。また、円滑な推進のために、学校、教育保育施設、民間団体等の関係機関との連携を推進すること。

(5) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定

- 市町村における視覚障がい者等の読書環境の整備の状況等をふまえ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」第8条に規定する計画を策定すること。また、計画を策定するにあたっては、障がい福祉、公立図書館、学校図書館、支援教育等の関連部署との連携を推進すること。

9

不登校やヤングケアラー、いじめ、暴力行為等への取組みの推進

府内小・中学校等において、不登校児童・生徒数、暴力行為の発件数の増加や、初期対応の誤りにより解決が難しくなるいじめケースがあるなど課題が大きくなっている。不登校やヤングケアラー、いじめ、暴力行為等の問題行動等に対して、各学校においては、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行い、すべての児童・生徒の主体的な成長を支える指導を推進することが重要である。また、市町村教育委員会は専門人材からなるチーム支援体制を構築するとともに、その機能を充実させ、深刻な事案に対してチームを派遣して、迅速に課題解決を図ることが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばさせる取組みを進めるにあたっては、児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連つけるよう留意すること。
- ・ スクリーニングやアンケート等、あらゆる機会を通じて、日頃から子どもの状況把握、生徒指導上の課題を早期発見し、組織的な対応につなげること。また、粗暴な言動や授業に関係のない不規則な発言、授業中の立ち歩き等が見られる場合にも同様の対応を行うこと。加えて、把握した情報については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と共有し、支援の必要性を検討する等、専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えること。
- ・ 不登校への対応については、個々の児童・生徒の支援ニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所（校内教育支援センター等）の設置に加え、市町村の教育支援センターや民間団体等、関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。
- ・ いじめを認知した場合には、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげること。いじめの解消に向けては、当該組織を中心に、いじめに至った背景を的確に把握したうえで解消までの方針を立て、迅速かつ丁寧に対応すること。
- ・ ヤングケアラーについては、本人や家族の意識が様々で、表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めること。また、子どもの生活状況は短い期間であっても変わることから、普段から子どもの些細な変化を捉えることでその困り感に早く気づき、本人の気持ちに寄り添った支援につなげること。

【取組み項目】

(1) 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性の伸ばさせる取組みの推進

- ・ すべての児童・生徒を対象にコミュニケーション力、他者理解力、人間関係形成力、目標達成力等の社会的資質・能力の育成をめざした取組みを、意図的に各教科や総合的な学習の時間、特別活動等も関連させて行うこと。
- ・ 学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒が自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる共感的な人間関係、学級づくり、安心して授業や学校生活を送れる風土を教職員の支援のもと、児童・生徒が自らつくりあげるよう配慮すること。

- ・ 生徒指導の諸課題にかかる未然防止をねらいとした非行防止教室や、いじめ防止教育、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育等の教育プログラムを計画的に実施すること。

(2) 不登校への取組み

- ・ 不登校に至る背景等については多様化・複雑化していることから、児童・生徒の状況等を多面的に見立てたうえで、その子に合った支援を行うこと。その際、登校復帰のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に考えられるよう配慮するとともに、多様な学びの場が確保されるよう努め

ること。

- ・ 市町村教育委員会においては、域内の学校における不登校の状況と取組みについて把握すること。その際、スクールカウンセラー等専門家とともに、児童・生徒の気持ちの変化、健康状態、支援ニーズ等を把握し、個に応じた支援を図るよう、各校へ指導すること。
- ・ 市町村の教育支援センター等においては、域内の学校の不登校施策に対するコーディネートの役割を担うとともに、フリースクール等民間団体との連携やオンラインによる支援の環境整備、不登校児童・生徒等の保護者に対する支援等、その機能充実に努めること。
- ・ 各校においては、すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子ども同士の絆づくりを行うなどし、魅力ある学校づくりを推進すること。
- ・ 定期的なスクリーニングやアンケート、日頃の授業観察等を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら不登校の兆しの把握に努めること。
- ・ 不登校やその兆しのある子どもたちが安心して生活したり、自分のペースで学習したりすることができるよう、校内の居場所として校内教育支援センターの設置に努めること。当該センターでは、1人1台端末を活用したオンラインでの学習等、教育の機会確保を含めた多様な支援を行うこと。
- ・ 個々の不登校の状態等に応じて、市町村の教育支援センターやフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒に合った支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者との十分な協力関係を保つこと、不登校児童・生徒本人との関わりを継続することを指導すること。さらに、定期的に児童・生徒の状況を把握し、都度よりよい支援の方向性を検討すること。
- ・ 小学校入学当初から不登校となる児童が増えていることや、中学校1年生時において不登校者数が増加していることから、保育所・幼稚園等就学前機関と小学校、小学校と

中学校等、校園種間での接続時に、児童・生徒に係る情報や、これまでの教育や保育の内容についての共有を適切に行う等、円滑な引継ぎを実施すること。

- ・ 中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対しては、本人や家庭の状況やニーズを丁寧に把握したうえで、進路相談等において、進学・就職先や卒業後の支援先等、必要な情報を提供し、生徒が自らの進路を主体的に選択できるよう支援に努めること。
(P.15 ⑤(1)にも掲載)

(3) いじめへの取組み

- ・ いじめへの対応については、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえた対応が為されるよう留意すること。
- ・ 各学校において「学校いじめ防止基本方針」を作成するとともに、毎年度、実効性が高いものとなっているか見直しを図ること。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」との人権感覚を日頃より醸成し、異なる感性や感覚、異なった言動を受容できるいじめに向かわない集団づくりに努めること。また、いじめが生まれる構造やいじめの加害者の心理を明らかにしたうえで、いじめに向かわない態度や力を身につける未然防止教育を計画的に実施すること。
- ・ 各学校においては、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めるとともに、日常より子ども理解に努め、子どもの不安や多様な悩みを受け止めること。その際、複数回のアンケート調査やスクリーニング等を実施するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用し、日頃から教育相談体制の充実に努めること。
- ・ 相談窓口の設置等、児童・生徒・保護者が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。あわせて、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談 24」等の相談窓口の周知を図ること。
- ・ いじめに対して組織的な対応を行う際、関係児童・生徒への聞き取りや支援体制等の構

築、保護者との連携等について迅速に方針を決定すること。

- ・ いじめへの対応にあたっては、事態の深刻化を防ぐため、必要に応じて市町村教育委員会の学校支援チームや府の緊急支援チームの活用を図るとともに、警察や少年サポートセンターとも連携し、対応にあたること。
- ・ 障がいのある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。
- ・ いじめ重大事態については、改訂された国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」をふまえた対応を行うこと。

(4) インターネット、SNS 上のトラブルへの取組み

- ・ インターネット・SNS を介したいじめについては、児童・生徒の端末や携帯電話等の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めること。
- ・ 児童・生徒の端末や携帯電話等の利用にあたっては、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。
- ・ 端末や携帯電話等での SNS や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み、ネット依存等の課題に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。
- ・ 学校での端末や携帯電話等の取扱いについては、大阪府「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」も参考にルールや方針を定めること。

(5) ヤングケアラーへの取組み

- ・ ヤングケアラーについては、本人が家庭の状況を知られたくない場合、また、やりがいを感じている場合や本人や家族が支援を必要と考えていない場合等、状況が様々であり、日頃からの子どもの状況把握に加え、生活等についてのアンケートを工夫する等、教職員が早期発見に努めること。
- ・ ヤングケアラーを把握した際には、スクールカウンセラー等と協働し、まず本人から丁寧に話を聞き取ること。支援にあたっては、スクールソーシャルワーカーと協働し、リスクに配慮しながら、子どもや家庭にそった支援につなげること。また、必要に応じて福祉等関係機関や地域の NPO 等の支援機関との連携を図ること。

(6) 暴力行為等への取組み

- ・ 日々の取組みにおいて、公正公平な態度、法やきまりの意義を理解し順守する等の規範意識等、社会的資質を高めるよう働きかける取組みを学習指導と関連付けて推進すること。
- ・ 学級がうまく機能しない等生徒指導上の課題については、機能的にチーム対応できるよう日頃より教職員が相談しやすい関係や雰囲気醸成し、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性を高めておくこと。また、児童・生徒の健全育成を地域で担うという観点から家庭・地域社会との連携を日常的に進めておくこと。
- ・ 暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、責任の所在を明確にし、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。その際、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」についても積極的に活用すること。また、児童・生徒が暴力行為に至る要因を見立てるとともに、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター、市町村の福祉部局等、関係機関との連携を図ること。

10

子どもたちの生命・身体を守る体制づくり

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死などの未然防止に向けた適切な対策や、日常生活での人間関係や学習等への子どもたちの不安やストレスの高まりに対するサポートを行うとともに、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取組みが重要である。

【取組みの重点】

- ・ 児童・生徒が不安やストレスを自ら発信できるよう相談窓口の周知の徹底や、心のケア等適切に対応できるスクールカウンセラー等と連携した相談体制等を整えること。
- ・ 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは市町村児童虐待担当課等へ通告すること。また、市町村教育委員会は関係機関と連携して継続的な支援を行うこと。

【取組み項目】

(1) 相談体制の充実、自ら相談する力の育成

- ・ 児童・生徒が誰にも悩みを伝えられないまま深刻な状況に陥ることもあることから、養護教諭やスクールカウンセラー等校内での相談担当に加え、市町村の相談窓口や「すこやか教育相談 24」、「被害者救済システム」、「LINE 相談」等の校外での相談窓口についても児童・生徒や保護者に広く周知すること。
- ・ 定期的なスクリーニングやアンケート等の実施に加え、一人一台端末の活用、授業観察等、様々な方法で日頃から子どもの些細な変化をつかむ取組みを進めること。また、気になる子どもに対しては家庭訪問を積極的に行うなどして、子どもや保護者の状況の把握に努めること。
- ・ 児童・生徒に、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力や SOS を発信する力を育成すること。その際、スクールカウンセラー等を活用した授業等について検討すること。

(2) 児童虐待への対応

- ・ 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深めること。
- ・ 早期発見の観点から、欠席が継続している幼児・児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。また、休業日を除き引き続き

7日欠席した場合は、学校は速やかに市町村の教育委員会や福祉部局に情報提供、または通告すること。

- ・ 通告後に、保護者からの威圧的な要求等がある場合には、組織的に対応するとともに、速やかに市町村教育委員会に連絡のうえ、ケースに応じて警察等の関係機関やスクールロイヤー等の専門家と連携して対応すること。
- ・ 児童虐待により一時保護後解除された、もしくは在宅で支援となった子どもについて、教職員間で日常的に情報共有を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。
- ・ 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは児童相談所が必要と認める幼児・児童・生徒について、1か月に1回以上、書面にて情報提供を行うこと。
- ・ 進学・転学の際の学校間の情報の引継ぎについては、市町村虐待対応担当課や児童相談所と情報共有し、伝達する内容に漏れがないよう学校間での引継ぎをすること。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護の観点から「個人情報の保護に関する法律」に基づき判断すること。

(3) 個人情報の適正な取扱い

- ・ 個人情報漏洩には、児童・生徒の生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、個人情報の保護に関する法律や、各市町村の個人情報の保護に関する法律施行条例等をふまえ、適正な個人情報管理に努めること。
 - ・ 教育DXの進展において教育委員会及び学校に必要なとされるセキュリティ対策が高度化していることから、教育現場の実態をふまえた情報セキュリティ対策の確立及び全教職員への周知徹底を行うこと。その際、首長部局とも連携を深め、学校を対象とした教育情報セキュリティポリシーを策定するとともに、策定後には随時の見直しを行うこと。
 - ・ 個人情報を含む文書や記録媒体の管理・保管・引き継ぎ等にあたっては、管理責任を明確にし、組織的に取り組むようにするとともに、各学校の状況をふまえた実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。
 - ・ 個人情報を取得する際は、その必要性、妥当性及び取得方法を十分に検討し、利用目的の通知等について適切に行うこと。
- ・ 行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
 - ・ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）や要配慮個人情報（信条や病歴等、本人に対する不当な差別、偏見が生じないよう配慮を要するもの）の取扱いについては、関係法令や個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」をふまえ、基本方針や要綱等を策定し、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報や要配慮個人情報の保護、管理の徹底を行うこと。
 - ・ 個人のSNS等を通じて個人情報が流出する案件があることから、情報発信等でインターネットやSNSを利用する際には、特定の個人を識別できる写真や映像等も個人情報に該当することをふまえ、教職員、児童・生徒やその保護者に対して適切に対応すること。

11 体力づくりの推進と体育活動中の事故防止等の取組み

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、下位段階にある児童・生徒の割合が高い状況にあることから、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。また、依然として、体育活動中の事故が発生している状況をふまえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期する必要がある。

【取組みの重点】

- ・ 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析し、学校全体で授業等の工夫・改善を行うとともに、地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを推進すること。
- ・ 学校における体育活動中の熱中症予防等、事故防止対策について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

【取組み項目】

(1) 体力づくりの推進

- ・ 策定した「体力づくり推進計画」をもとに、PDCA サイクルに基づく体力づくりをより一層進めること。
- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をふまえて、体力向上に向けた取組みを検証し、改善を図ること。
- ・ 府教育委員会が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業がかわる！簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」などの資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用し、学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。

(2) 地域におけるスポーツ活動の推進

- ・ 地域におけるスポーツ活動を支援するため関係団体との連携のもと、特定の小・中学校や施設等を拠点とし、地域の特性に応じた地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主的・主体的に活動できる組織づくり・システムづくりの推進に努めること。

(3) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底

- ・ 各活動場所については、体育活動に適した

環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児・児童・生徒の人数をふまえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。

- ・ 技術指導においては、段階をふんで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。
- ・ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。
- ・ 幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。
- ・ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や各学校の「熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- ・ 屋外での体育活動においては、天候の急変などによる落雷等に十分注意し、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- ・ 万一に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

(4) 武道における安全指導

- ・ 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導にあたっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設

や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。特に、柔道において、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるようにすること。

12

健康教育の充実

子どもたちをめぐる薬物乱用や感染症、メンタルヘルス等の複雑化・多様化する現代的健康課題への対応が求められており、学校教育活動全体を通じた健康の保持・増進にかかる取組みの推進及び健康教育の充実を図る必要がある。

また、食物アレルギー事故は年々増加しており、万が一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整える必要がある。

【取組みの重点】

- ・ 食物アレルギー事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。
- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育については、中学校において専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催し、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

【取組み項目】

（1）食物アレルギー事故防止の徹底

- ・ 府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する対応委員会等を設置すること。また、各校の状況について十分検討したうえで、対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、常に点検し、必要に応じて見直すなど、日頃から事故防止対策を行うこと。
- ・ なお、校長は、マニュアル策定の際に保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じたものとなるよう指導すること。加えて、食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。

（2）学校給食における衛生管理の徹底

- ・ 学校給食の実施においては、学校給食法第九条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

（3）食育の推進

- ・ 食に関する指導にあたっては、児童・生徒の実態をふまえて指導の内容、方法、指標等を決定し実施していくこと。そのためには、すべての学校で食に関する指導の全体計画及び推進するための校内体制を必要に応じて見直し、学校教育活動全体を通じて実施すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。
- ・ 学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成を図ること。
- ・ 食育の評価を、学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。加えて、栄養教諭等が関わる食に関する指導を通して、児童・生徒の食に関する課題改善に取り組むこと。

（4）学校保健計画の策定

- ・ 「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定すること。策定にあたっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組み状況等をふまえ、具体的な実施計画とすること。

(5) 生活習慣の確立

- ・ 望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間や戸外での適度な運動等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みの推進が必要なことから、学校園・家庭・地域及び関係機関が連携して、幼児・児童・生徒の生活習慣の確立に向け取り組むこと。

(6) がん教育の推進

- ・ 日本人の死亡原因として最も多いがんに関して、がんという疾患の理解やがん向き合う人々に対する共感的な理解を深める教育を推進すること。
- ・ 各学校において令和2年度から令和7年度までの間で、1回以上外部講師を活用したがん教育を実施すること。

(7) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- ・ 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒・医薬品の適正使用とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- ・ 中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」をふまえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

(8) 心の健康に関する指導の充実

- ・ 幼児・児童・生徒が、発達段階に応じて心の健康について学び、自ら心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を身につけることができるよう、また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があることを理解し、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、指導の充実を図ること。

- ・ ゲーム等への過剰な参加は習慣化すると依存症となる危険性があることから、インターネットやスマートフォン等の依存に関する正しい知識の普及と、その予防にも触れること。

(9) 感染症予防の取組み

- ・ 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらをふまえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

(10) 性に関する指導の充実

- ・ 子どもたちが性に関する課題に適切に対応できるよう、府教育委員会が作成した資料を活用するとともに、外部機関等と連携するなど学校の実情に応じた取組みを充実させ、正しい知識を身につけるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力や、自己や他者を認め尊重する態度を育成すること。
- ・ 性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけるために、文部科学省が作成した「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導手引き等を積極的に活用するなどし、指導の充実を図ること。
- ・ 性に関する指導を推進する際には、幼児・児童・生徒の発達段階や性の多様性について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であり、全教職員の共通理解のもと校内体制を整え、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

(11) AED使用を含めた心肺蘇生実施体制の整備

- ・ 緊急時に備え、すべての教職員が死戦期呼吸等を理解し、AEDの使用を含めた心肺

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

蘇生法を実施できる体制を整えること。

- ・ 中学校においては、学習指導要領に基づき、心肺蘇生法などの実習を行うこと。

(12) 学校保健委員会の開催

- ・ 幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）・地域の関係機関等と十分な連携を図るとともに、健康の保持増進に必要な資質や能力を幼児・児童・生徒に育

成することができるよう、保護者を委員とした学校保健委員会を設置し、年に1回以上開催し、その活用を図ること。

(13) 安全・快適な教育環境の確保

- ・ 「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、適切に検査結果を保管すること。

13

子どもの自主性を尊重した部活動の取組み

各校において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒が将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむことができる環境が整えられるよう、地域、学校、分野・活動目的等に応じた地域との連携・協働、地域移行等、多様な形で実施されることが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組む機会を保障する観点から、休日における地域のスポーツ・文化活動の環境を整えること。その際、生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力のもとで、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支える環境の構築を図ること。

【取組み項目】

(1) 部活動の取組み

- ・ 部活動の取組みについては、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」及び「大阪府における部活動等の在り方に関する方針（令和5年8月）」を参考に、各市町村の「部活動の方針」に基づいて進めること。
- ・ 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を計画的に進めること。その際、首長部局や教育委員会内の地域スポーツ・文化振

興担当部署に加え、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体と緊密に連携すること。

- ・ 地域連携・地域移行にあたっては、専門性や資質・能力を有する指導者を確保すること。地域連携における部活動指導員の確保については、府教育庁の人材バンクの活用も視野に入れること。あわせて、指導者の養成や資質向上の取組みも進めること。その際、必要に応じて府教育庁が実施する研修会等も活用すること。

(P. 51 ㊸ (2) にも掲載)

【第2章関連事項】

(1) 文化財の活用

- ・ 体験学習の実施にあたっては、身近な社会教育施設等を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。
- ・ 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。
- ・ 発掘調査により出土した土器等の文化財を、学校内に展示し直接接触れる機会をつくるなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。
- ・ 府内で唯一の世界遺産である「百舌鳥・古市古墳群」について取りあげることや、文化財保護課が実施する、文化財資料の貸出や、学校への出前授業（「出かける博物館」事業）等を活用することについて配慮すること。

第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育成

14 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進

急激に変化する時代の中で、一人ひとりの児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識した小中高一貫したキャリア教育を推進することが重要である。

【取組みの重点】

- ・ 校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。
- ・ 府主催「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」を有効に活用し、関連する行事に参加するなど、キャリア教育の取組みの工夫を図ること。
- ・ 調査書等進路指導に関する書類の作成にあたっては、組織的な体制のもと適切に行うこと。その際、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用すること。

【取組み項目】

(1) キャリア教育・進路指導の充実

- ・ 児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定できるようにすること。
- ・ 「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」の「アイデアミーティング」や「SDGs ジュニアフォーラム」などの取組みを参考に、企業やNPO等地域で働く方々と連携し、ともに地域の課題解決に向かう取組みや、職業講話、職場体験等、実社会とのつながりを感じられる体験的活動を通じて、児童・生徒が働くことの意義や目的を理解できるように創意工夫を図ること。
- ・ 一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供し、適切なアドバイスや支援に努めること。
- ・ 進路未定者の減少に向けた取組みを進めること。また、キャリア教育を通して難しいことにも挑戦することや、粘り強く取り組むことの大切さを伝えるとともに、高等学校等や関係機関と連携し、中途退学を防ぐために、追指導に努めること。
- ・ 進路指導事務に関する書類の作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。

- ・ 「オンライン出願システム」による出願手続き等について、本システムに係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、遺漏なきよう実施すること。その際、役割分担等を明確にした学校体制を確立するとともに、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理を行うこと。

(2) 障がいのある生徒の進路指導の充実

- ・ 障がいのある生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を推進しており、さらには、「高等学校における通級による指導」「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」及び「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等の多様な選択肢があることが生徒・保護者に十分に伝わるよう、できるだけ早期に様々な機会を通じて、情報提供を行うこと。
- ・ 障がいのある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者と学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応すること。

(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の進路指導の充実

- ・ 当該児童・生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、DLA

等により測定した日本語能力に応じて個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施すること。

- ・ 当該児童・生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁 Web ページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択のために」等を活用すること。
- ・ 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。その際、各地区の「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、参加を働きかけること。
- ・ 当該生徒の在留資格が「家族滞在」の場合、奨学金の受給や就職、週 28 時間を超えたアルバイトができない等の制限がある旨を教職員に十分認識させること。
- ・ 高等学校卒業後、日本で就職を希望する外国籍の生徒のうち、在留資格が「家族滞在」である者が「定住者」または「特定活動」へ変更が認められることについて、「高等学校

等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」等を参考にするなど、国の動きをふまえ、適切に最新の情報を提供すること。

(4) 奨学金制度等の周知・活用

- ・ 高校等授業料無償化制度の改正に関する内容について、教職員が、生徒・保護者に対して必要な情報を提供できるよう努めること。
- ・ 生徒が経済的理由により高校・大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努めるよう指導すること。
- ・ 奨学金等の活用や進路に関する情報交流等について、市町村の奨学金相談窓口・関係機関との連携に努めるよう指導すること。生徒及び保護者に対して、奨学金制度の趣旨や目的等について十分理解させるとともに、将来返還する意義と責任等についても自覚させるよう指導すること。

15

社会とつながる学習活動の推進

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、課題をみつけ、解決していこうとする力を育むため、探究的な学習の推進に取り組むことが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動また特別活動も工夫すること。
- ・ 「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして SDGs の実現に向けて探究的に学習する、「2025 年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用すること。

【取組み項目】

(1) 探究的な学習の充実

- ・ 生活や社会における課題等を追究・解決する活動においては、見学や調査等、人々や社会と関わる体験活動を積極的に取り入れ、社会の一員であることを実感できるよう活動を工夫すること。
- ・ 探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。

(2) 主体的に社会に参画する力を育む指導の充実

- ・ 主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するため話し合って合意形成を図るような活動を充実させること。また、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会・生徒会・委員会活動等を通じて子どもの自主活動を推進すること。
- ・ 子どもたちがよりよい社会をめざし、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に社会に参画する力の基盤が身につけられるよう、主権者教育の充実を図ること。その際、府が作成した「民主主義など社会のしくみについての教育」の活用を努めること。

(3) 体験活動の充実

- ・ 生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図ること。
- ・ 体験活動にあたっては、子どもたちが主体的に取り組むことのできる活動を工夫すること。また、地域の教材を積極的に活用するとともに、地域の課題に取り組んでいる NPO 法人や企業等と連携し、体験を通じての学びに努めること。
- ・ 学校で動物を飼育している場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用し、獣医師と連携して適切な飼育を行うこと。

(4) 「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」の活用

- ・ 府の「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」を参考にして、社会や地域の課題の解決に向けてアイデアを考え、企業等からアドバイスをもらう「アイデアミーティング」や企業等による出前授業、また、企業等からの課題提示により、他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させること。

(5) 環境教育の充実

- ・ 各教科や総合的な学習の時間、特別活動を通じて、環境教育を推進すること。その際、地球規模で生じている環境問題や持続可能な社会の実現について、子どもたち一人ひとりが自分事として捉え、主体的に行動するための意欲や態度を育むこと。そのために、身近な地域の課題について考えることができるよう、地域や関係機関と連携し、環境教育の充実を図ること。

**(6) 小学生すくすくウォッチ
「わくわく問題」の活用**

- ・ 小学生すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用し、児童・生徒に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせること。その際、「小学生すくすくウォッチ指導参考資料」等も参考に、課題に対する具体的な解決方法を話し合ったり考えたりするなど、身近な問題から現代社会の諸問題について、探究的な学習を行うこと。

16

幼児期における子どもの資質・能力の育成

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼稚園教育要領等をふまえ、小学校以降の教育などを見通しながら取り組むことが重要である。

【取組みの重点】

- ・ 幼稚園教育要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しながら活動内容を工夫し、指導の充実に努めること。
- ・ 幼保こ小の教員が連携し、子どもたちに育みたい資質・能力を中心に据えた研修等を行い、相互理解と実践を深めるよう努め、架け橋期の教育の充実に図ること。
- ・ 研修等において、教職員の資質向上を図るため、府が認定した幼児教育アドバイザーを活用すること。

【取組み項目】

(1) 幼児教育の質の向上

- ・ 幼児期の教育は、その特性をふまえ、環境を通して行うものであることを基本とすること。
- ・ 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うこと。
- ・ 「幼児教育に関わる教職員の育成指標」を活用し、教職員の資質向上に努めること。

(2) 配慮を要する幼児への対応及び支援

- ・ 障がいのある幼児について、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すこと。また、個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画を作成し活用するよう努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実に図るため、適切な合理的配慮を提供すること。
- ・ 海外から帰国した幼児及び生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児や外国にルーツのある幼児について、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど、個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

(3) 小学校教育との接続

- ・ 幼稚園等や小学校において育まれる資質・能力をふまえながら、校種間の発達段階に応じた教育活動の充実に努めること。
- ・ 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小合同研修会や授業参観等を実施し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど連携に努めること。とりわけ義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」においては、幼保こ小が意識的に協働し、幼児期の遊びを通じた学びと小学校の学びをつなぐようにすること。

(4) 家庭・地域との連携

- ・ 教育や保育についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めること。
- ・ 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園等における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。
- ・ 地域学校協働本部や子育てグループ等の地域の教育力を活用し、子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における幼児教育の振興に積極的に取り組むこと。

第4章 多様な主体との協働

17

子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携

大阪の子どもたちをめぐる様々な課題に対する支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関、地域関係機関等との連携を図ることが重要である。

【取組みの重点】

- ・ 児童・生徒の状況把握にあたっては、アンケートや1人1台端末の活用、スクリーニング等を実施するなどし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家との協働により、きめ細かな実態把握に努めること。
- ・ 具体的な支援に取り組むにあたっては、ケース会議等において専門家と共に多角的に見立てを深めること。そのうえで、校内組織において役割分担を明確にして、支援に向けた方針を立てるとともに、必要に応じて支援計画の見直しを図ること。
- ・ 児童・生徒の支援にあたっては、子どもや保護者のニーズを含めた見立てに基づき、必要に応じて福祉等関係機関や警察、地域のNPO等の支援機関との連携を行い、定期的に状況把握に基づいた支援方法の見直しを図ること。
- ・ 児童・生徒のニーズに応じた支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等を活用し、日常的に地域リソースを把握し、各機関との連絡方法等を確認するなど支援体制の構築を行っておくこと。

【取組み項目】

(1) スクールカウンセラーについて

- ・ 相談室での個別面談のみならず、ケース会議におけるコンサルテーションやスクリーニング等の早期対応への関わり、児童・生徒へのいじめ防止教育やSOSの出し方に関する教育を含む自殺などの予防教育等の支援をスクールカウンセラーが行うよう各校での連携を進めること。また、生徒指導委員会やいじめ不登校対策委員会への出席、校内や校区のケース会議への参加や、専門性を活かした教職員への助言等についてスクールカウンセラーが担うよう各校での連携を進めること。

(2) スクールソーシャルワーカーについて

- ・ ケース会議等における事前の情報整理や、福祉的観点による見立てや支援をスクールソーシャルワーカーが行うよう各校での連携を進めること。その際、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーと協力しながら関係機関との調整や働きかけ等を行うこと。また、日頃より地域リソースの開拓等支援ネ

ットワークの構築についてスクールソーシャルワーカーとの協働を図ること。

(3) スクールロイヤーについて

- ・ 市町村教育委員会や学校が直面している事案に対し、子どもの最善の利益をふまえた法的な見地からの助言や、深刻化防止に関わる法的な相談をスクールロイヤーが担うよう連携を進めること。また、教職員対象の研修、児童・生徒を対象とした法的な観点でのいじめ防止教室を実施する場合等に活用すること。

(4) 多職種連携について

- ・ 各学校においては、スクリーニングなどにより収集した情報や生徒指導上の課題について、早期の段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家による見立てを深め、多様なプランニングにつなげること。また、深刻化する前に市町村教育委員会に報告し、連携して対応にあたること。
- ・ 市町村教育委員会においては、引き続きス

クールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、多職種の専門家で構成する「学校支援チーム」の構築やその機能充実を図ること。また、学校からケース情報を迅速に収集し、チーフスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー等の専門家とケース会議等で検討する仕組みを日頃より構築しておくこと。深刻化の恐れのあるケースについては、必要に応じて府の緊急支援チームを活用すること。

- ・ 地域リソースの情報を研修等の機会を通じて各学校と共有するとともに、地域リソースとの連携が必要となる支援の場面や方法等について専門家との連絡会等において深めるよう努めること。

(5) 関係機関について

- ・ 警察や少年サポートセンターとの連携にあたっては、学校・警察相互連絡制度等を活用し、必要に応じて情報交換や相談等を行い、児童・生徒の非行の未然防止やいじめ問題へ

の対応等、生徒指導事案における深刻化を防ぐこと。

- ・ 発達上の課題や心身の健康課題等による医療機関との連携については、保護者との信頼関係を築いたうえで、養護教諭やスクールカウンセラー等とともに、学校で行うべき指導や支援を明確にしながら進めること。
- ・ 各自自治体における要保護児童対策連絡協議会や子ども家庭センター、市町村の福祉部局との連携にあたっては、市町村教育委員会が中心となり、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、児童・生徒支援のための連携を図ること。
- ・ 子どもの支援のための連携先として把握した NPO や子ども食堂等の支援機関については、地域で子どもの見守りが進むよう連携を図ること。
- ・ 各関係機関との連携は、事案発生時のみならず、担当者同士が定期的に情報交換する場を設ける等、日頃からの関係づくりを大切にすること。

18

教育コミュニティづくりの推進

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校園が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進することが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校運営協議会を設置するとともに、地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図ること。
- ・ 教育コミュニティづくりの推進にあたっては、学校園や地域の実態等に応じた取組みの継続と充実を図るとともに、地域学校協働活動推進員の委嘱に努めること。

【取組み項目】

(1) 教育コミュニティづくりの活性化

- ・ これまでの成果をふまえ、学校支援活動やおおさか元気広場、家庭教育支援など、地域の実態等に応じた取組みの継続と充実を図り、活性化に努めること。
- ・ 地域と学校が連携・協働する体制づくりをより一層推進し、地域学校協働本部の整備に努めること。

(2) 教育コミュニティづくりへの主体的な参画促進

- ・ 市町村教育委員会をはじめとする行政機関、学校園、PTA、地域の住民や地域で活動する団体等が、主体的に教育コミュニティづくりに参画することができるよう努めること。
- ・ 地域の持続的な活動を支えるため、地域活動の核となるコーディネーター・ボランティア等の定着や新たな人材の参画を図り、育成に努めるとともに、地域の既存組織や NPO、企業、大学等の多様な活動主体との連携によるネットワークづくりを一層推進すること。
- ・ すべての学校区で、地域学校協働本部などの学校支援ボランティアの仕組みを利用して、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりを促進し、地域とともにある学校づくりを進めること。

(3) 地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実

- ・ 「地域とともにある学校づくり」の視点から、学校運営協議会の成果と課題を整理し、その取組みをさらに充実させること。
- ・ 学校運営協議会を未設置の学校については、今ある学校協議会等の再整備を行う等、その設置も視野に学校運営体制の充実を図ること。
- ・ 適切かつ多様な委員の人選や委員の当事者意識を高める工夫等を行い、組織の活性化に努めること。

(4) 放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実

- ・ すべての小学校区でのおおさか元気広場の実施とさらなる活性化に向けて、必要な支援に努めること。
- ・ おおさか元気広場の実施に際しては、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流、企業等との連携など、活動プログラムの充実を図るとともに、放課後児童クラブ関係者と協議し、子どもたちがともに参加できる校内交流型（旧：一体型）をめざすよう努めること。
- ・ おおさか元気広場が安全で安心な子どもの活動場所となるよう、活動中におけるけがや事故等の未然防止に努め、発生時には適切に対応するとともに、関係者の意識の向上を

図ること。

- ・ 子どもの居場所（福祉機関が実施する学習・生活支援の場など）や学校生活・家庭生活に関する相談窓口について、関係諸機関や地域のNPO等と連携し、保護者や地域で子どもに関わる人等へ情報提供に努めること。

(5) 障がいのある子どもなどの地域活動への参加促進

- ・ 地域の活動においては、障がいのある子どもなど、地域活動から疎遠になりがちな子どもたちや、その家庭への支援が積極的に展開されるよう助言すること。
- ・ 府立支援学校等に在籍する子どもたちにも、地域活動の情報が届くようにすること。

19

家庭教育支援の充実

多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支えることができるよう、すべての保護者や児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。

【取組みの重点】

- ・ すべての保護者が安心して家庭教育を行うために、家庭教育に関する多様な学習機会や情報を提供するとともに、支援が行き届きにくい家庭への情報提供・相談対応等の実施や充実に努めること。

【取組み項目】

(1) 家庭教育支援の体制づくりと多様な学習機会の周知及び提供

- ・ 家庭教育が充実するよう、学校の教育機能の活用や部局間の連携を推進するなど、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むとともに、多様な場、機会を活用し、保護者への家庭教育に関する学習機会や情報の周知及び提供に努めること。
- ・ 学校の授業等を活用し、児童・生徒が家庭や家族について考えることのできる親学習等の推進を図るとともに、教職員研修を通して、更なる充実に努めること。
- ・ 家庭教育に関する学習の実施に際しては、府教育庁作成の教材等を活用するとともに、家庭教育支援員等をはじめとする地域人材等との効果的な連携・協働を行うこと。

(2) 支援が行き届きにくい家庭への対応

- ・ 子育てに悩みを持つ保護者等、個別の支援が必要な家庭への相談・支援体制（訪問型家庭教育支援等）の整備に努めること。
- ・ 家庭教育に関する学習の機会に参加しにくい保護者への支援のため、多様な機会や手段を用いて、家庭教育に関する情報の発信に努めること。

(3) 基本的な生活習慣・学習習慣の確立・自立する力の育成

- ・ 基本的な生活習慣・学習習慣の確立や自らを律する力については、保護者・地域の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて発信に努め、学校・保護者・地域が一体となって進めること。その際、府教育庁が作成した「保護者・地域とともにはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」を積極的に活用すること。

(4) 未来に向かう力（非認知能力）の育成

- ・ 子どもたちの未来に向かう力（非認知能力）を伸ばすため、学校・家庭・地域と連携した取組みの充実に努めること。その際、「乳幼児期に育みたい！未来に向かう力」等の資料を参考にするとともに、府主催の研修等への参加を促すこと。また、部局間や関係機関との連携により、家庭教育に関わる支援者向けの研修や親学習の実施など、取組みを推進すること。
- ・ 子どもたち一人ひとりのよさや強みについても丁寧に把握し、保護者と連携すること。その際、「小学生すくすくウォッチ」の児童アンケート結果を参考にすること。

第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

20

働き方改革

教員が子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるように、市町村教育委員会において、校務効率化や部活動改革、専門性を持つ機関・人材等との協働等、働き方改革を進めることが重要である。

【取組みの重点】

- ・ 国通知や府教育庁における取組みなどを参考に、各市町村の働き方改革実現に向けた課題を把握するとともに、計画的に取組みをすすめること。
 - ・ 長時間勤務の縮減に向けた教職員一人ひとりの意識改革を推進するとともに、負担軽減策を講じても改善しない場合には、これまでのやり方を思い切って変えるなど、各校における取組みを徹底すること。
- ＜ポイント＞
- 給特法指針に基づく時間外在校等時間の把握徹底と所管の学校に対する業務改善方針や計画の策定
 - 外部人材の活用
 - ICT を活用した校務運営の効率化
 - 「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」に基づく方針の策定及び遵守等、学校部活動の適正化
 - 給特法指針をふまえた教職員向けの相談窓口の設置など、制度周知及び相談体制の整備
 - 労働基準法第 36 条に基づく協定の締結及び労働安全衛生体制の充実

【取組み項目】

(1) 在校等時間管理について

- ・ 教職員の在校等時間管理については、関係法令及び規則に基づき、適切に行うこと。特に在校等時間の適正な把握については、時間外在校等時間の上限等を定める規則整備が行われていない自治体があることから、該当自治体においては速やかに対応すること。また、学校における働き方改革の実行性を向上させる観点から、業務量の現状や取組み状況を把握し、公表すること。
- ・ 教職員に時間外または休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等（特に教育職員にあっては給特法第 7 条に基づく業務量の適切な管理等に関する指針、事務職員にあっては労働基準法第 36 条）に基づき、適切に行うこと。

(2) 部活動の取組み

- ・ 休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を整備することや、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境

を整備すること。

- ・ 教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

(P. 36 ⑬ (1) にも掲載)

(3) 学校行事の在り方の見直し

- ・ 運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ること。

(4) 休憩時間について

- ・ 休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。

- ・ 職種ごと、教員集団ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る市町村教育委員会の承認等の手続きが必要であるため、所要の手続きをとるよう指導すること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認等の手続きは要しない。

(5) 労働安全衛生体制の充実

- ・ 労働安全衛生法令に基づき、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、学校の規模（職員数）に応じ、安全衛生委員会等の活性化のほか、職員の意見を聴くための機会を設けるなど、労働安全衛生管理体制をより充実させること。
- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、教職員の勤務時間を客観的な方法等により把握し、時間外在校等時間が月 80 時間を超えた職員については、本人及び産業医への情報提供や面接指導等を適切に行うこと。
- ・ ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」（実施する場合）について職員に周知し、ストレスチェックの受検推奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。
- ・ 教職員の心身の健康増進・メンタルヘルスの予防のために、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」における相談事業（セルフケア・ラインケア）、研修事業及び復職支援事業を積極的に活用すること。

21

教職員の資質・能力の向上

社会が急速に進展し、生成 AI 等の新たな技術が普及しつつある中で、教員は高度な専門職として主体的・継続的に新たな知識・技能の習得に取り組むことが不可欠である。また、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、一人ひとりの教員に応じた研修等の受講奨励などを通じて教員、とりわけ次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 「大阪府教員等研修計画」及び研修履歴の記録を活用して、管理職等による研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、日常的な OJT を推進することにより、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。
- ・ 校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。
- ・ 首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じた配置の拡充に努めるとともに、その有効活用を図ること。
- ・ 「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

【取組み項目】

(1) 教職員の豊かな人間性

- ・ 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと。
- ・ 社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図るよう努めること。
- ・ 教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身につけること。

(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり

- ・ すべての教職員が、法令等の遵守など教育公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図ること。
- ・ 教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

(3) 人事異動及び人事交流の充実

- ・ 教職員一人ひとりの資質向上や学校の活性化を図るため、人事異動及び人事交流の充

実に努めること。特に、様々な人事交流制度を活用し、異動によるキャリア形成、能力向上に努めること。

(4) 若手教職員の育成

- ・ 若手教職員の学校運営への参画を促進し、首席・指導教諭等、将来の管理職やミドルリーダーとなる教職員の養成に努めること。

(5) 研修成果の還元

- ・ 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。
- ・ 校内研修においては、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員に、その内容を実践させたり、積極的に研修会の講師として活用すること等により、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。また、指導教諭や社会人講師等を有効に活用すること。
- ・ 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その目的と、研修後の成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民に理解されるように工夫すること。

(6) 研修の計画的な実施

- ・ 国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校の課題等をふまえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。
- ・ 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成にあたっては、「大阪府教員等研修計画」や「初任者等育成プログラム」をふまえて、学校との連携を十分に図りながらその体制づくりを行い、組織的・継続的な育成に努めること。
- ・ 教職経験年数の少ない教員については、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、「自己評価シート」等を活用して計画的に研修を実施すること。また、子どもに寄り添い向き合う学習指導や生徒指導等ができるなど、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。

(7) 教職員全体の指導力向上

- ・ 計画的な研修の実施等に加えて、首席や指導教諭等を活用した日常的な OJT を推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。
- ・ 児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、府教育センター実施の ICT 活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員の ICT 活用指導力の向上を図ること。
- ・ 教職員の指導力向上の取組みを進めるにあたっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターの学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

(8) 女性教職員の登用

- ・ 女性教職員が校務の要や首席・指導教諭等、将来の管理職等を担えるよう計画的な人材

育成・登用に努めること。

(9) 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 民間企業等の経験者または教諭や行政職等から、リーダーシップを発揮し、柔軟な発想や企画力を生かして、学校の課題解決及び学校運営を行うことができる優れた人材を登用できるよう、計画的な人事に努めること。

(10) 評価基準をふまえた適正な評価と教職員の育成

- ・ 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。
- ・ 校長は、年度当初に学校の教育目標や経営方針等の説明を行い、その周知を行うとともに、教職員へのシステムの説明（評価結果が給与（昇給・勤勉手当）へ反映されることを含む）を行うこと。
- ・ 育成（評価）者は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導・助言に努めるとともに、評価にあたっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒または保護者による授業アンケートの結果をふまえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- ・ 育成（評価）者は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導・助言を行い、教職員の育成に努めること。また、校長は、被評価者に対し評価結果を年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

(11) 優秀教職員等表彰の実施

- ・ 府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものが多く表彰されるよう、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、勤務年数に関わらず、積極的に推薦をすること。

(12) 承認研修について

- ・ 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修(いわゆる承認研修)」については、法の趣旨をふまえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- ・ 特に、承認にあたっては、関係通知を参考に、適正な事務手続きをとること。

(13) 次世代育成について

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨をふまえ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた支援、男性を含めた働き方の見直し等を推進するために、年次休暇や子育てのための休暇・休業等の取得促進や育児休業からの復帰支援など適切な対応を行うこと。
- ・ 職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実の申し出があった場合は、当該職員に対して「個別周知・意向確認書」や「子育て教職員サポートシート」を交付する等、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認

の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談等の措置を講じること。

- ・ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が配偶者の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「配偶者の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。また、「育児休業」についても、男性職員が取得しやすい環境づくりに努めること。

(14) 女性活躍の推進について

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画(2021)」の趣旨をふまえ、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、教職員の働き方改革等を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年次休暇の取得しやすい環境づくりに努めること。
- ・ 教職員の能力育成と資質向上のため、性別に関わらず多様な職務に従事する機会の付与に努めるとともに、育児休業からの復帰支援や研修への参加促進等、女性教職員の意欲向上に努めること。

22

学校の組織力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

【取組みの重点】

- ・ 学校運営にあたって、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。
- ・ マネジメントを進めるにあたっては、目標を明確にし、教職員の心理的安全性を確保するとともに、教職員一人ひとりの良さが発揮できるよう、経歴・多様性を考慮すること。

(関連する校内組織体制)

- ⇒○学校教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実 (P.8～9)
- 学力向上に向けた組織的な取組み (P.10～11)
- 不登校やヤングケアラー、いじめ、暴力行為等への取組み (P.26～28)
- 子どもたちの生命、身体を守るための相談体制 (P.29～30)
- 災害等への対応 (P.66～68)

【取組み項目】

(1) 機能的な学校運営

- ・ 教職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等がチームとなり、組織的・協働的に取り組むように努めること。
- ・ 機能的な学校運営を進めるために、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。また、学校事務を効果的に執行する観点から、事務の共同実施や共同学校事務室の設置、学校間連携等の実施に向けた検討を進めること。

(2) 学校評価の充実

- ・ 学校運営の改善にあたっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすよう努めること。

- ・ 児童・生徒の実態等をふまえた実効性の高い計画に基づく教育実践を行うために、PDCAサイクルに基づいた学校経営を推進すること。
- ・ 学校評価の実施にあたっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図るなど、その実効性を高めるよう努めること。
- ・ 評価結果等については、学校の Web ページでの公表等、保護者等に対して周知を図る方策を講ずるよう努めること。

(3) 法定表簿等の適正な記載

- ・ 法定表簿等(指導要録抄本、調査書を含む)に関する事務及び証明書交付事務を適切に行うこと。
- ・ 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の名前等は原則として指導要録に基づき記載すること。

23

不祥事の防止

公立学校の教職員は、公教育の場であって、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて、取り組むことが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」や過去事例、その他の関係資料等を活用し、校内研修において教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けるなど、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
- ・ 特に、教育職員等による児童生徒性暴力等については、法律や国の指針に基づき防止に向けた取組みを行うこと。
- ・ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに市町村教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- ・ 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙または電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

【取組み項目】

(1) 児童・生徒に対する性暴力等について

- ・ 児童・生徒を守り育てる立場にある教職員は、公務員として、児童・生徒への性暴力等は絶対に行ってはならない。児童・生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害児童・生徒が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となることを周知すること。
- ・ たとえ、わいせつな行為に至らなくても、性的な言動（わいせつな発言、不要な身体接触等）やSNS等による私的なやり取りを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われることがあることを周知すること。

(2) 飲酒運転について

- ・ 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。

- ・ 飲酒運転を行った教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職または停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員に対しても、懲戒免職、停職または減給とされる旨を周知すること。
- ・ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- ・ なお、令和6年11月から道路交通法改正に伴い、自転車による飲酒運転及びながら運転等が厳罰化されたことから、併せてその旨周知を行うこと。

(3) 服務監督について

- ・ 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
- ・ 休暇等の承認にあたっては、取得要件は

もとより、制度の趣旨・意義をふまえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導すること。特に短期介護休暇、子の看護休暇、勤務時間の割振りについても適正な運用を行うよう指導すること。また、病気休暇については、関係通知等を参考に、より一層厳正な運用を行うこと。

- ・ 部活動指導及び補習・講習の指導業務に従事したときの教員特殊業務手当の支給にあたっては、支給要件を踏まえて適正な運用を行うこと。
- ・ 職務専念義務に違反した者、休暇等を不正に取得した者及び教員特殊業務手当を不正に受給した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(4) 自家用自動車等を使用しての通勤認定について

- ・ 府立学校での自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。職員の健康状態等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、関係通知を参考にし、適正な認定事務を行うこと。

(5) 通勤について

- ・ 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給にあたる場合もあることから、厳に慎むこと。
- ・ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認については、関係通知を参考にし、適正な確認を行うこと。

- ・ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(6) 兼職・兼業について

- ・ 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。
- ・ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっては、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- ・ 兼職・兼業に定める法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(7) 教職員の服務規律の確保について

- ・ 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、府教育委員会に報告すること。

(8) 適正な旅費申請について

- ・ 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、適法な旅行命令により行われた出張に要した交通費、車賃、宿泊料等について当該出張をした職員に支給するものであり、交通手段等の虚偽申請による旅費の不正受給においては厳に慎むこと。
- ・ 旅費の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

24 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、学校園及び市町村教育委員会でその防止・根絶に向けて実態把握や相談体制の充実等組織的に取り組む必要がある。

【取組みの重点】

- ・ 防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。
- ・ 幼児・児童・生徒を精神的に追い詰めることにつながる必要のない注意や過度の叱責を繰り返さないこと。
- ・ 児童・生徒や保護者に、確実に校内及び校外の相談窓口の情報が伝わるよう工夫すること。
- ・ 体罰やセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等が生じた際には、被害幼児・児童・生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに市町村教育委員会及び関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。市町村教育委員会は、学校から報告があった際、速やかに府教育庁に報告し、連携して対応すること。

【取組み項目】

(1) 体罰防止の取組み

- ・ 幼児・児童・生徒に体罰を加えることは、幼児・児童・生徒の人権を侵害する行為であり、教員としての指導力の不足を表していることを十分に認識させること。
- ・ 体罰は、学校教育法第11条において禁止されているだけでなく、傷害、暴行等の刑法犯罪であり絶対に許されないことであることを認識させること。
- ・ 各校園において、幼児・児童・生徒理解に基づく指導のあり方等について理解を深めるための研修を実施し、幼児・児童・生徒の問題行動に対して体罰に頼らない適切な指導に努めること。
- ・ 指導が困難な幼児・児童・生徒の指導を特定の教員だけに任せきりにしないようチームによる支援体制を構築すること。
- ・ 先入観や憶測による指導、また、自分本位の指導観や画一的な指導に陥ることなく、他の教職員と連携して指導にあたること。
- ・ 指導等を行う際には、できるだけ密室となるような場所を避けるとともに、可能な限り複数の教員で行うよう努めること。

(2) セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為等性暴力行為の防止の取組み

- ・ 関係法令等の施行をふまえ、幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害であり性暴力であること、また、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになることを教職員により一層認識させること。
- ・ 教職員と児童・生徒との関係においては、対等ではなく指導する立場であり、その影響力は強いものであることを自覚し、児童・生徒とのメールやSNS等の使用、または直接2人きりで会うなど、指導に関係のない私的なやりとりは行わないこと。
- ・ 「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであることを教職員に十分認識させるとともに、教育活動における自らの行動を常にふり返らせること。
また、児童・生徒間で「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることなどがあるときは、適切に指導すること。

- ・ 定期健康診断等の実施にあたっては、「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価・点検を行うこと。とりわけ、障がいのある幼児・児童・生徒においては、指導や介助方法における留意点の再点検を行うこと。
- ・ セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為が生じた場合には、二次被害を起ささないよう配慮しながら事実確認を丁寧に行い、被害者の立場に立った事象の解決を図ること。また、背景・要因を分析し、校内研修や組織体制の見直し等、再発防止につなげること。併せて、児童・生徒に対しては、「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省）の資料等を活用するなどにより、自身の身体や心を大切にする教育を充実させること。
- ・ 教職員と児童・生徒との不適切な交際については、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨周知すること。

25

職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメント行為は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

【取組みの重点】

- ・ 職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。
- ・ 校内の相談体制の整備に努め、教職員の相談窓口の周知を図ること。また、窓口の担当者を中心に、普段から話しやすい体制を整えること。
- ・ 職場におけるハラスメントの防止については、校長及び教頭に対する研修とあわせて、管理職以外の教職員に対しても研修を実施するなど充実を図ること。
- ・ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。
- ・ 管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。
- ・ 万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。
- ・ 市町村教育委員会は、相談を受けた場合または学校から報告を受けた場合には、適切なアドバイスを行い、必要に応じて調査を行うこと。調査によりハラスメントと確認した場合は、被害者へのケア及び行為者とされる教職員への指導を行うこと。

【取組み項目】

(1) ハラスメントの未然防止

- ・ 管理職は、自らの職務上の権限を認識し、ハラスメントに対する正しい認識を十分にもち、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、指導や助言に当たっても誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- ・ 教職員一人ひとりが、校内研修等を通じて、ハラスメントの防止に対する理解を深めること。
- ・ ハラスメントは信用失墜行為、全体の行為者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがあることを認識しておくこと。
- ・ 職場の人間関係がそのまま維持される職場以外の場所（出張先、通勤、出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等）での行為もハラスメントに含まれることを

十分理解しておくこと。

- ・ 市町村教育委員会は、「ハラスメントの実態把握アンケート」を行うなど実態把握に努め、ハラスメントのない職場改善に活かすこと。

(2) 良好な勤務環境の維持

- ・ ハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- ・ 管理職を含む教職員は、ハラスメントとみられる言動を見かけたときは、職場の構成員として注意を促すこと。
- ・ 管理職を含む教職員は、被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。

(3) 校内相談窓口の周知と適切な対応

- ・ 相談員には、管理職以外の教職員を入れるとともに年齢や性別に偏りがないようにす

ること。また、相談員が聴き取りをする場合は相談者と同性の教職員が同席するなど、相談者が相談しやすい環境をつくること。

- 管理職は校内のハラスメント相談窓口の相談体制等を充実させなど窓口が機能するように努めること。
- 管理職はハラスメントの防止及び対応に

関する指針や取組みについて定期的に周知、啓発すること。

- 管理職は、各市町村のハラスメント指針等を定期的に職員に周知し、ハラスメント防止に向けて継続的に啓発すること。

26

「指導が不適切である」教員への対応

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と市町村教育委員会が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 校長等の授業観察あるいは児童・生徒等や保護者からの意見・苦情等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、校長に対する適切な指導・助言、校外研修の実施等、実効性のあるシステムの運用に努めること。
- ・ 「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。
- ・ 指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。
- ・ 新規採用教職員については、丁寧な指導・育成を図るとともに、そのうえでなお、指導が不適切である教職員に対しては、条件付採用の趣旨をふまえ厳格に対応すること。

【第5章関連事項】

(1) 非常勤職員の効果的な配置と活用

- ・ 内申等の手続きにあたっては、「講師希望者登録のお知らせと講師制度の概要」等によって、勤務条件を明示するなど、適正に行うこと。
- ・ 非常勤職員への発令にあたっては、「勤務条件明示書」の交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、必ず変更後の勤務条件を明示すること。あわせて、勤務状況等を常に把握するとともに、適

切な管理及び指導にあたること。

- ・ 非常勤職員が就業規則等を容易に確認できるようするため、規定集を印刷して事務室に備えつけるなど適切に対応すること。

(2) 調査内容等の精査による学校事務の効率化・集中化

- ・ 教員が子どもたちと向き合う時間を確保する観点から、各学校に対する調査や通知文の精選に努めること。

第6章 学びを支える環境整備

27

自然災害等に備えた安全・安心な教育環境の確保及び安全教育の充実

南海トラフ地震等の自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、学校の実態に応じて、子どもたちの命を守るための安全確保や安全管理を行う必要がある。特に、大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、学校が地域住民の避難先となることもあるため、日頃から地域と連携し、学校の体制を整えておくが重要である。

また、学校管理下における事故を未然に防ぐため、子どもたち自らが日常生活全般におけるさまざまな危険に気づき、適切に判断し、安全に行動できる資質・能力を育成する必要がある。

【取組みの重点】

- ・ 地域や学校の実情をふまえて作成する危機管理マニュアル等については、避難訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓等を基に、常に見直し、改善を行うこと。
- ・ 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化や、運転中の携帯電話使用（ながら運転）の禁止が法定化されたことから、警察等と連携し、自転車利用に関する交通安全の指導の徹底を図ること。

【取組み項目】

(1) 学校安全計画の策定

- ・ 「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定すること。
- ・ 策定にあたっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組み状況等をふまえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。
- ・ 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。
- ・ 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点をふまえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。
- ・ 避難経路上や防火扉・防火シャッターの前等に物が置かれていないかなどの確認を定期的に実施すること。

(2) 安全確保・安全管理の徹底

- ・ 子どもの命が脅かされる事象が生起していることをふまえ、学校園内外において授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- ・ 各学校園において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるようにすること。

(3) 学校事故対応の徹底

- ・ 学校事故等の未然防止のために、各校において定める安全点検を定期的に行うこと。
- ・ 学校管理下において事故等が発生した場合には、幼児・児童・生徒の安全の確保を最優先に、危機管理マニュアル等に基づき、迅速かつ適切な対応を行うとともに、事後においては、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証・見直しを行い、再発防止の対策を講じること。

(4) 緊急事態への対応

- ・ 万一の事件・事故等の緊急事態に対処できるように、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を整えること。また、実効性のあるマニュアルとなるよう、適宜点検・見直しを行うこと。
- ・ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

(5) 地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理

- ・ 幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、施設・設備の整備・充実に努めること。加えて、警察等関係機関の職員、保護者、地域における犯罪防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求め、「学校等安全対策推進会議」を設置するなど、安全対策を推進する体制の整備・充実に努めること。
- ・ 学校園内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校園の安全管理体制の充実はじめ、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じること。とりわけ、幼児・児童の登下校時については、平成30年6月に関係閣僚会議において取りまとめられた「登下校防犯プラン」の趣旨をふまえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた対策を講じること。
- ・ 登下校時における児童・生徒の携帯電話等の所持は非常時の連絡や所在の把握等安全等の観点から有効性が認められるため、その取扱いについて配慮するよう努めること。そ

の際、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」をふまえ、保護者との連携を図り、教育活動に支障が出ないように進めること。

(6) 安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化

- ・ 幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図ること。特に、幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むようにすること。その際、府教育委員会が作成した資料を活用するなど、取組みの充実に努めること。
- ・ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。
- ・ 幼児・児童・生徒・保護者に対し、大阪府自転車条例において、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられていることを周知するとともに、PTAと連携するなどし、全児童・生徒の保険加入を促進すること。
- ・ 道路交通法の一部改正に伴い、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務であること、運転中の携帯電話使用(ながら運転)の禁止が法定化し、罰則が強化され、2年後には、自転車の交通反則通告制度が16歳以上に適用されることを、幼児・児童・生徒・保護者に周知するとともに、ヘルメット着用の必要性について、理解促進に努めること。
- ・ 警察と連携した交通安全教室を開催するなど、交通安全教育の徹底に努めること。
- ・ 送迎バスにおける置き去り事象が生起していることをふまえ、「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」を活用し、幼児の安全・確実な登園・降園のための安全管理が徹底できる体制を整えること。また、学校において、幼児・児童・生徒の通学や校外学習等で自動車やバス等を運用する際にも、上記のマニュアルを参考とするとともに、国の動向や通知をふまえた安全管理の徹底に努めること。

【第6章関連事項】

（1）耐震対策の推進等

- ・ 学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、耐震性が確保されていない施設については早急に耐震化を図るとともに、非構造部材の耐震対策、老朽化した施設の安全確保、防災機能の強化も推進すること。
- ・ 地震災害における被害をふまえたうえで、ブロック塀の安全対策を早期に完了するよう努めること。
- ・ 学校においては、設備等について日常的な点検を行い、学校環境の安全の確保を図らなければならない。倒壊や落下等により重大な事故につながる恐れのある工作物及び機器等について、点検すべき対象を今一度把握し、通常の使い方に加え児童・生徒等の目線や多様な行動も考慮して安全点検を行うこと。

（2）アスベスト対策の推進

- ・ アスベスト（石綿）6種類の分析調査の結果により、必要な対策を早急に講じるとともに、適正な管理に努めること。

（3）施設のバリアフリー化

- ・ 児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な利用者が安全かつ容易に施設を利用できるよう、「福祉のまちづくり条例」等に基づく学校施設整備に努めること。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に応じ、国が設定した令和7年度までの整備目標を反映した整備計画を策定し、バリアフリー化の整備を計画的に進めること。

（4）学校施設の長寿命化計画の推進

- ・ インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組みの方向性を明らかにする個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づく学校施設整備に努めること。
- ・ 近年の厳しい気象条件に対応するため、熱中症対策として、空調設備の設置を推進すること。
- ・ 公立小中学校施設は、建築後25年以上を経過した施設が保有面積の8割を占めるなど、老朽化が深刻な状況であることを鑑み、施設の維持管理、長寿命化等に適切に取り組むこと。

第7章 社会教育の推進

社会教育の推進

(1) 住民の学習活動の促進

- ・ 個人の要望や社会の要請をふまえたうえで、住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加の促進に努めること。
- ・ 多様化する学習ニーズや現代的課題及び地域課題に対応するため、学校、首長部局、NPO、企業、大学等と連携しながら、学習機会の提供、学習情報の収集・提供、学習相談、学習成果の活用等の拡充に努めること。その際、障がいのある人や様々な事情のある人の参加について十分配慮すること。

(2) 社会教育関係職員の研修機会の充実

- ・ 社会教育関係職員の専門性の向上を図るため、研修機会の充実に努めるとともに、府教育庁主催研修等へ積極的に参加すること。
- ・ 部局間の連携により、専門的知識や技能を有する人材と協働し、研修の充実に努めること。

(3) 住民・団体による地域活動の推進

- ・ 地域課題に応じた取組みが主体的に展開されるよう地域人材の参画を促すとともに、ネットワークづくりに努めること。
- ・ 住民が組織する実行委員会や団体・グループが活用できる事業について、情報の収集・提供を積極的に行うこと。

(4) 図書館の計画的な整備

- ・ 「文字・活字文化振興法」の趣旨をふまえ、市町村の実情に応じて、図書館の計画的な整備等に努めること。
- ・ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨をふまえ、市町村の実情に応じて、視覚障がい者等の読書環境整備等に努めること。

(5) 子どもたちの体験活動の推進

- ・ 子どもたちの生きる力を育むため、学校教育との連携を図りながら、自然体験活動やボランティア活動、ものづくり等、子どもの様々な体験活動を推進すること。その際、府立少年自然の家の活用にも努めること。

(6) PTA 活動の在り方

- ・ 子どもたちの健やかな成長のため、保護者と教職員が協力し、連携を深め、互いに学び合えるよう努めること。
- ・ 地域・家庭・学校の実情、特性、協働等の状況をふまえ、教職員と保護者がPTA活動の在り方や運営の効率化について話し合いを深めるよう努めること。

(7) 人権学習の推進・PTAの人権意識の高揚

- ・ 「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨をふまえ、社会教育の分野で人権及び人権問題に関する啓発、学習機会の提供、指導者の養成等人権教育の推進に努めること。その際、「大阪府人権施策推進基本方針」及び「大阪府人権教育推進計画」の趣旨をふまえ、府教育庁主催研修等への住民の積極的な参加を促し、住民の主体的な活動の促進に努めること。
- ・ 公民館等の社会教育施設においては、人権啓発担当者を置くなど、住民の人権学習を組織的に進めること。
- ・ PTAの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、人権意識の高揚に努めること。その際、大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材を活用するとともに、府教育庁主催研修等への積極的な参加を促すこと。

(8) 識字・日本語学習活動への支援

- ・ 「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」の趣旨をふまえ、識字問題の啓発、支援を必要としている人への情報提供、識字推進指針等の策定に努めるとともに、識字・日本語教室

について新たな教室の開設や、学習支援者の育成等、教室活動への支援を充実させること。

- ・ 他の市町村等との交流を進め、情報収集を図るなどにより、学習活動の一層の充実を図ること。

第8章 文化財の保存と活用

文化財の保存と活用

(1) 条例制定の推進

- 文化財保護の基礎である文化財保護条例未制定の市町村は、その早期制定を図ること。

(2) 保存活用体制の整備

- 大阪府文化財保存活用大綱（令和2年3月策定）を勘案した文化財保存活用地域計画を策定し、地域の歴史的特性等をふまえた多様な文化財の保存・活用施策を推進できるよう、組織・体制の整備を図ること。また、民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定するなど協働を図り、地域の財産である文化財を生かす新たな施策の導入を進めること。

(3) 展示公開の推進

- 博物館・資料館、各種公共施設を活用して文化財の展示公開を推進し、生涯学習の活発化等に対応して、文化財に親しむ機会の充実に努め、文化財への理解を広げることとともに、小・中学生や高齢者を対象とした施策に生かすこと。

(4) 世界遺産など地域を代表する文化遺産を活用した取組みの推進

- 世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群など地域を代表する文化遺産については、博物館等を活用し、興味・関心と理解を深めるようにするとともに、地域や我が国の歴史の成り立ちを物語る文化財を保護し後世に伝えていく心を養うよう取り組むこと。

各章の参考資料

1. 学習指導要領の確実な実施

- 「『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）』（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）をふまえた取組の徹底等について」（令和5年9月）文部科学省
- 「『令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査』の結果について」（令和5年4月）文部科学省
- 「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和5年3月）
- 「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」（令和3年3月）文部科学省
- 「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月）文部科学省
- 「『令和の日本型教育』の構築を目指して」（令和3年1月）文部科学省
- 「学習指導要領（平成29年告示）のポイント【評価編】」（令和2年8月）（中学校については解説動画あり）：新学習指導要領に対応した学習評価オンライン講座
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）文部科学省
- 「学習評価の在り方ハンドブック」（令和元年6月）文部科学省
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月）文部科学省
- 「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年2月）
- 「新学習指導要領のポイント」（平成31年2月）
- 「学校教育法施行令の一部改正」（平成29年9月）文部科学省
- 「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」（平成29年3月・7月）文部科学省
- 「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月）文部科学省
- 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」（平成23年6月）

2. 学力向上の取組みの充実

- 「小学生すくすくウォッチ指導参考資料 わくわく問題を活用した『教科横断的な学び』学習指導案」（令和6年10月）
- 「小学生すくすくウォッチわくわく問題指導参考資料 『シンキングツール』を用いた論理的に読み取り整理する方法について」（令和6年10月）
- 「小学生すくすくウォッチわくわく指導参考資料及び解答類型」（令和6年6月）
- 「大阪府情報活用能力ステップシート」（令和6年3月）
- 「教育データの利活用に係る留意事項」（令和6年3月）
- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和6年1月）
- 「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」（令和5年7月）
- 「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介WEBサイト」（令和4年2月）
- 「小学生すくすくウォッチ結果概要」（令和3年～）
- 「大阪の児童生徒が1人1台タブレットPC端末等を活用した実践事例」（令和3年～）
- 「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」（令和3年3月）文部科学省
- 「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」（令和3年3月）文部科学省
- 「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料」（令和2年9月）文部科学省
- 「GIGAスクール構想の実現へ（リーフレット）」（令和2年7月）文部科学省
- 「教育の情報化に関する手引（追補版）」（令和2年6月）文部科学省
- 「小中学生に向けた家庭学習教材等について」（教材や授業動画）
- 「算数・数学の授業づくりハンドブック」（令和2年6月）
- 「小学校理科ハンドブック（改訂版）」（令和2年3月）
- 「国語の授業づくりハンドブックⅡ」（令和2年2月）
- 「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（令和2年2月）文部科学省

「小学校における『プログラミング教育』」(令和2年1月)
「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年6月)
「小学校プログラミング教育に関する研修教材」(平成31年3月) 文部科学省
「ことばのちから活用事例」(平成31年2月)
「ことばのちから」(平成30年6月)
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」(平成29年11月)
「国語の授業づくりハンドブック」(平成29年11月)
「大阪府中学生学びチャレンジ事業結果概要」(平成27年～)
「学びチャレンジ単元確認プリント」(平成26年)
「校内研究の葉」(平成25年3月)
「大阪の授業 STANDARD」(平成24年5月)
「大阪府学力・学習状況調査【小学校】【中学校】調査結果資料」(平成23年)
「力だめしプリント」(平成22～令和2年)
DVD「確かな学力をはぐくむ1. 2. 3」(平成21.22.23年)
「学習指導ツール」(平成20～24.26.27年)
リーフレット「学びを創る10のアイデア」(平成21年3月)
「学校改善のためのガイドライン」(平成20年)
「全国学力・学習状況調査結果概要」(平成19年～)

3. 確かな学力を育成するための読書活動の推進

「学校図書館を活用した授業実践例」(令和6年3月)
「大阪府情報活用能力ステップシート」(令和6年3月)
第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年1月) 文部科学省
「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」(令和3年3月)
「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)
学校図書館ガイドライン (平成28年11月) 文部科学省
学校図書館法 (平成26年6月改正)
「学校図書館司書教諭の発令について」(平成15年1月) 文部科学省
学校図書館図書標準 (平成5年3月) 文部科学省

4. グローバル社会における英語教育の充実

「BASE in OSAKA」(令和6年4月)
「大阪版 CAN-DO リスト」(令和5年3月)
「STEPS in OSAKA」(令和5年3月)
「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて(アクションプラン)」(令和4年8月) 文部科学省
「学習者用デジタル教科書実践事例集」(令和4年3月) 文部科学省 (解説動画あり)
「外国語の指導における ICT の活用について」(令和2年9月) (解説動画あり) 文部科学省
「中学校外国語教材『Bridge』」(令和2年1月) 文部科学省
「スピーキング力向上ツール」(令和元年12月、平成31年1月)
「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」(平成31年2月)
「中学校英語定着確認プリント」(平成31年1月、平成30年10月)
「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」(平成30年2月)
「We Can!」「Let's Try!」(平成30年2月) 文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月) 文部科学省
「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」(平成27年12月)
「英語を使うなにわっ子」育成プログラム (平成25年8月)

5. 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」(令和6年8月) 文部科学省
「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」(大阪府 Web ページ・令和6年8月改訂)

「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について」(令和5年9月) 文部科学省
「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」(令和5年3月) 文部科学省
「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月) 文部科学省
「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」(令和5年3月) 文部科学省
「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(令和4年4月)
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」(令和4年3月) 文部科学省
「自立活動ハンドブック(中学校版)」(令和4年3月)
「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月) 文部科学省
「自立活動ハンドブック(小学校版)」(令和3年3月)
「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について」(令和2年7月) 文部科学省
「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年6月)
「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成31年3月改訂) 文部科学省
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点をふまえた学校づくり」(平成31年3月)
「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」(平成30年3月改訂)
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月) 文部科学省
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月)
「日本語指導実践事例集」(平成28年3月)
「ようこそOSAKAへ パートⅢ 日本語指導実践事例集」(平成28年3月)
「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」(平成27年8月)
「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」(平成27年4月) 文部科学省
「障がいのある子どもより良い就学に向けて〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉」(平成26年3月)
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成26年1月) 文部科学省
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月) 中央教育審議会初等中等教育分科会
「特別支援教育の推進について」(平成19年4月) 文部科学省

6. 「ともに学び・ともに育つ」教育のさらなる推進

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」(令和6年4月) 文部科学省、こども家庭庁、厚生労働省
「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(令和4年4月) 文部科学省
「自立活動ハンドブック(中学校版)」(令和4年3月)
「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月)
「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月) 文部科学省
「自立活動ハンドブック(小学校版)」(令和3年3月)
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点をふまえた学校づくり」(平成31年3月)
「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」(平成30年3月改訂)
「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」(平成30年2月) 文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月) 文部科学省
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成29年3月) 文部科学省
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月)
「障がいのある子どもより良い就学に向けて〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉」(平成26年3月)
「学校教育法施行令の一部改正について」(平成25年9月)
「障害者基本法」第16条(平成25年6月改正)
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）中央教育審議会初等中等教育分科会
「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）

7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実

○人権3法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（令和3年6月一部改正、令和6年4月施行）
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月）
「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）

○府人権関係3条例

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（令和元年10月一部改正）
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年10月）
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（令和元年11月）

「学校における人権教育推進のための資料集」（令和7年3月改訂予定）

大阪府人権白書「ゆまにてなになわ（解説編）ver39」（令和7年3月発行予定）

「教職員人権研修ハンドブック」（令和7年3月改訂予定）

「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」（令和6年9月改訂）

「ヘイトスピーチの問題を考えるためにー 研修用参考資料 ー」（令和6年9月改訂）

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について』～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」（令和6年4月改訂）

「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について（令和6年4月改訂）

「大阪府教育センター 人権教育研修動画シリーズ」（令和6年3月～）

リーフレット「こころ leaf（リーフ）2024」（令和6年3月）

「こころBOOK2024」（令和6年3月）

「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム（短縮版）」（令和6年3月）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」（令和6年3月改訂）文部科学省

「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくためにー本名指導についてー」（令和6年3月改訂）

「ジェンダー平等教育啓発教材 男女共同参画について考えよう」（令和6年2月改訂）（府民文化部）

「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（令和6年2月）

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（令和5年10月一部改正、令和6年4月一部施行）

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月施行）

「こども基本法」（令和5年4月施行）

「在日外国人教育のための資料集（DVD）」（平成22年3月）（令和5年3月増補版）

「教職員のための差別事象対応ワークシート」（令和5年3月）

「大阪府在日外国人施策に関する指針」（令和5年3月改正）

『ほんま、おおきに!! ひろげようこころの輪』障がい理解ハンドブック」（令和5年3月）大阪府福祉部

「大阪府人権教育推進計画」（令和4年9月改定）

「学校・地域・家庭の協働による地域共生社会の実現をめざして社協ができる福祉教育実践」（令和4年3月）大阪府社会福祉協議会

「大阪府人権施策推進基本方針」（令和3年12月改正）

「生命（いのち）の安全教育教材」（令和3年4月）文部科学省

「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第3版）」（令和3年3月）

「第5次大阪府障がい者計画（後期計画）」（令和3年3月）

「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」（令和2年9月）

「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」（令和2年9月）

「性の多様性の理解を進めるために」（令和2年4月）

「アニメ『めぐみ』の短縮版の作成について」（令和2年1月）政府・拉致問題対策本部（アニメ「めぐみ」（平成20年3月）政府・拉致問題対策本部）

「学校における防災教育の手引き（改訂2版）」（令和元年6月改訂）

「一人ひとりの生と性 ～『性に関する指導』について～」（平成31年2月）

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成30年3月改訂）

「『特別の教科 道徳』実践事例集」（平成30年2月）

「拉致問題に関する理解のために」（平成30年2月）

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）

「人権教育実践事例集」（平成29年6月）

「人権教育教材集・資料」（平成28年11月）・「同教員用手引き」（平成28年11月）

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）（文部科学省）

「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」（平成27年6月）

「『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ」（平成27年6月）

「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月）文部科学省

「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～（平成27年3月 小学校1・2年版、3・4年版 平成26年3月 小学校5・6年版、中学校版）

「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」（平成26年7月）

「人権教育リーフレット」シリーズ（平成26年3月～）

「障害者基本法」（平成25年6月改正）

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月閣議決定）

「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月改訂）

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年3月）文部科学省

大阪府子ども条例（平成19年4月）

「OSAKA 人権教育ABC part1～5」（平成19年3月～25年3月）

「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）

「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）

「性教育指導事例集」（平成15年3月）

「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）

「同和問題の早期解決に向けて」（平成14年10月）

人権教育副読本「にんげん：ひとシリーズ」（平成14年9月～20年）

「大阪府同和对策審議会答申」（平成13年9月）

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月）

「人権教育のための資料1～9」（平成11年3月～21年）

8. 感性を豊かにする読書活動の推進

「学校図書館を活用した授業実践例」（令和7年3月予定）

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月）文部科学省

「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（令和3年3月）

「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和3年3月）

学校図書館ガイドライン（平成28年11月）文部科学省

学校図書館法（平成26年6月改正）

「学校図書館司書教諭の発令について」（平成15年1月）文部科学省

学校図書館図書標準（平成5年3月）文部科学省

9. 不登校、ヤングケアラーや、いじめ・暴力行為等の問題行動等への取組みの推進

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」（令和6年8月）文部科学省

「学校等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について」（令和6年6月）文部科学省

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂）文部科学省

「ヤングケアラーの支援に向けて」(令和5年10月)

「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」(令和5年7月) 文部科学省

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」(令和5年3月) 文部科学省

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月) 文部科学省

人権教育リーフレット「ヤングケアラー」(令和5年3月)

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(令和5年2月) 文部科学省

「生徒指導提要」(令和4年12月) 文部科学省

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月) 不登校に関する調査研究協力者会議

人権教育リーフレット「情報化社会における子どもの人権」(令和4年3月)

「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」(令和3年9月)

「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」(令和2年4月)

「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)

「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月) 文部科学省

「いじめ対応セルフチェックシート(府内小中学校等におけるいじめ対応について)」(令和元年6月)

「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(平成31年3月)

「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援推進事業の取組みより～」(平成30年2月)

「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」(平成29年8月)

「学校における人権教育推進のための資料集」(平成29年4月改訂)

「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定) 文部科学省

「義務教育の段階における普通教育に相あする教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月) 文部科学省

人権教育リーフレット1「いじめ対応のポイント」 8「いじめの対応②」(平成26年3月)

「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成26年2月)

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)

「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」(平成25年8月)

「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」(平成24年12月)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月)

「いじめ対応プログラム指導案集」(平成23年)

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム(追加資料)」(毎年度)

「いじめ対応プログラム実践事例集」(平成20年7月)

「いじめ対応プログラムⅡ」(平成19年8月)

「いじめ対応プログラムⅠ」(平成19年6月)

「不登校未然防止－活用ヒント集50－」(平成19年5月)

「いじめ防止指針」(平成18年3月)

「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」(平成17年8月)

10. 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(令和5年7月改正) 個人情報保護委員会

「個人情報の保護に関する法律」(令和5年4月改正・施行)

「こども基本法」(令和5年4月施行)

人権教育リーフレット2「子どもの虐待①改訂版」(令和3年3月)

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(令和元年12月)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月) 文部科学省

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」(平成30年7月) 文部科学省

「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」
(平成 27 年 7 月) 文部科学省
人権教育リーフレット 9 「子どもの虐待②」(平成 26 年 3 月)
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成 23 年 3 月改訂)

11. 体力づくりの推進と体育活動中の事故防止等の取組み

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(最新版を参照すること) スポーツ庁
「休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について」(令和 6 年 8 月)
「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」(令和 6 年 5 月)
「水泳等の事故防止について」(令和 6 年 5 月)
「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」(令和 6 年 3 月) スポーツ庁
「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和 5 年 8 月)
「事件・事故情報の共有・注意喚起について(部活動の帰宅中における中学生の死亡事案(熱中症疑い)の発生について)」(令和 5 年 8 月)
「熱中症事故の徹底及び「暑さ指数計」の適切な運用について」(令和 5 年 8 月)
「熱中症対策の一層の強化について」(令和 5 年 6 月)
「熱中症事故防止の徹底について」(令和 5 年 5 月)
「スポーツテスト(新体力テスト)チェックシートの活用について」(令和 4 年 6 月)
「小学生向け新体力テスト用動画教材の Web 配信について」(令和 3 年 3 月)
「令和 2 年度小学校『体育』指導力向上研究協議会(実技的演習)の中止に伴う動画教材の Web 配信について」
(令和 2 年 10 月)
「体育の授業がかわる! 簡単プログラム」(体力向上実践事例集活用プログラム)(令和元年 7 月)
「新体力テスト測定掲示ポスター」(最新版を参照すること)
「新体力テスト測定マニュアル」(平成 29 年 3 月)
「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」(体力向上実践事例集)(平成 29 年 3 月)
「めっちゃスマイル体操」「めっちゃ WAKUWAKU ダンス」(平成 27 年 3 月)
「『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について」(令和 3 年 6 月)
「熱中症対策アラートの活用及び周知について」(令和 3 年 6 月)
「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」(令和 2 年 3 月) スポーツ庁
「運動会・体育大会等における組体操について」(令和元年 6 月)
「『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について(令和元年 5 月)
「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」(平成 30 年 7 月) スポーツ庁
「落雷事故の防止について」(平成 30 年 7 月) 文部科学省
「武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について」(平成 29 年 6 月) スポーツ庁
「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について」(平成 29 年 1 月) スポーツ庁
「組体操等による事故の防止について」(平成 28 年 3 月) スポーツ庁
「平成 27 年度武道等指導充実・資質向上支援推進事業 大阪府 実践報告集」(平成 28 年 3 月)
「スポーツ事故防止対策映像資料(DVD)『運命の 5 分間 その時あなたは ～突然死を防ぐために～』」(平成 27 年 3 月) 独立行政法人日本スポーツ振興センター
「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」(平成 26 年 3 月・文部科学省)
「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について」(平成 25 年 9 月) 文部科学省
「学校の体育活動中の事故防止の徹底について」(平成 25 年 8 月)
「学校体育実技指導資料第 2 集 柔道指導の手引(三訂版)」(平成 25 年 3 月) 文部科学省
「学校等の柔道における安全指導について」(平成 22 年 7 月) 文部科学省
「体育授業中の事故防止について」(平成 19 年 10 月)

12. 健康教育の充実

「心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について(依頼)」(令和 6 年 6 月)
「学校における食物アレルギー対応マニュアル(大阪府立支援学校用)」(令和 6 年 6 月)
「依存症予防啓発ツールの活用について(依頼)」(令和 6 年 5 月)

[令和6年度がん教育に係る外部講師派遣可能医療機関一覧の送付について](#)（令和6年4月）
[「薬物乱用防止教室マニュアル」<令和5年度改訂>](#)（令和6年3月・日本学校保健会）
[「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」](#)（令和6年3月・日本学校保健会）
 令和6年度 がん教育に係る外部講師派遣について（令和6年2月）
[「大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の活用について」](#)（令和5年10月）
[「令和5年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について（依頼）」](#)（令和5年9月）
[「薬物乱用防止教育の充実について」](#)（令和5年9月）
[「令和5年度農薬危害防止運動の実施について（依頼）」](#)（令和5年6月）
[「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（依頼）」](#)（令和5年6月）
 学校保健安全法（令和5年5月施行）
[「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～」](#) 文部科学省（令和5年5月）
[「薬物乱用防止教育のために―指導参考事例集―（中学校版）」](#)の保健体育課ホームページ掲載について（令和5年3月）
[「薬害を学ぼう」](#)（令和4年6月改訂）厚生労働省
[「『救急蘇生法の指針2020（市民用）』の有効活用及び周知等について」](#)（令和4年6月）
[「学校における食物アレルギー対応ガイドライン<令和3年度改訂>」](#)（令和4年3月）
[「大麻乱用防止に向けた更なる取組等について」](#)（令和4年3月）
[「大麻等薬物乱用防止教育の更なる充実について」](#)（令和4年3月）
[「薬物乱用防止教育のために―指導参考事例集―（高等学校版）」](#)の保健体育課ホームページ掲載について（令和4年3月）
[「大麻等薬物乱用防止教育の充実について」](#)（令和3年10月）
[「ショックボタンを有さない自動体外式除細動器（オートショック AED）使用時の注意点に関する情報提供等の徹底について」](#)（令和3年8月）
[「生命の安全教育教材」](#)（令和3年4月・文部科学省）
[「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>」](#)（令和2年3月）日本学校保健会
[『「学校環境衛生管理マニュアル」の改訂について（通知）』](#)（平成30年7月）
[「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」](#)（平成30年4月）文部科学省
[「第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」](#)（平成30年3月）
[「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」](#)（平成30年2月）文部科学省
[「学校給食衛生管理基準の取扱いについて」](#)（平成29年8月）文部科学省
[「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」](#)（平成29年3月）文部科学省
[「学校事故対応に関する指針」の周知について](#)（平成28年3月）文部科学省
[小学生用食育教材「たのしい食事 つながる食育」](#)（平成28年2月）文部科学省
[「薬物乱用防止教育の推進について」](#)（平成28年2月）
[「アレルギー疾患対応資料の配布について」](#)（平成27年3月）
[「学校給食における食物アレルギー対応指針」](#)（平成27年3月）文部科学省
[人権教育リーフレット6「食物アレルギーのある子どもへの配慮」](#)（平成27年3月）
[「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『その時あなたは』](#)（平成27年3月）独立行政法人日本スポーツ振興センター
[「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」](#)（平成26年3月・文部科学省）
[「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」](#)（平成26年3月）文部科学省
[「学校給食施設・設備の改善事例集」](#)（平成25年3月）文部科学省
[「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」](#)（平成24年12月）
[「学校給食調理従事者研修マニュアル」](#)（平成24年3月）文部科学省
[「学校給食衛生管理基準の解説」](#)（平成23年3月）独立行政法人日本スポーツ振興センター
[「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」](#)（平成23年3月）文部科学省
[「おおさか食育ハンドブック」](#)（平成22年3月）大阪府スポーツ・教育振興財団
[「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅡ」](#)（平成22年3月）文部科学省

「学校給食衛生管理基準の施行について」(平成21年4月) 文部科学省
「学校給食における食中毒防止 Q&A」(平成21年3月) 独立行政法人日本スポーツ振興センター
「調理場における洗浄・消毒マニュアル I」(平成21年3月) 文部科学省
「学校給食調理場における手洗いマニュアル」(平成20年3月) 文部科学省
「一人ひとりの生と性 ～『性に関する指導』について～」(平成31年2月)
「性教育指導事例集」(平成15年3月)

13. 子どもの自主性を尊重した部活動の取組み

「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)
「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月) スポーツ庁
「学校の働き方改革をふまえた部活動改革について」(令和2年9月) スポーツ庁
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月) 文化庁
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月) スポーツ庁
「全校一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休業日)の実施について」(平成28年12月)
「運動部活動での指導のガイドラインについて」(平成25年5月) 文部科学省
「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」(平成24年8月)

14. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進

「大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項等」(毎年度)
「大阪府公立高等学校入学者選抜におけるオンライン出願システムに係る説明会」における説明動画及び説明資料(令和6年8月)
「奨学金等指導資料」(令和6年4月更新予定)
「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム(短縮版)」(令和6年3月)
「大阪府の高等学校等の授業料無償化制度について」(令和5年9月)
「自立活動ハンドブック(中学校版)」(令和4年3月)
「進路指導のための資料」(毎年度)
「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」(令和2年9月)
「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」(令和2年3月) 文部科学省
大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」
「大阪府版キャリア・パスポート」(令和2年1月)
「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」(令和2年1月)
「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」(平成31年3月)
「学校における進路指導について(通知)」(平成30年5月)
「進路選択に向けて」(多言語版、毎年度)
「多言語による学校生活サポート情報」(平成13年3月～)

15. 社会とつながる学習活動の推進

「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム(短縮版)」(令和6年3月)
「小学校特別活動映像資料 児童会活動・クラブ活動編」(令和6年3月) 文部科学省
「中学校・高等学校特別活動指導資料」(令和5年5月) 国立教育政策研究所
「『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」(令和4年9月) 文部科学省
「小学校特別活動映像資料」(令和4年4月) 国立教育政策研究所
「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編)」(令和4年3月) 文部科学省
「小・中学校における環境教育の推進」(令和7年3月予定)
「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編)」(令和3年3月) 文部科学省
「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」(令和2年9月)

「家畜伝染病予防法」(令和2年3月改正)
「動物の愛護及び管理に関する法律」(令和元年6月改正)
「[休日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて](#)」
(平成31年3月) 文部科学省
「[民主主義など社会のしくみについての教育](#)」(平成27年7月)
「[学校における望ましい動物飼育のあり方](#)」(平成18年6月改訂) 日本初等理科教育研究会

16. 幼児期における子どもの資質・能力の育成

「[幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと?](#)」(令和6年4月) 文部科学省
「[学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～](#)」(令和5年2月) 中央教育審議会
「[幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会一審議経過報告一](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き\(初版\)](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
「[幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料\(初版\)](#)」(令和4年3月) 中央教育審議会
「[幼児教育研修体系](#)」(令和4年3月)
「[幼児教育推進指針](#)」(平成31年4月改訂)
「[園内研修のすすめ方 vol. 2](#)」(平成31年3月)
「[幼児理解に基づいた評価](#)」(平成31年3月) 文部科学省
「[園内研修のすすめ方 vol. 1](#)」(平成30年3月)
「[スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット～幼児教育と小学校教育をつなぐ工夫～](#)」(平成30年3月)
「[発達や学びをつなぐスタートカリキュラム](#)」(平成30年3月) 文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
「[幼稚園教育要領](#)」「[幼保連携型認定こども園教育・保育要領](#)」「[保育所保育指針](#)」(平成29年3月) 文部科学省・内閣府・厚生労働省
「[スタートカリキュラムスタートブック](#)」(平成27年1月) 文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター

17. 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携

「[大阪府子ども総合計画\(第三次大阪府子どもの貧困対策計画\)](#)」(令和7年3月末公開予定)
「[学校等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について](#)」(令和6年6月) 文部科学省
「[ヤングケアラーの支援に向けて](#)」(令和5年10月)
「[こども基本法](#)」(令和5年4月施行)
「[いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について](#)」(令和5年2月) 文部科学省
「[効果的な児童生徒支援のために～専門家多職種連携のてびき](#)」(令和5年2月)
「[生徒指導提要](#)」(令和4年12月) 文部科学省
「[ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み](#)」(令和3年9月)
人権教育リーフレット2「[子どもの虐待①改訂版](#)」(令和3年3月)
「[大阪府子ども総合計画\(第二次大阪府子どもの貧困対策計画\)](#)」(令和2年3月)
「[子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編](#)」(令和元年12月)
「[学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き](#)」(令和元年5月) 文部科学省
「[学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について](#)」
(平成31年2月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省
「[児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について](#)」(平成31年2月) 内閣府、文部科学省、厚生労働省
「[『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について](#)」(平成30年7月) 文部科学省
「[一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について](#)」
(平成27年7月) 文部科学省
人権教育リーフレット9「[子どもの虐待②](#)」(平成26年3月)
「[子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～](#)」(平成23年3月改訂)

18. 教育コミュニティづくりの推進

「教育コミュニティづくり情報ページ」(随時更新)

「おおさか元気広場(放課後子ども教室)企業・団体による活動プログラム一覧(令和7年4月改定版)」(令和7年4月予定)

「社会教育法」(令和4年6月改正)

「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き(令和元年改訂版)」(令和2年10月) 文部科学省

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5(令和2年3月最終改正)

「わたしのまちの教育コミュニティ」(平成31年2月)

19. 家庭教育支援の充実

「特色ある家庭教育支援の取組み一覧」(随時更新)

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(令和6年3月増補)

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」(令和6年3月増補)

「乳幼児期に育みたい! 未来に向かう力」周知チラシ(令和6年3月)

「訪問型家庭教育支援のてびき」(令和6年2月)

「訪問型家庭教育支援 学校と家庭と地域をつなぎ子育て家庭をチームで応援」(令和4年10月)

「未来に向かう力を育む 家庭教育支援・子育て支援に関わるの方々のための手引書」(令和4年3月)

「乳幼児期に育みたい! 未来に向かう力」(令和2年3月)

「保護者・地域とともにはぐくむ大阪の子どもたちの学力 part 1～3」(平成21年1月、平成20年1月)

20. 働き方改革

「府立学校教員の働き方改革」(随時更新)

「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)

「学校における働き方改革の取組みについて(通知・別紙)」(令和5年2月)

「全校一斉定時退庁日の実施について(通知)」(令和5年2月)

「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」(令和4年3月) 文部科学省

「三六協定締結の手引き(府立学校版)」(令和4年3月改定)

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(令和3年2月改訂) 厚生労働省

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び『休日のまとめ取り』のための1年単位の変形労働時間制等における不適切な運用に関する相談窓口について」(令和2年10月) 文部科学省

「学校の働き方改革をふまえた部活動改革について」(令和2年9月) スポーツ庁

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改正等について(通知)(令和2年7月) 文部科学省

「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(令和2年3月)

「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(令和2年3月改正)

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(令和2年3月)

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」(令和2年3月)

「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」(令和元年6月) 文部科学省

「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために(第3版)～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～」(平成31年4月) 文部科学省

「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」(平成31年3月)

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月) 文部科学省

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」(平成31年3月) 文部科学省

「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」(平成30年3月)

「全庁一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休業日)の実施について」(平成28年12月)

「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」(平成7年3月)

「労働安全衛生規則」(昭和47年9月 労働省令第32号)

「労働安全衛生法」(昭和47年6月)
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)
「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(昭和41年1月)(いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度など)
本冊子巻末資料 P.92 I-6公立学校共済組合大阪支部 [大阪メンタルヘルス総合センター](#)

21. 教職員の資質・能力の向上

「ミドルリーダー育成プログラム」(毎年度)
「教職員人権研修ハンドブック」(令和7年3月改訂予定)
「初任者等育成プログラム」(令和7年3月改訂予定)
「大阪府教員等研修計画」(令和7年3月改訂予定)
「育児休業等の実施手続等に関する要綱」(令和4年10月1日)
「公立学校における特定事業主行動計画(2021)」(令和3年4月)
「教職員の評価・育成システム 手引き」(令和3年3月改訂)
「次世代の教職員を育てる OJT のすすめ」(令和3年3月改訂)
「大阪府教育委員会特定事業主行動計画(府立学校編)の策定について」(令和2年10月)
「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」(令和2年3月)
「メンタリング・ハンドブック」(令和2年3月改訂)
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年6月)
「次世代を担う教員の育成のために」(平成18年7月)
[教育公務員特例法第22条](#)
[次世代育成支援対策推進法](#)(平成15年7月)

22. 学校の組織力の向上

「学校評価ガイドライン」[平成28年改訂](平成28年3月)文部科学省
「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」(平成27年7月)文部科学省

23. 不祥事の防止

「教科書採択における公正確保の徹底等について」(毎年)
「教職員の綱紀の保持について(通達)」(令和6年7月)
「不祥事予防に向けて 自己点検<<チェックリスト・例(改訂版)>>」(令和6年3月改訂)
「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」(令和6年3月改正)
「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」(令和6年3月改正)
「通勤認定の取扱いについて」(令和6年3月)
「通勤手当の事後の確認について」(令和5年9月改正)
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月)文部科学省
「通勤手当不正受給防止の徹底について」(令和3年8月)
「大阪府教育委員会綱紀保持指針」(令和3年3月改正)
「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について(通知)」(令和2年12月)
「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について(通知)」(令和2年12月)
「通勤手当の支給方法について」(令和2年2月改正)
「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和2年2月)
「病気休暇の承認手続きの見直しについて」(平成25年3月)
「大阪府教育委員会服務指導指針」(平成24年11月改正)

24. 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

「児童・生徒に対する性暴力等の禁止の徹底について(通知)」(令和6年8月)
「不祥事予防に向けて 自己点検<<チェックリスト・例(改訂版)>>」(令和6年3月改訂)

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月)
「こども基本法」(令和5年4月施行)
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について」(令和5年7月改訂) 文部科学省
「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」(令和3年7月)
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和5年7月改正)
「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和2年2月)
「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(令和元年10月)
「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」(令和3年12月改正)
「性の多様性の理解を進めるために」(令和2年4月)
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成29年5月改訂)
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月) 文部科学省
「セクシュアル・ハラスメント防止のために一障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点」(平成22年11月)
「体罰防止マニュアル」(改訂版)(平成19年11月)
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」(平成15年3月)

25. 職場におけるハラスメントの防止

「職場における教職員間のハラスメント相談員の手引き」(令和4年10月)
「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(令和4年4月1日改正)
「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」(令和4年4月1日改正)
「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(令和4年4月1日改正)
「ハラスメント『0(ゼロ)』に向けて」教育長メッセージ(令和4年4月)

26. 「指導が不適切である」教員への対応

「教員の資質向上をめざしてー『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引きー」(令和5年10月改訂)

27. 自然災害等に備えた安全・安心な教育環境の確保及び安全教育の充実

「子どもの安全確保推進月間の周知及び広報啓発ポスターの送付について」(令和6年5月)
「『学校事故対応に関する指針』の改訂について」(令和6年3月)
「学校における安全点検要領」の活用について(令和6年3月)
「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」(令和5年3月)
「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年7月)
「自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について(依頼)」(令和4年7月)
「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」(令和3年6月)
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について(令和3年6月)
「学校における防災教育の手引き(改訂2版 補訂版)」(令和元年6月改訂、令和3年3月補訂)
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月) 文部科学省
「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(平成31年3月)
「『登下校防犯プラン』について」(平成30年7月)
「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月) 文部科学省
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について(平成28年3月) 学校保健安全法(平成27年6月改正)
「『大阪府津波浸水想定』の設定について」(平成25年8月)
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成25年3月) 文部科学省
「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月) 文部科学省

「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」(平成23年3月)文部科学省
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月)文部科学省
「こどもエンパワメント支援指導事例集」(平成19年3月)
「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」(平成17年3月)
「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」(平成16年3月)
「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」(平成16年1月)文部科学省
「学校の安全管理に関する取組事例集」(平成15年6月)文部科学省
安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」(平成15年3月)
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」(平成14年10月)
「学校における児童生徒等の安全を確保するために」(平成13年7月)

第6章関連事項

「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」(令和5年3月改正)文部科学省
「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について」(令和3年5月)文部科学省
大阪府福祉のまちづくり条例(令和3年10月改正)

第7章の参考資料

「大阪府人権教育推進計画」(令和4年9月改定)
「大阪府人権施策推進基本方針」(令和3年12月改正)
「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」(平成30年3月改訂)
「人権啓発学習教材『動詞からひろがる人権学習』」(平成30年12月改訂)
「大阪府識字施策推進指針(改訂版)」(平成17年10月策定)
「文字・活字文化振興法」(平成17年7月)

第8章の参考資料

「大阪府文化財保存活用大綱」(令和2年3月)



©Expo 2025



教育庁市町村教育室小中学校課
〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL 06(6941)0351
ホームページアドレス [https://www. pref. OSAKA. lg. jp/kyoikusomu/homepage/index. html](https://www.pref. OSAKA. lg. jp/kyoikusomu/homepage/index. html)
電子メール shichosonkyoiku@sbox. pref. OSAKA. lg. jp